

## 議事日程 (第3号)

令和7年12月8日(月曜日) 午前10時開議

(開議)

第1 一般質問

(散会)

## 会議に付した事件

日程第1 一般質問

## 出席議員 (57人)

1番	菊地	公平	2番	佐藤	栄作
3番	上野	照弘	4番	吉村	太志
5番	田仲	常郎	6番	宮崎	吉輝
7番	中村	義雄	8番	鷹木	研一郎
9番	戸町	武弘	10番	香月	耕治
11番	片山	尹	12番	村上	幸一
13番	日野	雄二	14番	吉田	幸正
15番	西田	一	16番	田中	元也
17番	金子	秀一	18番	廣田	信也
19番	立山	幸子	20番	たかの	久仁子
21番	小松	みさ子	22番	富士川	厚子
23番	小渡	辺修一	24番	中島	隆治
25番	松岡	裕一郎	26番	木畑	広宣
27番	村上	直樹	28番	成重	正丈
29番	岡本	義之	30番	三宅	まゆみ
31番	森本	由美	32番	大久保	無我
33番	小宮	けい子	34番	森	結実子
35番	泉	日出夫	36番	中山	じゅん子
37番	山崎	英樹	38番	山田	大輔
39番	宇都宮	亮	40番	永井	佑
41番	伊藤	淳一	42番	宇土	浩一郎
43番	高橋	都	44番	山内	涼成
45番	荒川	徹	46番	大石	正信
47番	伊崎	大義	48番	本田	一郎
49番	奥村	直樹	50番	井上	しんご
51番	柳井	誠	52番	村上	さとし
53番	小宮	良彦	54番	小金丸	かずよし
55番	松尾	和也	56番	有田	絵里
57番	井上	純子			

## 欠席議員 (0人)

## 説明のために出席した者の職氏名

市長	武内和久	副市長	江口哲郎
副市長	片山憲一	副市長	大庭千賀子
会計室長	中村彰雄	危機管理監	柏井宏之
技術監理局長	尊田利文	政策局長	小杉繁樹
総務市民局長	三浦隆宏	財政・変革局長	武田信一
保健福祉局長	武藤朋美	子ども家庭局長	小林亮介
環境局長	木下孝則	産業経済局長	柴田泰平
都市ブランド 創造局長	小笠原圭子	都市戦略局長	小野勝也
都市整備局長	持山泰生	港湾空港局長	倉富樹一郎
消防局長	岸本孝司	上下水道局長	廣中忠孝
交通局長	白石基	公営競技局長	春日伸一
教育長	太田清治	行政委員会 事務局長	兼尾明利

## 職務のために出席した事務局職員の職氏名

事務局長	天本克己	次長	檜木野裕
議事課長	木村貴治		ほか関係職員

## 午前10時00分開議

○副議長（村上直樹君）ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、12月5日に引き続き一般質問を行います。53番 小宮議員。

○53番（小宮良彦君）おはようございます。まるまる戸畑と八幡会、小宮良彦でございます。

皆さん、寒くなりました。インフルエンザがはやっております。私も元医療従事者ですので、手洗い、うがい、一生懸命やって感染症予防に努めましょう。

まずもって、昨日ですが、第28回北九州市手話フェスティバルにお伺いさせていただきました。手話と聞いて真っ先に頭に描いたのは、保健福祉子ども委員会委員長の公明党金子秀一議員を思い出しました。我が町、戸畑区まで足を運び、手話の勉強を熱心に取り組まれていることを思い出しながら聞かせていただきました。今回のテーマは、講師に大阪から清田廣先生を迎え、人としてあたりまえに生きたい～60年のろう運動、次世代へ～という内容で、約1時間、御講演がありました。ろう者の人権や歴史、今後の在り方についての御講演、本当に勉強になり、私も元介護福祉事業従事者、医療従事者として考えさせられることが多かったです。開催された北九州市聴覚障害者協会の方々、本当にありがとうございました。そして、お疲れさまでした。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、特別支援学校の修学旅行誘致についてお伺いします。

近年、全国的に特別支援学校における修学旅行の実施に関して、旅行業者の確保が困難であるという課題が広く認識されつつあります。加えて、旅行先の選定においても、毎年同じ場所を継続して利用することが難しく、各地の特別支援学校が様々な事情を踏まえながら、毎年と異なる修学旅行先を模索しているという実情があると伺っております。こうした背景から、全国的にも修学旅行の受入先の確保に苦慮されている状況が続いているとのことでした。

修学旅行は、単なる観光ではなく、教育的、社会的意義の極めて高い体験であり、集団生活や社会参加の機会として重要な役割を果たしております。しかしながら、特別支援学校に通う児童や生徒にとっては、受入先におけるバリアフリー対応の不備や障害のある児童生徒への支援体制が不十分であることなどにより、修学旅行先の選択肢が限られてしまうという課題が依然として存在しております。

このような状況を踏まえ、自治体、観光事業者、教育機関が連携し、特別支援学校の修学旅行を積極的に受け入れる体制を構築することは、地域福祉の活性化及び共生社会の実現に向けた極めて意義の深い取組であると考えております。

本市は、豊かな自然環境、歴史文化、産業観光資源を有していることに加え、体験型施設やエコタウンなど、教育的価値の高い観光スポットが多数存在しております。また、公害を克服した都市としての歩みは、環境学習の場としても高い評価を得られているものと存じます。これらの資源を生かすことで、本市は特別支援学校の修学旅行先になり得る十分なポテンシャル

を有していると確信しております。

さらに、本市は、小児医療が充実している都市としての評価も高く、医療的ケアが必要な児童生徒も安心して滞在できる環境が整っております。修学旅行中に万が一の事態が発生した際にも、地域の医療機関との連携により迅速かつ適切な対応が可能であり、保護者や学校関係者にとっても大きな安心材料となります。

こうした観光資源と医療体制の両面において優位性を有する本市が、特別支援学校修学旅行受入れモデル都市として宣言を行い、全国の特別支援学校に対して積極的な誘致、営業活動を展開することは、共生社会の実現に向けた象徴的な取組と考えます。

つきましては、本市がその強みを最大限に生かし、特別支援学校の修学旅行受入れに関する体制整備と情報発信を進めることについて、前向きに御検討してはどうかと考えますが、見解を伺います。

次に、市立八幡病院の病院救急車更新のためのクラウドファンディングについてお伺いします。

市立八幡病院は、北九州市の救急のとりでとして、24時間365日断らない救急を使命に上げ、地域の命を守る医療を提供しています。また、災害拠点病院としてDMATを全国の被災地に派遣し、広く医療支援を行っております。

その活動の最前線を担ってきたのは、病院救急車、15年にわたる出動を経て老朽化が進み、更新の必要に迫られております。北九州市のような広域都市においては、迅速な初期対応が命を左右する場面も多く、病院救急車の果たす役割は年々重要性を増しております。

このような中、現在、市立八幡病院は、クラウドファンディングという手法を活用し、病院救急車の更新費用を募る取組を行っております。この取組は、地域医療の充実と市民参加型の財源確保という観点から、極めて意義深いものであると考えます。特に、厳しい財務状況の中、病院自らが考え、創意工夫を凝らし、市民との協働によって医療体制の維持強化を図ろうとする姿勢は、単なる資金調達手段にとどまらず、市民との協働による新たな公共財源の確保という点でも、先進かつ意義深いものと受け止めております。

さらに、今後は、公共施設の運営における透明性と市民参加型の取組のモデルとして、他の施設にも波及する可能性を持つと考えます。

このような取組に対して、行政としても積極的に支援し、広く市民に周知することは、地域全体の医療意識の向上と寄附文化の醸成にもつながると考えます。

そこで、このような状況を踏まえ、2点お伺いします。

1点目に、市立八幡病院がクラウドファンディングを通して病院救急車の更新を目指すという今回の取組について、市としてどのような認識を持ち、どのように評価されているのか、伺います。

2点目に、クラウドファンディングの広報に関する支援体制について伺います。

クラウドファンディングは、インターネットを通じた情報発信が中心となるため、病院単独での広報活動には限界があると考えます。特に、高齢者層やクラウドファンディングになじみのない市民に対して情報が届きにくいという課題もあります。こうした状況を踏まえ、市としても、広報紙への掲載、また、公式SNSでの発信など、極力お金をかけずに広報支援を行ってはどうかと考えますが、見解を伺います。

最後に、街路樹のせん定基準の明確化についてお伺いします。

近年、北九州市内において、街路樹の枝が歩道や車道に張り出したり、歩道の雑草が車道まで伸び切っているなど、通行者の安全を脅かす事例が多数報告されております。これは全市的な問題と考えられます。また、通学路や高齢者の生活動線上における枝葉が視野を遮る状況が確認されております。地域住民から、せん定の基準が不明確で、対応の遅れが不安を招いていると声が寄せられております。また、高く伸びた街路樹が電線に接触したままになっているなど、危険な状況も確認されております。

街路樹は、都市景観や環境保全に資する重要な公共資産である一方、適切な管理がなされなければ通行障害や事故の原因となり、行政の責任が問われる事態にもつながりかねません。市民の安全と信頼を確保するためには、せん定の判断基準を明確にし、誰がどのような状況で対応するのかを市民に分かりやすく示す必要があると考えます。

そこで、2点、お伺いします。

まず、市が管理する街路樹のせん定に関する基準の明文化について伺います。

せん定の頻度や判断基準はどのように定められているのでしょうか。また、民有地から道路に張り出した枝に対して、市としてどのような対応を行っているのか。通報や苦情が寄せられた際の現地確認の体制や対応までのフローなどについての基準を市民に示すの示すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

2点目に、街路樹のせん定に関わる予算と執行状況について伺います。

令和6年における街路樹のせん定関連の予算額とその執行率はどの程度でしょうか。また、せん定未実施による事故に伴う損害賠償事例の有無とその対応状況についても併せて伺います。

以上、街路樹のせん定に関する基準の明確化と市民への周知は、安全確保と行政の信頼の根幹をなすものであり、実効性のある管理体制の構築と持続可能な街路樹管理の推進を期待し、誠意ある御答弁をお願い申し上げます。

以上で私の第1質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君） 市長。

○市長（武内和久君） 皆さんおはようございます。

大項目2つ目、市立八幡病院の病院救急車更新のためのクラウドファンディングについて、市としてどのような認識を持ち、どのように評価をされているのかというお尋ねがございました。

た。

市立八幡病院は、北九州市の地域医療の中でも、未来を担う子供たちの健康を守る小児医療や救急医療において中核的な役割を担い、市民の皆様の信頼を築いてまいりました。また、北九州市内の災害拠点病院の統括病院としての役割を担い、市内のみならず、全国の災害現場で医療活動を行ってきました。

こうした中、今回、市立八幡病院では、所有する病院救急車の更新に当たり、その資金確保の方策として、市域を超えて幅広く支援を募ることができるクラウドファンディングに挑戦しておられます。

更新を予定している病院救急車は、導入から15年、一人でも多くの人命を救うため、医療従事者を乗せ、24時間365日、大規模な交通事故現場などに医療を届けてきました。このたび、先端の医療機器を搭載した高性能な病院救急車を配備することで、より迅速で適切な医療の提供を目指しておられます。

一方、市立病院が将来にわたり、よりよい医療サービスを提供し、その役割を果たしていくためには、健全な業務運営を自律的に進めていくことが重要と認識をしております。病院救急車に限らず、市立病院は、様々な医療機器や設備をその経営の中で適切に更新する必要があります。収支状況が厳しい中でも、自ら工夫を凝らし、広く支援を募る努力をされており、私自身もメッセージ動画でこの取組を応援させていただいております。

このような努力もあり、クラウドファンディングには既に多くの御支援を賜っており、10月半ばの募集開始から1か月足らずで当初の目標金額2,000万円を達成できたと聞いております。そのため、市立八幡病院は、救急車に搭載する機器の充実に向けまして、第2の目標金額、ネクストゴール3,000万円というものを設定いたしまして、最終日の今月18日まで、広報、周知に努めておられます。市立八幡病院のこの挑戦に多くの御支援を賜り、市立病院機構の設立者としても、私から感謝を申し上げたいと存じます。

北九州市といたしましては、地域における小児、救急、災害医療の要である市立八幡病院が充実した医療を市民の皆様へ継続して提供できるよう、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）次に、特別支援学校の修学旅行誘致について、受入れモデル都市としての宣言を行い、受入れの体制整備や情報発信を検討してはどうかとの質問にお答えいたします。

特別支援学校の修学旅行につきましては、障害のある児童生徒の卒業後の生活を見据えた社会参加や自立に必要な行動の仕方を学ぶこと、また、公共交通機関や宿泊施設での経験を通じた集団生活の在り方や生活習慣の獲得、公衆道徳やコミュニケーションなどについて望ましい体験を積む大切な学習の場であると考えております。

一方、受入れに当たりましては、肢体不自由、知的障害、発達障害、視覚、聴覚障害、医療的ケア児など、障害の特性に応じて、受入れ側のバリアフリー化やサポート体制などの環境整備、移動手段の確保など様々な対応の必要があることも認識をしております。

このような中、北九州市では、特別支援学校を含む修学旅行の幅広いニーズに一元的に対応するため、令和6年4月にワンストップ窓口、北九州修学旅行サポートセンターを創設いたしまして、民間事業者と連携しながら、北九州市ならではの修学旅行プログラムの開発、販売などを進め、修学旅行の誘致活動を行っているところでございます。この結果、令和6年度は、バリアフリーに対応しているいのちのたび博物館やスペースLABOでは、北九州市外から両施設合計で延べ52校、1,726人の特別支援学校の修学旅行などを受け入れているところでございます。

北九州市といたしましては、現時点で受入れモデル都市の宣言といったことまでは考えておりませんが、様々な状況にある方に安心して御利用いただける環境づくりは大変重要と考えておりまして、まずは施設等での受入れ環境の充実に取り組むとともに、特別支援学校から相談があった際には、民間事業者や関係部署とも連携を図りながら、一つ一つ丁寧に対応を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）市立八幡病院の病院救急車更新についてのクラウドファンディングの残りの御質問にお答えいたします。

市としても広報、発信の支援をしてはどうかとお尋ねでございます。

市立八幡病院は、長年にわたり、北九州市の地域医療の中核として、特に小児、救急、災害医療を提供しており、病院救急車も大きな役割を果たしてきました。市立八幡病院は、これらの医療を支える病院救急車の購入資金をクラウドファンディングにより調達するに当たり、広く周知を図るため、10月14日に院長自ら記者発表を行い、テレビや新聞など複数のメディアで取り上げていただきました。

さらに、PR用のチラシの配布や病院受付での周知、関係医療機関や企業等への直接の呼びかけ、SNSへの投稿など、病院による様々な情報発信を行われています。

他方、市立病院機構の設立者であります北九州市としましては、クラウドファンディング開始時に市長の応援メッセージの動画を作成しましたほか、市政だよりへの掲載といった支援を行ってきました。

さらなる支援としまして、北九州市では、11月25日から市のホームページにクラウドファンディングの記事を掲載し、第2の目標金額3,000万円の達成に向け、支援をしております。加えまして、市公式SNSへの投稿や市外の方に対してもメールマガジン北九州市応援団ニュースの配信やプレスニュースリリース配信サービスであるPR TIMESを活用するなど、さらなる情報発信を行いたいと考えております。

引き続き、より多くの御支援を賜ることができるよう、病院機構と共に北九州市としての広報を行うことで、支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（持山泰生君）最後に、街路樹のせん定基準の明確化につきまして、街路樹のせん定に関する基準はどのように定められているのか。また、民有地から道路に張り出した枝について、どのような対応を行っているのか。街路樹せん定に係る予算と執行状況についてのお尋ねについて、まとめて御答弁いたします。

街路樹は、自然に触れ合う機会の少なくなった市民の皆様に季節の移り変わりを知らせてくれ、また、夏の暑い日差しや排気ガス、騒音を和らげる役割を担っております。街路樹は、成長に伴い、車や歩行者の通行への影響や信号機等の視認性の妨げ、車両への接触など、交通安全に影響を与える可能性があるため、適切な維持管理が大切であり、定期的、または、必要に応じて局所的、臨時的にせん定をしております。さらに、主要な幹線道路におきましては、幹周りが大きい街路樹を対象にいたしまして、専門家による点検を実施してございます。倒木のおそれがある樹木の早期発見に努めております。

せん定に当たりましては、車道や歩道の幅員、周囲の建物状況などを踏まえ、樹木に適した高さや枝の広がりを考慮いたしまして、町並みに調和するように配慮し、個別具体的にせん定の必要性や頻度を総合的に判断しております。

続きまして、民有地から張り出している枝につきましては、土地所有者に所有権があるため、原則として市で伐採やせん定はできません。

他方、道路管理者として、道路に張り出した枝が通行の障害となっている場合には、所有者にせん定をお願いしております。ただし、所有者不明、さらには、自然災害に伴う倒木など急迫の事情がある場合は、民法の規定に従いましてせん定、伐採を行うこともございます。

議員お尋ねの市民から通報等が寄せられた際の現地確認の体制や対応までのフローにつきましては、街路樹のせん定や民有地から道路に張り出した枝等に関するお困り事がございましたら、区役所まちづくり整備課へ御相談いただくよう、市政だよりなどでお知らせをしております。御要望が寄せられた場合は、可能な限り速やかに現地を確認し、必要に応じて対応する体制を整えております。

また、新たに令和5年10月から、道路や公園などの損傷をスマートフォンなどから簡単に通報できるKit a Q市民レポートによる情報提供の仕組みも整えております。

2点目に、街路樹せん定に係る予算と施行状況、また、せん定未実施による事故に関するお尋ねにつきましては、令和6年度の予算額は、公園樹木のせん定及び除草を含めて約11.3億円で、執行率は100%となっております。

また、市が管理する道路において、街路樹せん定が未実施の枝が原因となった事故につきましては、令和6年度で3件ございます。これらに対しましては、再発防止のため、街路樹のせ

ん定を行うとともに、被害者に対しましては損害を賠償いたしました。

いずれにいたしましても、街路樹は都市景観や環境保全に資する市民の大切な財産であることから、引き続き適切な維持管理に努め、彩りある町の実現を図ってまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（村上直樹君）53番 小宮議員。

○53番（小宮良彦君）御丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、第2質問をさせていただきます。

質問が前後しますが、まず質問ではないですが、市立八幡病院のクラウドファンディングによる救急車の購入に関して、私、先ほど調べました。残り10日になりまして、2,960万円を超える皆様からの御寄附がっております。市としても、市長のメッセージもありましたし、いろんなSNS、報道各社でも宣伝というか広報していただいていることを認識しました。地域医療の充実と市民参加型の公共財源の確保のモデルケースとして、今後も広く展開していただきたいと強く期待しております。

次に、街路樹のせん定についてですが、ありがとうございます。御丁寧な御答弁をいただきました。

1つ、気になる点があります。私も議員になる前から思っていたことがありまして、私も町内会長をしております。街路樹のせん定など、どこの木をいつからせん定しますとか、地域住民に告知、これは自治会ではなく、実際にせん定する木などに場所が決まったらお示しをするなど、告知することで、住宅地でありましたらう回さないといけないときもありますし、大体いつ頃から始まり、この木はいつ頃、この通りはいつ頃とかという表記をすれば住民は安心すると思っております、そのところ御見解を伺います。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（持山泰生君）街路樹のせん定に当たりましては、路線の延長が長くて、関係する自治会が多くありまして、また、作業工程によってもせん定の時期が前後する場合がございます。ただし、御指摘の点につきましては、どういった周知の方法がよいのか、今後検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）53番 小宮議員。

○53番（小宮良彦君）ありがとうございます。よろしく願いいたします。

最後に、特別支援学校の修学旅行の誘致について、いろんな御意見等を私もお伺いしております。特支の児童生徒さんが、これだけポテンシャルのあるこの町、本市に修学旅行で来ていただいたら、見るところもあるし体験型施設もある。さらに、今旅行者さんが、非常に本市の特支学校の方も御苦労なさって、なかなか入札に手を挙げていただけないという事情もあります。市として、現場の先生たちも御苦労なさっている関係もありまして、誘致することによって、旅行者さんが北九州市に来て、そこでちょっと関係が深まったら、北九州市の特別支

援学校の旅行先にも手を挙げてくれる可能性がゼロではないと私は考えております。どうかその辺を考えて、宣言は考えていないとおっしゃいましたが、前向きに、待っているだけではなく、広報とかは難しいでしょうか。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）実績といたしましては、先ほど御紹介をいたしましたように、令和6年度で52校、1,700人余りの受入れというの既に行っているところでございます。これは、いのちのたび、それから、スペースLABOという数字でございますけれども、おっしゃるように市内にはいろいろな施設がありまして、いろいろな施設で受入れ体制を充実させるっていうことは、私たちもその方向でやっていくべきとは思っております。

そして、修学旅行になりますと、施設だけではなくて、宿泊との組合せ、移動手段っていうのも様々必要になってまいりますので、そんな中で旅行事業者の方に入っていただく必要があるということで、今JTBの北九州支店内にワンストップ窓口を設けて、一つ一つ個別に対応しているという状況でございます。

私たちも、御相談に応じて、来られる方のいろんな特性に応じて、じゃあこれは対応できるのか、ここは難しいのか、そういった一つ一つのことがありますので、そういったことに丁寧に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）53番 小宮議員。

○53番（小宮良彦君）ありがとうございます。特支の学校の方々も本市に来られるように、今後ともよろしく願います。

時間も少なくなりました。これは、もう最後、質問ではなく、皆様へのお願いです。私は、戸畑区浅生から本日も参りました。私世代の戸畑の人は、戸畑商業高校という名前のほうがいまだなじみ深いではありますが、北九州市立高校が戸畑区浅生にあります。御存じのとおり、全国高校駅伝に2年ぶり、13回目の出場です。ピンクのウェアを着て、今、女生徒たちが一生懸命走り込みをやっております。どうか郷土の誇りを胸に都大路で激走する北九州市立高校の部員を応援しましょう。ゼッケン番号60番です。ピンクのユニホームです。よろしく願います。ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。50番 井上議員。

○50番（井上しんご君）皆さんおはようございます。12月ではありますけども、本会議質問に関係がありますので、今日はかりゆしウェアを着て質問させていただきます。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

まず初めに、戦後80年、八幡大空襲をはじめ、北九州の戦争の記憶を後世に継承することについて伺います。

今年は、さきの敗戦から80年目の節目であり、地上戦が行われた沖縄県や被爆地である広島市、長崎市では、内閣総理大臣、最高裁判所長官、衆参国会議長の三権の長が参加し、沖縄全

戦没者追悼式、広島平和記念式典、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典が行われました。

八幡東区では、八幡大空襲から80年の今年8月8日に、300の方が窒息により亡くなった小伊藤山防空ごうのあった小伊藤山公園の慰霊塔の前で八幡大空襲戦後80年慰霊祭が、そして、市立谷口霊園では、空襲による戦没者を追悼する戦災殉難者之碑の前で八幡大空襲戦災殉難者慰霊祭が、それぞれ八幡東区長の出席の下、行われました。節目の今年は、八幡東区全ての市民センターで八幡大空襲や平和を考える企画が行われ、市主催による平和学習事業もあり、八幡大空襲の惨禍を継承し、慰霊する機会が増えた1年でした。来年度以降も、市主催による八幡大空襲を考える平和事業や追悼式等の開催を求めるものです。

谷口霊園の戦災殉難者之碑は、旧八幡市の守田市長が昭和30年8月8日に建立したもので、5市合併前までは、旧八幡市主催による慰霊祭が市長出席の下、行われていたと言われていました。戦後80年の今年、この節目の年に、小伊藤山公園の慰霊塔と谷口霊園の殉難者之碑を訪れ、北九州市長として慰霊の献花をすることを求めるものです。見解をお聞かせください。

昭和20年12月にまとめられた戦災概況図によると、8月8日の大空襲により、旧八幡市で1,785の方が犠牲になり、旧若松市でも65名、旧戸畑市で27名、旧小倉市で1名、4市合わせて1,878名の方が亡くなられたと記載されています。旧八幡市衛生課の職員で空襲犠牲者の火葬を担当した方は、昭和46年8月9日の朝日新聞で、火葬は野焼きだった。軍の命令で死体を3段くらいに積み、重油をかけ、鉄板を上にかぶせて焼いた。私は、住所、氏名、血液型を記した胸の札を見て、竹の筒に名前を書きつけ、喉仏を選んでその筒に入れた。遺骨の残りは谷口墓地に埋めた。死臭は金比羅山の麓、八王子の夏の野にいつまでも漂い続けたと回想しています。このことから、市は亡くなった方お一人お一人を把握し、戦没者名簿に記し、それが各市の戦災概況図に反映されていたことが分かります。

しかし、近年、八幡東区役所が名簿を探しても見つからず、市立文書館にもなく、戦災概況図に記された1,878名の名前が分からなくなっております。なぜこのようなことになってしまったのでしょうか。

沖縄県の平和の礎では、新たに沖縄戦で亡くなった方が判明すると、追加刻銘され、お名前の修正なども毎年行われ、更新されています。広島市、長崎市では、毎年慰霊の日に合わせて、新たに判明、または、亡くなった被爆者の方のお名前を記した原爆死没者名簿を追加奉納しています。

八幡大空襲戦没者名簿を紛失した経緯を明らかにするとともに、八幡大空襲でお亡くなりになられた1,878名の方のお名前を戦後80年を機にいま一度明らかにするべきです。市長のお考えをお尋ねします。

次に、都市ブランドにつながる北九州市の特徴、個性を生かした発信について伺います。

もともと知られているその市の特徴を生かすやり方や実は知られていない魅力を掘り下げてアピールする方法がありますが、本市のすしの都や小倉浅香通りの焼き肉、八幡ぎょうざのP

Rは、広く知られた特徴ではないものの、新たな魅力として発信しているものです。もともとある本市の特徴、魅力としては、角打ちや競輪、競艇、競馬などの公営ギャンブルが楽しめる町、そして、焼きうどんとパンチパーマ発祥の地が有名です。今年5月放映のNHKドキュメント20、パンチパーマ史～時代を巻く者たち～でも、発祥の地北九州が詳しく取り上げられていました。パンチパーマは、ヘルメットをかぶっても崩れないと言われ、鉄の都、港湾の都市、労働者の町としての歴史と相まって、おしゃれと実用を兼ねた本市の貴重な魅力の一つです。

また、本市は、ロックンロール、若松や門司のジャズ、各地各区に伝わる祇園山笠をはじめとした祭りの町、映画の町、演劇の町でもあります。2023年から始まった北九州国際映画祭は、その本市の映画の町としての魅力を発信するものであり、一方1993年から始まり、15回目まで行われた北九州演劇祭は、北九州市が演劇の町と言われる土台をつくりました。1957年には、演劇鑑賞団体である北九州勤労者演劇協議会、今の北九州市民劇場が結成され、多くの演劇人や俳優さんが本市を訪れ、また、北九州芸術劇場の立ち上げには、演劇専門の舞台が評価され、全国で北九州市が演劇の町として認知されることとなりました。そうした先人の長年の営みが本市の魅力であり、市がそうした歴史や伝統をしっかり継承し、発展させることが大切だと思います。

一方、さらに特徴ある町を目指していくことも必要です。昨年、これまでの期間を限ったクールビズの発展形として、軽装の通年化が始まり、ノーワイシャツやノーネクタイも可能となりました。市の職員さんを見ると、IT企業の社員のような丈の短いパンツスタイルやゴルフウェアなど、多彩ですが、おのおの試行錯誤の時期であり、本市としての特徴というものではありません。

自治体の特徴あるファッションでいうと、沖縄県で1999年に県議会の決議で始まったかりゆしウェアが有名で、今では沖縄を代表するスタイルとして定着しています。ほかにも、サーフィンで有名な神奈川県茅ヶ崎市は、2003年からアロハビズという独自のクールビズ運動を進め、職員にアロハシャツ着用を呼びかけています。

また、映画フラガールで有名な福島県いわき市は、フラの町の魅力を観光振興につなげようと、6月議会はアロハ着用のアロハ議会とし恒例になっています。

そこで、本市は、玄界灘、周防灘、響灘という3つの海に囲まれた海の町、釣りの町です。加えて、政令市の中で唯一、7つ全ての行政区が海に面している都市でもあります。それらを考えると、本市で軽装化を推進するならば、アロハシャツやかりゆしウェアなど海を連想するファッションを推進してはどうでしょうか、市長の見解を伺います。

次に、近隣に悪影響のある放置宅地、危険な空き家への市の指導強化について伺います。

危険な空き家の除却について、国は、特別措置法の改正に伴い、令和5年12月に管理不全空家や特定空家に対するガイドラインを改正しました。周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家を特

定空家、放置すれば特定空家になるおそれがある空き家を管理不全空家として分類していません。

本市の空き家は、令和5年の総務省調査によると8万2,700戸で、住宅総数の16%を占めています。令和7年11月末現在の北九州市の特定空家は21件、管理不全空家は9件です。ガイドラインで国は、特定空家について、空き家の除却などの指導、勧告、命令をすることができ、履行しない場合は行政代執行ができると定め、管理不全空家についても指導、勧告ができます。ガイドライン改正以降、本市の管理不全空家への指導は10件、勧告は4件、特定空家への指導は15件、勧告は4件、命令は1件、行政代執行は3件です。もっとペースを上げ、市民の安全を守る必要があると考えます。

そこで、一例を挙げると、議場配付資料のような何十年も手がつけれなかった倒壊の危険のある空き家がありますが、市が所有者を調べると、何十人も相続人がいることで前に進んでいません。このような危険な空き家に対して、国の指針に基づき、行政代執行を行い、その費用を相続人に課す対応に踏み込むときであると思いますが、市の見解を伺います。

最後に、河内温泉あじさいの湯の再生、再開についての公募条件の発表について伺います。

先月の11月19日、戸町会長の下、八幡東区議員懇話会が開催され、河内温泉あじさいの湯の再開に向けた取組状況の説明がありました。本施設が再び河内地域のレクリエーションの拠点として活用されることを最優先に、過度な制限を設けない方針で公募条件を整理している旨が示されました。

これまで市は、民間事業者から幅広くアイデアを募り、官民対話、個別対話での市場調査を令和元年から6年以上の期間をかけて行い、課題は整理されていると推察します。また、これまで提案のあった施設の活用方法について、キャンプ場やホテルなども、北九州国定公園内であっても、附属施設として休憩所、野営場、公衆浴場などの設置が制度上、可能性があり、アイデアを生かせる条件が整っています。

そこで、これまでの調査、検討状況を踏まえ、公募条件の公表について、いつ頃になるか、お示してください。

以上で第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）大項目4つ目、河内温泉あじさいの湯の再生、再開の公募につきまして、これまでの調査、検討状況を踏まえ、公募条件の公表について、いつ頃になるかというお尋ねがございました。

河内温泉あじさいの湯は、市内における民間温浴施設の増加に伴う利用者数の減少を受け、平成31年1月から休館している状況でございます。河内地域には、河内藤園や南河内橋といった魅力的な自然や文化財があり、観光資源としての高いポテンシャルを有しております。こうした資源と連携しながら、本施設を再開、運営していくためには、民間ノウハウを活用した新

たな魅力づくりが必要となります。このため、令和元年度以降、マーケットサウンディング調査を実施するとともに、20社を超える民間事業者との対話を重ねてまいりました。

その中で、温泉再開には多額の改修費や維持費が必要で、採算を取るのが難しいとの指摘を受けているところであります。事業者からは、1つ目に、温泉施設を前提としない建物の活用、2つ目に、投資負担の軽減を図るための土地、建物の無償貸付けや譲渡など、参画条件について多くの意見をいただいているところでもございます。

現在、これらの意見を踏まえまして、本施設が再び河内地域のレクリエーションの拠点として活用されることを最優先に、自然公園法など関連法規の範囲内で、民間事業者の皆様の自由な発想を最大限生かせるよう、過度な制限を設けない方針で公募条件を整理しているところでございます。

公募条件公表の時期につきましては、鋭意準備を続けているところであり、現時点で具体的に申し上げられる段階ではございませんが、可能な限り早期に公募を開始したいと考えております。

河内地域には、四季折々の魅力的な自然や文化財があり、今後こうした資源と一体となって、河内温泉あじさいの湯が体験型、滞在型観光を促進する拠点として一日も早く再生、再開されるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）戦後80年、八幡大空襲をはじめ、北九州の戦争の記憶を後世に継承することについてのお尋ね、まず1つ目が小伊藤山公園の慰霊塔と谷口霊園の殉難者之碑を訪れ、市長として慰霊の献花を行うこと、また、もう一つが、八幡大空襲戦没者名簿を紛失した経緯を明らかにし、亡くなられた方々のお名前をいま一度明らかにすべきとの2点のお尋ねにまとめて御答弁いたします。

さきの大戦で亡くなられた方々を慰霊し、平和の尊さを後世に伝えていくことは、大変に重要なことでございます。そのため、北九州市では、戦没者追悼式や原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を毎年開催することで、犠牲になられた方の御霊を追悼し、戦争の悲惨さや平和の大切さを市民の皆様と考えていただく契機としております。

このうち戦没者追悼式につきましては、旧5市において昭和20年代から行われていましたものを令和5年度に統合し、北九州市戦没者追悼式として毎年秋頃に実施しております。この式典では、戦地で亡くなられた方だけでなく、空襲等で犠牲になられた一般市民の方も含めて慰霊を行っておりまして、毎年市長が参加し、献花することで、犠牲者の方々への追悼を行っているところでございます。

また、今年度は、八幡大空襲から80年を迎える節目の年でありますことから、北九州市では、8月8日、八幡東区平和学習事業、タイトルが八幡大空襲から80年～対話でつなぐ平和～

と題した事業を開催いたしました。この開会式典には、市長が出席し、慰霊の言葉とともに黙とうをささげたところであります。同日に開催されました小伊藤山公園並びに谷口霊園での八幡大空襲に係る慰霊祭に八幡東区長が出席をし、亡くなられた方の慰霊をさせていただいたところでございます。

これらに加えて、小伊藤山公園の慰霊塔や谷口霊園の殉難者之碑は、犠牲者が市内で最大規模となった八幡大空襲の記憶を語り継ぎ、平和の尊さを次の世代に伝える上で大切なものであることから、市長による献花につきましては、その適切な時期や方法を含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、八幡大空襲の被害者の名前が分かる名簿等についてでございますが、八幡東区役所、文書館、平和のまちミュージアムなどにおいて保管資料を確認しましたが、現時点では見つかっておりません。

また、八幡大空襲で亡くなられた方のお名前を明らかにすべきとの御提案であります。戦後80年が経過していること、加えて個人情報取り扱いなど配慮すべき点もありますことから、対応は極めて困難であると考えております。

いずれにしましても、八幡大空襲を含む北九州の空襲に関して、今後も戦争の記憶を風化させることなく、将来に継承していけるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）次に、都市ブランドにつながる北九州市の特徴、個性を生かした発信について、よりとがった特徴のある町を目指すため、職員にかりゆしウエアやアロハシャツなど海を連想するファッションを推進してはどうかといった御質問についてお答えいたします。

自治体が都市の魅力をPRする際に、職員が町の特徴や個性を生かした服装で発信するといった取組があることは承知をしております。全国的には、議員御紹介のとおり、例えば沖縄県のように、沖縄の文化や自然をモチーフにしたデザインが特徴の伝統染め織物かりゆしウエアや姉妹都市であるハワイ・ホノルルと活発な交流を行っております茅ヶ崎市のアロハシャツなど、その町の文化やストーリーに根差したファッションによって都市のイメージの発信に寄与している事例がございます。

一方で、近年、働き方の多様化に伴いまして、ビジネスウエアにつきましては、個人の自律的な選択やTPOに応じつつ柔軟性が許容される傾向にございます。北九州市役所におきましても、職員の服装について、通年での軽装化を実施しておりますけれども、これは環境への配慮に加え、働きやすい職場づくりや公務の能率化による市民サービスの向上などを目的に、職員個々の判断を尊重しながら実施しているものでございます。

また、北九州市は、議員御指摘のように、3つの海に囲まれた海の町であると同時に、もの

づくりの町でもあり、サステナブルな町でもあるなど、その切り口によって多面的な魅力がございます。そのため、現時点では、市職員のファッションとして統一したものを新たに定義し、推奨していくといったことは考えておりません。

なお、イベントや祭り、スポーツ大会等の開催に合わせて市職員がロゴ入りのTシャツやチームのユニホームなどを着用し、PRや応援等を行うことは、これまでも所属の判断で行っているところでございます。今後も、イベント開催時等における市職員の服装を活用した機運の醸成については、必要に応じて各所属の判断により実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）最後に、近隣に悪影響のある放置宅地、危険な空き家への市の指導強化について、行政代執行を行い、費用を相続人に課す対応に踏み込むときであると思うが、市の見解はとのお尋ねにお答えいたします。

空き家は、今後も全国的に増加が見込まれますことから、令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、管理不全空家への指導、勧告、相続放棄された空き家への対応といった空き家が周囲に悪影響を及ぼす前の段階から適切な管理につなげるための対策が強化されました。

北九州市では、法改正を踏まえまして、空き家対策の強化を着実に進めております。これまでに、管理不全空家を10件認定し、鋭意、是正指導を進めておるところでございます。また、相続放棄などによる、いわゆる所有者不明、不存在の空き家につきましては、所有者により改善される見込みもないことから、法改正以降、8件の空き家について、裁判所に財産管理人の選任を申し立て、改善に向けて手続を進めております。財産管理人による対応により難しい場合は、最終手段として行政代執行を実施することになります。

行政代執行による対応に踏み込むときであるとの御指摘でございますが、空き家に限らず、個人所有の不動産につきましては、所有者が自らの責任により対応することが原則であります。行政代執行は、法令に基づき適正な手続を尽くした上で、真に必要と認められる場合に限り実施するものでありまして、決して濫用されるものではなく、その判断は極めて慎重に行うべきものであると考えております。

今後も、市民の皆様が快適に暮らすことができる安全で安心な生活環境を確保するため、空き家対策を着実に進めてまいります。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）50番 井上議員。

○50番（井上しんご君）御答弁ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

先ほど言われました空き家についてです。

今お手元に配付している資料、これは特定空家でもなくて、管理不全空家にも指定されてい

ないと、一般の空き家の扱いです。ですから、なかなか国の法改正の効果も及ばないと。でも、ここは周りが住宅密集地であって、非常に倒壊の危険性がある、けども要は特定されていないということで、指定にはいろんな条件があって、道路に面しているとかってあると思うんですけども、こういうのを積極的に管理不全空家として認定していく必要があると思っています。先ほど言った特定空家は21件、管理不全空家は9件と。本来管理不全空家っていうのは特定空家になるおそれがあるということで、もっとここの審査を、しっかり認定をし直して、ちゃんと法の趣旨が生きるような指導、ここにも実際勧告をされて初めて固定資産税の減免の効果なくなるということですから、これについては最低限管理不全空家に指定する必要があると思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○副議長（村上直樹君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君） 議員が御提示されている写真の空き家でございますが、確かに写真を見ますと、現地もそうなんですけど、樹木が建物を包むような形で繁茂しておりまして、ぱっと見、非常にひどい空き家だなんていう印象を受けるんですが、我々職員が現地等々を確認したところ、建物の構造部材等々は、一部損傷しているところはあるんですけど、あくまで宅地内というところで、外部に与える影響は少ないという状況でございます。

管理不全空家、特定空家もそうなんですけど、我々が指定するに当たりましては、客観的、合理的にそうであるということを示さなくてははいけませんので、そこにはどういうことになればそういうものになるという明確な基準を定めて運用しております。今、こちらの空き家については、その基準に照らしてもそこまでの空き家ではないという判断で、今、管理不全空家にも指定していないという状況でございます。

いずれにしましても、こういった空き家、状況としてはいいものではないと思っています。ですから、所有者っていうのは今相続人になっていまして、その相続人に対する指導を引き続き粘り強くやっていきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 50番 井上議員。

○50番（井上しんご君） これが一般の空き家だったら、もう相当な数があると思うんです、さっき言った8万2,700戸ということで。もっと現実に合わせた対応が必要だと思って、これらを指摘しておきます。

平和の問題です。

先ほど局長さん御答弁いただきました。当然、北九州市も、長崎市の原爆、8月9日に北九州市原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を行っております。あわせてまた、戦没者慰霊式も行われているということで、ぜひ北九州市として、そういったことをちゃんと市主催、また、共催による発信もしていく必要があると思って、今回区役所で市主催でやったことは、近年あまりないと思いますので、非常に素晴らしいと思っております。

市長が、市長として、個人的にはもしかしたら行かれてあるかもしれませんが、市長も東区民

だと言われておりますので。ですから、ぜひ市長として、来年以降でも構いませんし、今年度、戦後80年の今年でも構いませんけども、市長としてちゃんと献花をしてもらいたいと思っております。もともとは八幡市長出席の下に行われたということでもありますので、ぜひ要望しておきます。市長も、市政だよりの8月1日号でも八幡大空襲に触れられておりますので、ぜひよろしく願います。

次に、北九州市の魅力の一つってということで、5月にNHKの番組でパンチパーマの歴史を非常に詳しく解説する番組がありました。非常に興味深い内容でした。こういった北九州にある魅力っていうことを、もっともっと知られていない歴史もたくさんあるんだなど。先ほど局長も言われましたように、いろんな切り口がたくさんあると。それだけ北九州は魅力のある町だと思っております。ど派手衣装のことについても、井上純子議員が提案されて、市長もど派手衣装を着られたと聞いております。私も、この質問の前に、その発祥の地と言われているパーマ屋さんでパンチパーマをかけてまいりました。初めてでしたから、ちょっと緩めにかけてくれてお願いして、全く違和感がないと思うんですけども。アイロンのこて、あれが3ミリの厚さでぐっと巻けば結構パンチの利いたやつになると。それが星形であるとか、もう自分は半円のやつでかけたんですけども、全くいいと思います。市長も、ど派手衣装も着られていましたので、次はパンチパーマをぜひかけてもらいたいなど。僕も、市長に似合いますかって言ったら、市長も似合うと思いますって言われていましたので、市長、御見解を聞かせてください。以上です。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）ちょっと質問の本質的な意図がよく分かりませんが、北九州市の歴史、あるいは、特性を生かすような、そういったものというのは、いろんな形で発信をしていく。また、それを受け入れられやすい形でどういうふうに発信していくのかというのは、予断を持たず、いろんな形で考えていくことが重要だと思います。

○副議長（村上直樹君）50番 井上議員。

○50番（井上しんご君）北九州のど派手衣装も、いわゆる文化として認知されつつあると思います。これからそういったパンチパーマの歴史も、またこれからはやってくると思うんです。私は体を張ってアピールしていますけど、私が張ってもむしろ逆効果って言う方もおられますけども、市長が発信することによってさらなる魅力が広まっていく、その影響力も非常に大きいと思います。

私は、今回かりゆしやアロハシャツのことを質問してくれていう自分の友人の強い意見もあって、いろいろ研究したんですけども、北九州は本当に海にゆかりのある町だっていうのを改めて再発見しました。政令市を全部調べたら、全ての行政区が海に面しているのは北九州市しかなかったということです。ですから、北九州市こそが海の町だっていうことを、これはあまり知られていませんけども、これはどんどん発信していけるんじゃないかなと。それに絡む

いろいろな発信の仕方もあると思いますので、ぜひこれからお互い研究していければと思っております。

戦争の記憶、風化する、そういった部分を北九州の戦跡、軍艦防波堤とかがあります。そういったところもちゃんと文化財に指定して後世に伝えていく、そういう取組も必要だと思っております。沖縄県の野戦病院のごうも初めて文化財に指定されております。市としても、その取組を求めてまいります。以上です。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。21番 小松議員。

○21番（小松みさ子君）皆様こんにちは。公明党の小松みさ子です。

寒い中、傍聴にお越しいただきました皆様、中継で御覧いただいております皆様、ありがとうございます。

会派を代表いたしまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、子育て世帯の孤立防止と地域とのつながりづくりを目的とした食支援、訪問事業について伺います。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育ての孤立が全国的な課題となっております。北九州市においても、独り親家庭をはじめ、経済的な不安を抱える子育て世帯、身近に相談相手がないまま支援につながれずにいる家庭などの存在があることを認識しています。

こうした中、10月に保健福祉子ども委員会で視察に伺った東京都大田区では、ほほえみごはん事業という特徴的な取組を行っていました。これは、地域ボランティアの方が月に1回子育て家庭を訪問し、食料や日用品を手渡ししながら、短い会話や挨拶を通じて見守りやつながりづくりを行う事業で、単なる食料支援にとどまらず、孤立しがちな子育て家庭を地域が継続的に見守るという点が高く評価されています。この事業のポイントは、食料支援、玄関先での対話、必要時の相談窓口へのつなぎ、地域ボランティアによる見守りの4つが一体となっている点です。ボランティアの方が無理なく参加できるよう、月1回、玄関先で数分から始められる制度設計となっており、地域住民の参加意欲も高く維持されています。このような取組は、北九州市が掲げる、子育てするなら北九州の理念にも合致し、地域で子育て家庭を支え合う土壤をつくる大きな力となると考えます。先日の委員会報告でも、多くの委員から必要であるとの声がありました。

そこで、伺います。

本市においても、子育て世帯への食支援と見守りを一体化した訪問型支援事業をモデル実施し、子育ての孤立予防と地域参加型の支援ネットワーク構築を進めてはどうかと考えますが、市としてのお考えをお聞かせください。

次に、若戸トンネルの朝夕の渋滞対策について伺います。

若松区響町には多くの企業が進出し、そのこと自体は大変喜ばしいことですが、そのために響町周辺では、行き帰りの朝夕の渋滞が深刻になっています。響町周辺の渋滞緩和対策とし

て、北九州広域都市計画道路、自動車専用道路響灘戸畑線や、若松側にある幹線街路北湊町安瀬線の早期整備の着工を求めますが、これらの対策は10年というスパンが見込まれますので、まずは当面の対策として、若松区から若戸トンネルを通過して戸畑区や小倉北区方面に向かう車両の渋滞対策について提案を行わせていただきます。

若戸トンネルは、響町周辺からの仕事帰りの方たちだけでなく、若松区から戸畑や小倉の職場に向かって出勤する方たちも多く利用するため、通勤や帰宅の時間帯は交通量が多くなっています。しかし、戸畑側の出口の先が都市高速に接続する車線と一般道に接続する車線が1車線ずつしかなく、しかも一般道はその先で戸畑方面に右折する車が多いため、右折を待つ車両が車線を塞いでしまい、朝夕は深刻な渋滞が発生しています。渋滞緩和のため、その戸畑方面に向かう右折レーンをもう少し長くできないかということについて、我が党の秋野公造参議院議員に御相談し、国交省と協議していただきましたが、拡張できる場所が見当たらず、技術的にも困難であるとの回答でした。

そこで、私は、渋滞緩和のために、都市高速の戸畑～西港の1区間について、通勤、帰宅の時間に限り無料にする、もしくは、大きく割引を行うことで、若松区から小倉方向に向かう車両を都市高速に誘導して、若戸トンネルの渋滞緩和につなげることはできないかと考えます。今後、日本製鉄の電炉化工事も始まると、渋滞はさらに激しくなると予想されます。周辺道路の整備が完了するまでの時限的な対応としてでも結構ですので、若戸トンネルの渋滞緩和対策として、通勤時間帯等に都市高速の戸畑～西港間の無料化や割引ができないか、見解を求めます。

次に、新たな日常生活用具の認定について伺います。

先日、排せつ予測支援機器D F r e eについて、公明会派有志議員で開発業者であるD F r e e株式会社との勉強会を行わせていただきました。勉強会では、D F r e eはダイパーフリーの略で、おむつからの解放との意味が込められているとのことでした。この機器は、ぼうこう部の肌に超音波センサーを貼り付けることで、4つのセンサーで尿のたまり具合を10段階で数値化し、設定した数値に達するとスマートフォンやタブレットにお知らせが届き、通知が鳴ったタイミングでトイレに行くことができ、トイレでの排尿の成功をサポートすることができる機器であるとの説明がありました。令和4年4月には特定福祉用具に認定されて、介護保険の適用になっており、先日オープンしたテクノケア北九州にもD F r e eの実機が展示されています。

さらに、この機器は、尿意不明な障害者及び障害児にとっても非常に有効と考えられており、介護現場だけではなく、北九州市内の障害者施設においても活用され、おむつ交換の回数が減ることにより、利用者だけではなく、施設職員の方々にも喜ばれているとのことでした。

また、市内にも、療育手帳をお持ちの就学前のお子さんが、言葉での表現が難しく、尿意を感じているかが不明確であるため、尿意に対する表現や認識を高め、早期のおむつの卒業とト

イレで排せつができる実感の会得を目指し、この排せつ予測支援機器D F r e eを利用されています。しかし、この機器の金額が9万円以上と高額であるため、本市の日常生活用具として追加認定を行っていただきたいとの要望もいただきました。

日常生活用具としての認定も広がっており、東京都港区、板橋区、埼玉県行田市、そして、お隣の下関市では、排せつ予測支援機器として認定されています。

そこで、伺います。

特定福祉用具にも認定され、ほかの自治体でも広がりつつある排せつ予測支援機器D F r e eについて、本市においても日常生活用具として認定していただきたいと考えますが、見解を伺います。

最後に、子供の自然体験学習について伺います。

近年、子供の自然体験の機会の減少が全国的な課題となる中、北九州少年少女釣り大会は、市が主催する北九州市民スポーツ大会の一つ、協賛事業として位置づけられ、毎年若松区の脇田海釣り桟橋で開催されています。北九州市は、洞海湾や関門海峡、響灘や周防灘と、海に囲まれた地理的特性を持っており、こうした環境を生かして、海と直接触れ合う自然体験の機会を子供たちに提供することは、教育的にも情操面でも大変重要です。海での体験や自然と向き合う活動、生き物との関わりは、子供たちの自主性、判断力、思考力、感性を育む貴重な機会となっています。

釣りは、単なるスポーツの枠を超え、自然を味わい、命の大切さを学び、集中力や忍耐力を身につける教育的価値の高い活動です。さらに、この少年少女釣り大会では、海上保安部による海難事故防止訓練も実施されており、海での危険予知や安全対策、救助の基本を学ぶなど、実践的な安全教育の場としての機能も果たしています。海洋都市北九州の子供たちにとって、海を安全に楽しむ知識や技術を身につけられる貴重な機会であり、地域資源である海の魅力を再認識する取組となっています。

しかし、大会の運営現場からは、物価高騰による資機材費の増加、会場の安全確保に必要な人員や装備の確保の問題などにより、現行の負担金では運営が厳しい状況が生じているとの声が寄せられています。子供たちの貴重な自然体験の場を継続し、安全性を確保しながら発展させていくためには、安定した財政的支援が不可欠と考えます。

そこで、伺います。

1点目に、市主催の市民スポーツ大会の一事業として、北九州少年少女釣り大会が果たしている教育的、社会的役割を本市はどのように考えているか、伺います。

2点目に、協賛金不足や運営体制の課題、特に安全対策に関わる負担増について、市としてどのように把握しているのか、伺います。

3点目に、子供たちの自然体験の機会を保障し、海の安全教育を発展させるためにも、負担金の増額、もしくは、別の形での支援拡充を検討する考えがあるのか、本市の見解を伺いま

す。

以上で私の第1質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目4つ目の子供の自然体験学習につきまして、北九州少年少女釣り大会が果たしている教育的、社会的役割についてのお尋ねがございました。

北九州市民スポーツ大会は、市民の皆様に対するスポーツやレクリエーションの普及、振興を目的に昭和38年にスタートした歴史のある大会でございます。競技種目は、陸上や水泳のほか、野球、サッカー、バレーボールなどの球技、柔道、剣道などの武道、ウォーキングやゲートボールなど多岐にわたっております。令和6年度は、63種目で開催し、約2万3,000人の市民の皆様に参加をいただいております。この大会の主催は、北九州市、北九州市教育委員会、北九州市スポーツ協会及び北九州市レクリエーション協会が共同で行い、それぞれの協議会の運営は、大会実行委員会と各競技団体が行っております。

議員お尋ねの北九州少年少女釣り大会は、運営を九州磯釣連盟北九州支部が行っておりまして、今年で44回目の開催となる競技会でございます。この釣り大会の目的は、子供たちが釣果を競いながら、釣りに対する理解と興味を深めるというものでございまして、また、大会への参加を通じて、海に触れ合い、生き物の命の貴さについても感じることができる体験教育の場にもなっております。さらに、自然の中で活動する爽快感は、子供たちの心と体の健全な育成にも資するものでございます。

このように釣りを含めた市民参加のスポーツ大会は、単に競技の勝敗を競うだけでなく、健康や教育、コミュニティーづくりや相互の交流など、地域の彩りや安らぎにつながるものでもございます。北九州市としては、今後も引き続き市民の皆様、とりわけ子供たちが自然体験を含めスポーツに楽しむことができるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君）子育て世帯の孤立防止と地域とのつながりづくりを目的とした食支援、訪問事業につきまして、訪問型支援事業をモデル実施し、子育ての孤立防止と地域参加型の支援ネットワークの構築をすべきとの御質問についてお答えさせていただきます。

大田区のほほえみごはん事業は、令和2年、大田区内で3歳の女の子が家庭内で1週間放置をされて亡くなる虐待事件が発生したことを契機に、同年11月から開始されたもので、食料を届けるだけでなく、一人一人の家庭の気持ちに寄り添い、つながりづくりのきっかけとなることを目的とした事業と承知をしております。

北九州市では、子育て世帯の孤立を防ぐ取組として、子育て世帯訪問支援事業を実施しております。この事業は、要保護児童のいる家庭や虐待のおそれのある家庭をはじめとした、家事や子育ての不安や負担を抱える家庭に対しまして、所定の研修を受けた支援員が訪問をし、家

庭が抱える不安や悩みに傾聴するとともに、食事の支援、洗濯、買物、育児、入浴等の支援を実施しております。支援の一つとして、支援員が食材を購入し、食事の準備をすることも可能でありまして、よりきめ細かな生活支援を行うとともに、児童養護施設等での実施しておりますショートステイなど他の必要な支援につなぐことも可能でございます。

また、地域の見守りにつきましては、児童虐待の早期発見と適切な対応を図るために、地域のネットワーク構築を目的として設置されました要保護児童対策地域協議会の構成員であります民生委員、児童委員の皆様と連携をいたしまして、今後、子育て世帯の孤立防止を図っております。

児童虐待や子育て世帯の孤立を防ぐ上で、様々な形での見守りの目が増えるということは重要なことと考えております。議員御提案の大田区の訪問型の事業につきましても、一つの方策と考えておりますけれども、北九州市としては、区役所関係部署間での連携を図るとともに、子育て世帯の孤立防止を図るこの子育て世帯訪問支援事業、また、地域の見守りネットワークであります要保護児童対策地域協議会の活用などによりまして、地域や関係機関等と共に子育て世帯の孤立防止、孤立予防を含め、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）若戸トンネルの朝夕の渋滞対策について、通勤時間帯などに都市高速の戸畑～西港間の無料化や割引ができないかとのお尋ねにお答えいたします。

若戸トンネルの戸畑側では、夕方の帰宅ラッシュ時には、若戸トンネル入り口交差点を先頭に1キロほどの渋滞が発生していることは承知しております。今後も、若戸トンネル周辺では、若松区響町などへのさらなる企業進出や日本製鉄の電炉化工事に伴う関係車両の増加が見込まれております。こうしたことから、若戸トンネル入り口交差点を含めた周辺道路の渋滞対策は、喫緊の課題であると認識しております。

議員御提案の都市高速の戸畑～西港間の無料化や割引につきましては、1つに、料金収入減少による建設債務の償還への影響、2つ目に、出口での車両通過を確認するETC機器の整備、3つ目に、他の区間との利用者との公平性などが課題となると考えております。加えまして、福岡北九州高速道路公社の経営に及ぼす影響についても慎重に検討する必要があると考えております。

こうした状況を踏まえつつ、まずは当該交差点の渋滞の要因を詳細に分析するため、時間別交通量や通過車両の行き先などの調査を行うこととしております。この調査結果を検証しました上で、今後とも幅広い視点でどのような渋滞対策が有効か、警察や関係機関とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、若戸トンネル周辺の渋滞対策につきましては、今後も関係機関と連携し、しっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）大項目3つ目の新たな日常生活用具の認定につきまして、排せつ予測支援機器を日常生活用具に認定できないかとお尋ねに御答弁申し上げます。

障害のある方が様々な用具を活用して日常生活を円滑に送ることは重要であり、その一助として北九州市では日常生活用具給付事業を実施しております。対象となる用具の要件は、国の告示で示されており、北九州市では45品目を定め、令和6年度実績は1万3,961件、約2億9,300万円を支給いたしました。

排せつ予測支援機器でございますが、超音波センサーで尿のたまり具合を計測し、排尿のタイミングを事前に通知する機器でございます。販売会社によりますと、尿意の見える化によりトイレトレーニングに活用できるとされ、障害のあるお子様の排せつの自立に役立つとお声も聞いております。

一方で、市内の障害児施設の職員に意見を聞きまして、機器を装着しても外してしまうお子様や便座に座ることに抵抗を示すお子様がいるなど、排せつに関しましてはそれぞれの特性に応じた支援が必要とのことでありました。そのため、当該機器で効果が期待できるお子様は、一部に限られることが想定をされます。

また、この機器が介護保険の対象となって以降、市内での給付実績が僅かでありますことや障害のある方の日常生活用具としている自治体での給付実績も少ないという実情もございます。そのため、この機器を多くの品目を追加するよう御要望いただいております日常生活用具の対象とするには、様々な課題があると認識をしております。

他方、介護先進都市を目指す北九州市におきまして、先進的な機器を効果が見込まれる方に広く使っていただくことは重要であると考えております。先月オープンいたしましたテクノケア北九州では、見て触って体験することを目的に、排せつ予測支援機器を含みます様々な機器が展示されており、排せつに関する御相談にも対応をしております。そのため、まずはこのような場での普及啓発を図りつつ、公的支援につきましては、他都市の状況を注視するなど、引き続き研究し、障害のある方が自分らしく安心して暮らせるよう努めていきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）最後に、子供の自然体験学習についての2項目め、協賛金不足や運営体制の課題、特に安全対策に関わる負担増についての市の把握状況、それから、3項目め、子供たちの自然体験の機会の保障、海の安全教育の発展のため、負担金の増額や別の形での支援の拡大の検討といった2つの質問にまとめて答弁を申し上げます。

北九州市民スポーツ大会は、市と教育委員会、市スポーツ協会及び市レクリエーション協会が主催し、大会実行委員会と各競技団体がそれぞれの協議会の運営を主管しております。大会では多くの競技種目が開催されておきまして、長年にわたり、市民に幅広くスポーツに触れる

機会を提供していただいております。

大会運営に係る経費につきましては、北九州市が実行委員会を通じてその一部を負担しておりますほか、競技によっては参加者からの参加費や企業等からの協賛を得ながら運営している場合もございます。このような中、近年の物価高騰等により、必要な経費等については、各競技団体において工夫しながら大会運営を行っていただいているところでございます。

議員御質問の少年少女釣り大会の場合は、会場が桟橋であることから、安全対策などについても様々な配慮の下で運営をしていただいていると承知をしております。

また、この釣り大会では、若松海上保安部の御協力により、海の安全教育など、子供たちが海の危険から身を守る取組も行われていると伺っておりまして、大会運営に関わる方々の御尽力に改めて感謝を申し上げたいと思います。

北九州市といたしましても、限られた財源の中ではございますが、今後も市民スポーツ大会の支援を継続していきたいと考えており、あわせて、市政だよりや市のホームページでの参加募集やSNS等による大会の紹介などを通じまして、引き続き市民に親しまれる大会として支えてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）21番 小松議員。

○21番（小松みさ子君）御答弁ありがとうございました。

それでは、順番が前後いたしますが、第2質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、D F r e e に関してであります。

先ほどの御答弁の中で、障害児施設の方から、利用者の方が機器を外してしまうことがある、そういうことが課題であるという説明がありました。私も、先日テクノケア北九州で排せつ担当の方からお話を伺ったんですけども、確かに初めは機器をつけることに抵抗のある方もいらっしゃる、お子さんもいらっしゃるということでありました。でも、最初からテープで貼り付けることはなくて、おなかに触れるだけでも測定が可能であるということをお聞きいたしました。また、購入前にもレンタルでお試しをすることもできるということもお聞きいたしましたので、またそういうことも可能かなと思っております。

あと、介護保険での給付実績が僅かであるということも御答弁いただきましたけれども、まだまだ多分この機械を知らない方、また、事業者の方もいるのではないかと思いますので、北九州市内の障害者施設、高齢者施設などで短期間のモデル事業を実施することによって、導入判断のエビデンスがさらに強化になると思います。本市として、こうしたモデル事業を行うお考えがあるか、見解を伺います。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）先ほどの御答弁でも申し上げましたとおり、小松議員もおっしゃられるとおり、先月開設いたしましたテクノケア北九州でこの排せつ予測支援機器を含む多様な支援機器を展示して、見て触って体験していただくということをやっているところでござ

います。これによりまして、介護のある方がその方に適した機器を具体的に選択する機会を提供しておりますとともに、また、各種機械に関する幅広い相談にも応じているところでございます。

議員御提案の排せつ予測支援機器についてのモデル事業というところでございますが、既に製品化されているものでもありまして、市として新たにモデル事業的なものを実施する考えはございませんけれども、今後ともテクノケア北九州での普及啓発を図りながら、他都市の状況を注視するなど、引き続き研究してまいりたいと考えております。それによって、障害のある方が自分らしく安心して暮らせるように努めていきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）21番 小松議員。

○21番（小松みさ子君）ありがとうございます。

しっかり啓発をしていただけたらと思いますし、D F r e eの活用というのは、利用者にとっての尊厳の保持、そして、介護支援現場の負担軽減という双方に大きな効果をもたらす取組と思っております。さらに、就学前のお子さんや言葉で意思表示が難しい方々にとって、排せつの自立や成功体験は生活の質の向上に直結するものであり、保護者や支援者にとっても大きな安心になると思います。ぜひ、本市としても一歩踏み出して、日常生活用具としての認定に向けて、スピード感を持って前向きに検討を進めていただきたく、強く要望いたします。

では次に、少年少女釣り大会について質問させていただきます。

今回、今年の釣り大会に私も参加をさせていただきました。大会終了後に全員参加のお楽しみ抽せん会があるんですね。それで、子供たちがわくわくしながら楽しんでいる光景を目にいたしました。しかし、昨今の物価高騰の影響を受け、景品を確保するということが本当に大変であるということで、磯釣連盟の皆さんも御自分たちが大会に出た景品を売って、お金にして、景品を買っているってということもお聞きいたしましたので、ぜひ、この大会のときだけでも結構ですので、海釣り棧橋の利用料を減額するということはできないでしょうか、お聞かせください。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）検討させていただきたいと思っておりますので、農林水産部の水産課になりますので、まずは御相談いただければと思います。以上です。

○副議長（村上直樹君）21番 小松議員。

○21番（小松みさ子君）ありがとうございます。

子供たちが楽しみにしている大会ですので、最大限の御支援をしていただいて、継続ができるようによろしく願いいたします。

あと2項目は、要望させていただきます。

食支援と見守り事業につきましては、子供家庭支援センターをはじめ、いのちをつなぐネッ

トワークや子ども食堂への支援、伴走型相談支援など、子育て世帯の孤立防止に向けた様々な取組を重ねてこられていることは、大変意義深い取組であると受け止めております。だからこそ、今、待つだけの支援ではなくて、アウトリーチ型の見守り支援や既存の子ども食堂の地域資源と組み合わせていくことが重要であると思います。どうか本市におかれましても、これまで進めてこられた孤立防止施策を土台としながら、宅食による定期的な見守りと支援、交流による居場所づくりを一体的に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、若戸トンネルの渋滞対策ですけれども、これも本当に地域の皆様からお声をいただいております。新日鐵の工事が始まりますと、さらに渋滞が深刻化すると思っております。即効性のある対策を進めていただきたいと思いますし、今度若松区から出る車両の対策も実施していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。19番 立山議員。

○19番（立山幸子君）皆様こんにちは。公明党の立山幸子です。

傍聴にお越しの皆様、そして、ネット中継を御覧の皆様、お忙しい中ありがとうございます。

会派を代表いたしまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、北九州市への定住・移住の増加に向けた取組についてお聞きします。

北九州市では、これまで、そうだ、北九州で働こうをキャッチコピーに、U・Iターン人材の呼び込みに取り組んでこられました。地元企業とのマッチングや専門相談員による移住、転職支援の伴走体制などにより、令和5年度から2年連続でU・Iターンによる就職決定者の数が過去最多を更新し、令和6年度は256人に達したとのこと。加えて、去年は人口の社会動態が60年ぶりに増加に転じました。

こうした動きを一層加速させるために、今年度は、市内の高校や大学の同窓会にさらなる御協力をいただいて、U・Iターン希望者の就職、移住を積極的に促進していると聞いています。具体的には、これまで年2回、帰省時期に限定して開催していたU・Iターン企業交流会を、今年の7月以降は、年間を通じて毎月オンラインとリアルのハイブリッド型で開催されており、これには地元企業の約100社が参加しているそうです。

そこで、2点お聞きします。

1点目に、先ほど述べたとおり、本市は、昨年度のU・Iターンによる就職決定者の数が過去最多を更新しました。今後も、就職希望者と企業との交流会のさらなる拡充や市内、高校、大学の同窓会との連携強化などを進め、2026年度以降の就職者数400人を目指すとされています。他都市では、U・Iターン促進の後押しや地元を離れた方が戻ってくるきっかけづくりなどのために、同窓会費用の一部を補助している自治体もあるようです。

そこで、本市でも、同窓会を通じてU・Iターンの促進を図るために、同窓会の開催に当たって開催費用の一部を補助してはとありますが、見解をお聞きます。

2点目に、以前、我が会派より関係人口の増加を通じて定住・移住の増加につなげることを目指すため、ふるさと住民票制度の導入について提案をさせていただきました。その際、当時の市の見解は、本市では平成20年度から北九州市応援団という制度を設け、市政情報やイベント情報などを発信するとともに、平成28年10月からは北九州市すまいるクラブを創設し、会員に不動産仲介手数料の割引を行ったり、市内の旬な暮らし情報の発信を行っている。また、Kit a Qフェス in TOKYOを開催することにより、首都圏からの交流人口の拡大なども図っており、これらの取組により交流人口や関係人口を増やし、ひいてはU・Iターンや移住を促進することでふるさと住民票と同様な効果が得られるよう努めるとの答弁でした。

そこから少し年月がたち、現在国では関係人口に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録できるふるさと住民登録制度の創設に向けて検討が進められています。今後10年で1,000万人、将来的には1億人規模の登録を目指すとされています。

そこで、本市も、この国の動きの流れに合わせて、改めて関係人口や交流人口の増加に積極的に取り組むべきと考えますが、現在の本市の取組状況も含め、見解をお願いいたします。

次に、学校体育館の断熱対策と空調整備についてお聞きます。

近年の猛暑により、全国的に体育館での授業が夏場の期間に実施できず、授業中止に追い込まれる事態が多発しています。学校体育館は、ふだんは子供たちの学習や部活動の場であると同時に、災害時には地域住民が身を寄せる避難所として活用される重要な施設です。

しかし、遮熱対策や断熱対策が十分に行われていない体育館では、真夏の利用において、熱中症の危険性が非常に高いと言われています。文部科学省では、今年3月に全国の学校体育館に断熱性能が低い施設が多いことを踏まえ、空調機の設置に当たっては、断熱改修とセットで進めることを推奨すると公表しています。国の試算では、空調機の設置と併せて断熱性を確保することで、電気代が約半分になり、必要な冷房能力も6割以下に抑えられるなど、CO<sub>2</sub>の削減やエネルギー効率の面でも大きな効果が確認されています。断熱性が確保されていないままでは、空調機の能力が十分に発揮されず、室温が下がらない上に過大な電力を消費してしまうことも指摘されています。また、国の空調設備整備臨時特例交付金を活用する補助要件にも、断熱性が確保されることというのが明記されており、国としても、断熱と空調整備を一体的に進めることを強く求めています。

実際に、ある小学校では、体育館の天井裏にアルミはくを用いた遮熱シートを設置し、天井からの放射熱を大幅にカットした結果、室温が3度から5度ほど低下するという効果が確認されています。この種の遮熱シートは、体育館内部の温度上昇を抑え、熱中症の予防や荷物へのダメージ軽減にもつながるほか、空調設備がある場合には、その効きを高め、ランニングコストの低減にも貢献するとされています。耐久性にも優れていて、一定期間性能が変わらないと

いう試験データも示されています。

本市においても、学校体育館へのエアコン設置の必要性は年々高まっており、令和7年度9月補正予算では、学校体育館エアコンパイロット整備事業として3校を対象とした実施計画費を計上するなど、先行的な取組を進めていただいています。今後、国の補助金等も最大限活用しながら、本市の学校体育館でも遮熱、断熱対策と空調設備の整備を一体的に進めることが重要だと考えます。

そこで、お伺いいたします。

本市の学校体育館における現在の断熱性能の状況と国の方針も踏まえた断熱改修、遮熱対策と空調設備整備の今後の進め方についてどのようにお考えか、お聞かせください。

最後に、都市公園における防犯対策について伺います。

近年、強盗や空き巣などの犯罪が増加傾向にある中、日本国内での防犯カメラ設置台数は500万台を超え、今後も増加が見込まれています。本市も、地域団体や事業所が公共空間を撮影する防犯カメラを設置する際に、その経費の一部を補助しています。

さらに、市内における各種犯罪の発生抑止を目的に、平成24年度から幹線道路や小倉北区、八幡西区の繁華街に防犯カメラを設置しており、令和2年度以降は折尾駅や城野駅などにも設置を進めてこられ、本年度も捜査機関等に9月末時点で45件の情報提供を行ったところです。

また、昨年12月に小倉南区で発生した中学生が殺傷されるという痛ましい事件から間もなく1年が経過しようとしております。改めて、貴い命を奪われた生徒さんの御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。また、負傷された生徒さんにも心よりお見舞いを申し上げます。

このような悲しい事件を二度と繰り返さないためにも、市立小・中学校等にも防犯カメラを設置し、児童生徒や教職員の安心・安全な学習環境の確保に取り組まれているところです。こうした取組は、犯罪の検挙率向上のみならず、犯罪の抑止力としても一定の効果が期待されるものであり、地域社会において、防犯カメラの重要性は一層高まっていると考えます。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、私の住む地域にある本城公園は、朝早くから夜遅くまで多くの市民がウォーキングやジョギングに利用しており、子供から高齢者まで幅広い世代が集う場所となっています。

一方で、照明が十分に届かない暗がりや樹木等により見通しが悪くなり、死角となっている場所もあり、1人で歩くのは少し怖い、不審者がいても気づきにくいのではないかといった不安の声が寄せられています。

こうした状況を踏まえ、利用者の安全確保と犯罪抑止の観点から、防犯カメラの設置をはじめ、防犯灯の増設や樹木の伐採、せん定による見通しの確保を要望したいと考えますが、見解を伺います。

2点目に、市内には、本城公園以外にも、人が多く集まり、子供から高齢者まで幅広い世代

が利用する都市公園が多くありますが、利用者の安全確保と犯罪防止の観点から、これらの公園にも防犯カメラの設置を計画的に進めるべきと考えますが、見解を伺います。

以上で第1質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）大項目1つ目の北九州市の定住・移住増加の取組に関しまして、積極的に取り組むべきと考えるが、現在の取組状況などについてというお尋ねがございました。

関係人口とは、比較的地域との関わりが強く、継続的に地域に関心を持って関与する方々であり、交流人口とは、観光、出張など様々な目的で短期的に訪問する方々とされております。こうした方々が増えていくことは、1つ目に消費需要の拡大による地域経済の活性化、2つ目に北九州市の魅力発信の促進、3つ目にふるさと納税などを通じた北九州市への応援、4つ目に地域活動への参画など、地域の担い手としての活躍、5つ目に北九州市とのつながりをきっかけとした企業誘致や投資の促進、6つ目に将来的な転入者や定住者の増加などにつながる点で、重要な都市戦略の一つであると考えております。

また、国におきましても、本年6月に公表された地方創生2.0基本構想の中で、都市と地方の人材交流を進め、地域の活力を向上させるため、関係人口の量的拡大や質的向上を目指すことが掲げられております。その中では、議員御指摘のとおり、関係人口を可視化するふるさと住民登録制度の創設も示されており、国において検討が進められていると承知をしております。

こうした中、北九州市としては、関係人口、交流人口の増加に向けては、1つ目にアテンションを集め、北九州市に来てもらう理由、きっかけを増やす、2つ目に北九州市とつながり続ける仕組みをつくる、3つ目に町のブランドを磨く、こういったことを戦略的に展開していくことが重要と考えております。

具体的には、アテンションを集め、来てもらう理由を増やすためには、学会や国際会議の誘致をはじめとしたMICEの強化や国際的なスポーツ大会などの開催、すしを起点に食の魅力を発信するすしの都北九州市の取組、企業版、個人版のふるさと納税を通じた北九州市の魅力を知っていただくきっかけづくりなどの様々な取組を行っているところでございます。

また、北九州市とつながり続ける仕組みをつくるため、1つ目には、首都圏等において北九州市のファンを増やし、つながりを築いていただく取組として、登録者数3,000名を超えるKit a Qサポーターの推進、2つ目に、移住を検討している方に対しては、専門の相談員による情報提供や就業支援のワンストップサービスのほか、実際に北九州市での暮らしを体感し、北九州市民とのつながりもつくるお試し暮らしの推進なども展開をしております。

さらに、ブランドを磨くために、1つ目に、これまで積み上げてきた公害克服の歴史や環境先進都市など、北九州市のレガシーを生かした世界をリードするサステナブルシティの実現、ブレイキン、パルクール、スケートボード等の国際大会の開催実績を基礎としたアーバン

スポーツの聖地化などをはじめ、都市ブランドの確立に取り組んでるところでございます。

今後とも、国における関係人口の増加等に向けた取組も注視しながら、実効性のある取組を総合的に展開していくことで、関係人口、交流人口の拡大を加速させてまいりたいと考えております。以上となります。残りは担当局長等からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）U・Iターンの促進を図るために同窓会開催費用の一部を補助してはどうかとの御質問についてお答えいたします。

北九州市にとって、U・Iターンの促進は、人口増に直結する大変重要な施策でありまして、これまでもU・Iターン応援プロジェクトとして、お盆や正月の地元企業と若手人材の交流会や専任のコンサルタントによる伴走型の職業支援などに取り組みまして、令和6年度のU・Iターン就職決定者数は256名と、過去最高を記録したところです。

この流れをさらに加速させるために、令和7年度からは、また、北九州に惚れなおすをテーマに、オンラインやメタバースを活用した交流会を年2回から毎月開催に拡充、2つ目には、首都圏の若者女性を対象とした町の魅力を体感できる職場体験ツアーなど、より幅広い施策に取り組んでいるところです。

加えて、今年5月には、全国110大学の同窓会ネットワークを有する株式会社Alumnoteと包括連携協定を締結しまして、同窓会の名簿情報などを活用しながら、北九州市の魅力や市内企業の情報を積極的に発信することで、潜在的なU・Iターン層への働きかけを進めております。さらに、今年12月には、学生と地元企業との交流イベントKyushu Connectを同社と北九州市の共同で開催することとしております。このイベントは、親元を離れた北九州市出身者や北九州市に関心のある300名もの大学生が全国から集結しまして、市内企業や町の魅力をPRできる絶好の機会となります。多くの学生がこの町と企業のファンになりまして、将来的に北九州市で働き、暮らすことにつながることを期待しているところです。

こうしたことから、北九州市としましては、同窓会開催費用の補助を行うことは現時点では考えておりませんが、引き続き同窓会名簿の活用によるU・Iターンの取組等を通じ、若者の定着につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目2つ目の学校体育館の断熱対策と空調整備について、学校体育館における現在の断熱性能の状況、断熱改修、遮熱対策と空調設備整備の今後の進め方についてお答えいたします。

北九州市では、児童生徒が安全で快適に学習できる環境を確保することは重要な課題だと考えております。北九州市の学校体育館は、築40年を経過したものが7割以上を占めています。大規模改修工事を行う際は、省エネ対策が補助要件となった令和元年度以降、夏の暑さを緩和するため、体育館の屋根に遮熱塗装や断熱材の整備といった改修も実施しております。これ

までに26校の体育館で遮熱、断熱対策を行ってまいりました。

さらに、昨今の猛暑の状況を考えますと、学校体育館へのエアコン設置の必要性はますます高まると考えられることから、さきの6月議会において、市長より設置を進めていくとの考えが示されました。それを受けまして、9月議会において補正予算に3校分の実施設計費を計上したところでございます。

議員御指摘の遮熱、断熱性の確保は重要と考えており、初期コストとランニングコストを含めた経済性の観点からも、エアコン整備と一体的に進めることが重要と認識しております。体育館特有の大空間に対応するため、特に熱や日射の影響を受けやすい屋根や窓などをしっかりと断熱するなど、実施設計を通して、工期やコスト面も考慮しながら最適な工法を検討していきたいと考えております。

今後の整備を進めるに当たって、国の補助金の活用を含めた財源確保の在り方、最適な設置方法や機種を選定といった技術的な知見、費用対効果など、多岐にわたる課題を順次整理していく必要があります。それらの知見を集積しながら、一步一步着実に整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（持山泰生君）最後に、都市公園の防犯対策について、本城公園の防犯カメラの設置をはじめとした防犯灯の増設、樹木の伐採、せん定による見通しの確保、都市公園における防犯カメラの設置を計画的に進めるべきとのお尋ねにまとめて御答弁いたします。

本城公園は、本市を代表する運動公園として、第二種陸上競技場、野球場、運動場などの施設を備え、令和6年度の実績といたしましては、運動施設だけでも約20万人に利用されております。運動施設以外にも、広大な公園の中に周回園路や遊具広場、近年ではバスケットボール場を整備し、ウォーキングやジョギングなど、昼夜を問わず多くの市民の皆様に利用されております。本城公園は、約18ヘクタールの広大な敷地であり、夜間の利用を考慮して、35基の照明灯を整備しております。

一方、議員御指摘の、園内で暗がりがある箇所や見通しが悪く、死角となっている箇所につきましては、本城公園が開設から約40年が経過し、樹木が大きく成長したことで照明灯を覆っていることが主な原因と考えております。このため、まずは樹木の状況を調査し、必要な箇所は伐採、せん定などにより暗がりを解消するよう、順次対応を進めることとしております。その上で、防犯灯の増設につきましては、その後の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

また、議員御提案の防犯カメラの設置につきましては、公園などにおける犯罪の防止並びに公園利用者の安全確保等に有効とは考えております。他方で、その設置につきましては、利用者のプライバシー保護の観点から、慎重に考える必要がございます。

現在、設置の考え方としましては、北九州市都市公園等における監視カメラの設置及び運用

に関する要領に基づきまして、犯罪行為等により公園施設に甚大な被害を受け、今後も同様の被害が懸念される場合、人の生命、身体、財産に危険が及ぶ犯罪行為等が多発している場合などの条件に照らしながら、効果等を総合的に検討し、必要と判断した場合に限り設置することとしております。

本城公園におきましては、これまでに犯罪行為などが多発しているとの情報は寄せられておらず、まずは樹木の伐採、せん定による暗がりの解消を行い、引き続き状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、議員御質問のその他の人が多く集まる公園にも防犯カメラの設置を計画的に進めるべきとお尋ねにつきましては、北九州市都市公園等における監視カメラの設置及び運用に関する要領に基づく設置の考え方に沿って、これまでに遊具を傷つけられる被害などが続いた勝山公園など7公園に26基を設置しており、引き続き適切に対応することとしております。

いずれにしましても、市民の皆様は公園を安心して利用していただけるよう、それぞれの公園の状況に応じて、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（村上直樹君）19番 立山議員。

○19番（立山幸子君）御答弁ありがとうございました。

第2質問をさせていただきます。

まず、定住・移住の取組についてお聞きします。

昨年、社会動態が60年ぶりにプラスになったといううれしいニュースではありましたが、依然若者が流出しているという課題はあると思います。今回、株式会社Alumnote様との連携により、北九州ゆかりの大学、高校等の同窓会名簿を整備し、卒業生と地元企業をつなぐネットワークを構築するとされております。この連携協定の狙いと本市のU・Iターン政策の中でどのように進めて、どのような効果を期待しているのか、伺いたいと思います。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）Alumnote社との連携協定のことのお尋ねでございます。

ポイントは2つございまして、答弁でもちょっと申し上げましたが、1つは、非常に多くの大学の同窓会名簿を彼らは保有していただき、そこをうまく活用させていただきつつ、新たなU・Iターン希望者の掘り起こしでありますとか、そういった学生、あるいは、OBの方に対する情報提供をするということが1つ、それから、もう一つは、12月14日、来週行う予定なんですけど、いわゆる企業と学生さんとのマッチングイベントみたいなことを実施しております。12月14日に300人が北九州国際会議場に来ていただけるということになっております。そういうことを通じて、U・Iターンというか、若者を北九州市に呼び戻すということをしっかり取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）19番 立山議員。

○19番（立山幸子君）ありがとうございます。

そのような同窓会のネットワークが再構築されるということでもあります。ぜひとも、同窓会の参加へのお知らせを同時に行っていただくとともに、同窓会会費補助を組み合わせることで、帰省や同窓会参加をきっかけにしたU・Iターンや二地域居住の促進につなげていくことができると思います。先ほど、同窓会補助は考えていないとの見解でしたけれども、ぜひとも研究をしていただいて、御検討していただけたらと思います。

次に、学校体育館の断熱対策についてです。

先ほど古くなった体育館の大規模改修をされるときに、遮熱、断熱材整備をこれまでに26校を行ったということを言われました。具体的にどのような方法で行って、効果がどれくらいあったか、伺いたいと思います。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）先ほども申しましたように、天井の防水をするときに、そのときに遮熱ということで工事も行っております。ただ、窓枠とかそういったことはまだできておりませんので、その時代時代に応じてまた新たな断熱ということをやっていく必要があるかなと思っております。以上です。

○副議長（村上直樹君）19番 立山議員。

○19番（立山幸子君）私が第1質問で御紹介させていただいた遮熱シートは、規模にもよりますが、工期が4日ほどで終わるそうであります。先日移転された小倉北特別支援学校の落成式に出席をしてみいました。大小2つの体育館が新設されておまして、この2つの体育館、せめてどちらかにでも断熱と空調設備を一体化して実施していただきたいと思います。国の臨時特例交付金は、現段階で令和15年、2033年までの期間となっております。とにかく体育館のエアコンは、我が会派をはじめ、議員の皆様、また、市民の皆様にとって大きな要望でありますので、スピード感を持って予算を確保していただけたらと思います。

最後に、防犯対策です。

プライバシーや個人情報の保護は、当然の前提であると思っております。国や福岡県においても、防犯カメラにおけるガイドラインが示されており、適切なルールで活用していく方向性が示されております。本市にも管理運用要領が示されておまして、市民の皆様には、犯罪、事故の抑止と発生時の事故検証のために限ると目的を明確にした上で、防犯カメラの設置を進めていただきたいと思います。早朝から夜遅くまで多くの方が利用する本城公園のような場所には、十分な周知とプライバシーに配慮したルールの下で……。

○副議長（村上直樹君）時間がなくなりました。

○19番（立山幸子君）防犯カメラの設置を進めていただきたいと思います。以上です。

○副議長（村上直樹君）ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

正 午 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

○副議長（村上直樹君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。49番 奥村議員。

○49番（奥村直樹君）皆様こんにちは。北九州党の奥村直樹でございます。

質問に入ります前に、一言お伝えさせていただきたいと思います。

先日も富士川議員がおっしゃっていたんですが、私も母校であります九州国際大学附属高校の野球部が、先日明治神宮大会で見事優勝しました。本当におめでとうでございます。これによって春の選抜もほぼ確実ではないかと言われておりますが、先日議長表敬で来られたときに監督に伺ったところ、選抜は勝敗だけではなくて、校風ですとか品位とか、そういった様々な視点で厳しい選考があるということで、まだ分からないということをおっしゃっていました。正式に決まりました際には、ぜひ市を挙げて温かい応援をお願いしたいと思います。先日、富士川議員からパレードの提案もありましたけども、私も、学校や競技を問わず、若い世代の頑張りを町全体で喜べる、そんな北九州市であってほしいということを願ひまして、通告に従い質問に入らせていただきます。

それではまず最初に、市民が使いながら育て、愛着を育む公共施設づくりへと題しまして、公共施設整備における先行開放と段階的活用の導入についてお伺いしたいと思います。

本市では、これまで工事期間が長期にわたる大型公園の整備については、工事が完成した部分から段階的に市民へ開放するという形を取っております。昨年、門司区の大里公園がリニューアル整備してオープンしました。非常に多くの子供たち、そして、親子の皆様の姿を見ることができですが、つい先日も大里パークフェスタというイベントがあつて、大盛況に終わっております。この公園は、令和元年5月から着工して、令和6年11月に完成という非常に長い工期の工事が行われました。整備が完了したエリアから先行して開放して、その間も子供たちを中心に多くの市民の方に利用されていまして、段階的に開放することで、利用実態を市としても把握できたのではないかなと思っております。

つまり本市は、公園整備における段階的開放は有効であるという認識と実績を既に持っていると言えるのではないかと思います。まずはその見解をお伺いしたいと思います。

その一方で、建物の公共施設については、基本的に工事が完了してからの一斉利用が一般的です。先日、大阪府の茨木市にあります複合施設おにクルという施設を視察させていただきました。子育てに特化した複合施設で、本当にすばらしい施設でした。建物自体もすばらしいですし、いろいろコンセプトを聞いても、本当に参考になるところがたくさんありました。もしまだ行かれていない方がいらっしゃったら、ぜひ視察に伺っていただければと思いますが。その施設の説明の中で、施設の一部を工事完了に先行して開放していたということを知り、その効果に目からうろこでございました。建物の完成前から、敷地の一部を I B A L A B @ 広場

という名称で市民の皆様には開放すると。例えば、芝生の養生をしたり、カフェの小屋を造ったりとか、あとマルシェを開いたり、年間200件を超える市民活動がそこで展開をされました。そうすると、こうした工事中の市民利用が行われることによって、市民の皆様はこの施設に対する愛着がまず形成されると。そして、完成した後も、こういったふうに使えるんだというそういったイメージを多くの方が持つことによって、開館した後すぐにぎわいが立ち上がっていくと、そういうふうな効果があったと伺いました。

本市においても、今後の公共施設の建設においては、公園のように可能な範囲で段階的開放を原則とすべきではないかなと思っております。市民が使いたい空間、例えば広場ですとか駐車場とか、そういったところを優先的に整備をして、完成前でも安全を確保した上で、一部でも開放してはどうかと考えています。

さらに、その後も市民の皆さんが使うであろうエントランスホールですとか、吹き抜けでありますアトリウムとか、屋外デッキとか、そういったところを将来的に市民の皆さんが活用する場所を想定して開放して、その動線、どう使われるのか、そういったことを検証して、場合によっては改善点を完成するまでに反映することもできるのではないかなと思っております。

このように、公共施設を造って終わりにするのではなくて、使いながら育て、使うほどに愛着が生まれる、そんな施設にすることで、公共施設マネジメントも市民の皆さんの理解をさらに得ながら進めることができるのではないかと考えます。

そこで、質問します。

本市は、公共施設マネジメント実行計画において、老朽化施設の更新に当たってはできるだけ単独での更新は行わず、他の公共施設との複合化や多機能化を前提に検討を進めるとしてまいります。このような複合化施設の整備においては、工事期間が長期化すると思えます。そこで、今後の工事期間の長い公共施設整備においても、公園で実施してきた段階的開放を建物にも原則として導入してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

また、現在建設が進んでいる門司港地域複合公共施設について、先行利用可能な区画を設定し、完成前から市民が使える部分を優先整備するという考え方を取り入れることはできないでしょうか。もし、駐車場を先行して開放することができれば、門司港レトロ地区の駐車場不足を解消することができたり、住民が心配しています国道198号側の出入口やバスロータリーの渋滞対策の効果を事前に検証することができます。

また、施設のオープン前にエントランス等に入ることができれば、市民も利用するイメージが湧き、利用者に愛着が生まれる施設になると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、地域資源を生かした体験型教育環境の構築についてお伺いいたします。

本市の推計人口が、市政始まって以来、初めて90万人を下回る見込みとなっております。そのような中、本市は人口減に歯止めをかける施策の充実、強化の柱の一つとして、子供の学力

向上を掲げています。学力向上への3つのアプローチとして、AIプラス読書の強化、それから、脱暗記重視、そして、体験機会の強化ということを掲げています。家庭の環境による体験格差をなくし、子供たちの多様な学びの機会を提供することは、学力向上に加えて、教育の魅力向上にも直結すると考えます。

そこで、地域資源を生かした体験型教育の拡充という視点で質問させていただきます。

先日、環境水道防災委員会の視察で、東京にあります国が運営する防災体験学習施設そなエリア東京に伺ってきました。映像やシミュレーションを活用して、子供たちに災害を我が事として理解させる仕組み、非常に優れていたものだと思います。そなエリア東京は、災害を自分事化し、初動の重要性を理解させる、そして、地域特性を踏まえた判断力を育てる体験型防災教育のモデルを示しているということでもあります。単なる知識ではなくて、命を守る行動につながる生きる力としての防災教育の必要性を改めて私も感じた次第であります。

この施設は、東京という立地や国の投資規模があればこそであり、同じようなものを本市で造るというのは現実的でないと思います。しかし、そこで得た学びは、地域の特性を生かした体験型の防災教育は、都市全体の防災力を高めるということなんだなということを私は感じてきました。座学では得られない判断力や行動力を育てるという点は、本市でも取り入れる価値があるのではないかと考えます。

本市には、海があり、山があり、川などの自然もあります。工業地域や商業地域も抱えております。そして、多くの橋やトンネルなどのインフラもあります。駅や港や空港などの交通インフラもそろっています。これら災害を理解するための実物の教材が数多く存在していると考えられることもできると思います。様々な災害の仕組みや対策について、地域そのものから学べる点は本市の大きな強みであり、子供たちに災害を我が事として理解してもらうことができるのではないかと考えます。その一つ、例えば具体例としまして、今、関門海峡ミュージアムでは、災害や海峡の歴史を体験的に学ぶプログラムが既に展開をされています。こういった市内施設をネットワーク化して、北九州版の体験型防災教育を確立することは十分に可能ではないかと思えます。

そこで、そなエリア東京が示すような体験型防災教育の必要性についての見解をお伺いしたいと思えます。

また、観光分野においても、地域を知り、地域で学ぶ観光教育が全国で広がりを見せています。観光庁は、初等中等教育における観光教育を推進するとし、学校と地域が連携して、地域の文化、歴史、観光を通じた教育の普及を図ることを目指しています。本市を含む関門エリアは、今年9月に、世界の持続可能な観光地として、グリーンDESTINATIONズトップ100というものに初めて選ばれました。これは、行政、民間、地域住民の皆様の連携が評価をされたものと聞いております。こうした地域資源を教育に生かすことは、子供たちの地域理解を深め、そして、郷土愛を育てることで、将来的な定住意識にもつながると考えます。

そこで、本市における小・中学校での観光教育の取組状況についてお伺いをいたします。

以上で第1質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目2つ目、地域資源を生かした体験型教育環境の構築について、そなエリア東京が示すような災害を自分事化し、地域の特性を生かした体験型防災教育の必要性というお尋ねがございました。

近年、豪雨や地震など自然災害の激甚化、頻発化が指摘されており、災害への備えの重要性はこれまで以上に高まっております。こうした中、未来を担う子供たちが、災害の特徴や危険性を正しく理解し、災害を自分事として捉え、自らの命を守るために気づき、考え、行動するという行動変容につなげていくことが何よりも重要であると強く認識しているところであります。

教育委員会におきましては、今年度から、体験機会のより一層の強化を図るため、子供たちの意見も踏まえつつ、市内60を超える施設から、学校がアラカルト方式で行き先を自由に選択できる、たいけん・まなび充実大作戦に取り組んでいるところであります。私は、市長として、この取組を子供たちが持つ一人一人の豊かな可能性をさらに広げる重要な一歩であると考えております。

この取組を進めるに当たりまして、議員御案内のそなエリア東京は、北九州市の体験型防災教育を推進する上で参考となるモデルになり得ると考えております。北九州市には、同様の施設こそ存在しないものの、災害に対する気づきを深めることができる施設として、1つに竜巻や台風などの体験が可能なスペースLABO、2つに豪雨を実体験できる日明浄化センター、3つに液状化現象や洪水の疑似体験ができる関門海峡ミュージアムがあり、さらに防災のための重要なインフラとして、4つに津波の河川遡上を防ぐ水門、5つに集中豪雨時の水害を防止するための調節池など、多様な防災学習の機会を提供し得る施設、整備が整っております。

また、防災について考える取組として、自らが暮らす地域の防災マップの作成、避難所運営ゲームなど地域における防災イベントなど、地域と連携した様々な学習機会も展開しているところでございます。

これら地域に存在する多様なハード、ソフトの資源を効果的に連携させ、教育委員会が進める防災教育プログラムと組み合わせることにより、子供たちに対して継続的かつ体験的な体験型防災教育の機会を提供できるものと考えております。

このように、地域資源と防災教育プログラムを融合させた北九州市ならではの体験型の防災教育を実施することで、子供たちの防災意識をより高め、いざというときに自ら行動する力を育てていきたいと考えております。未来を担う子供たちが、災害を真に自分事として捉え、気づき、考え、行動するという行動変容を通じて、自分の命は自分で守るという防災意識と、いかなる困難にも立ち向かい、たくましく生きる力を培っていけるよう、市長としても全力で取

り組んでまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長等からお答えします。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（持山泰生君）大項目1番目、公共施設整備における先行開放と段階的活用の導入、公園整備において段階的開放は有効であるという認識と実績を既に持っているのはいかたのお尋ねに御答弁いたします。

北九州市には、市民に身近な規模の小さい街区公園から規模の大きな広域公園まで、様々な種類の公園が約1,700か所ございます。そのうち、特に規模の大きな公園整備におきましては、事業期間が長期にわたることから、整備エリアを複数に分け、順次整備を行っております。例えば、大里公園は、モデルプロジェクト再配置計画の中で、旧門司競輪場跡地の一部を公園として拡張し、令和元年から5つのエリアに分けて整備を進めてまいりました。具体的には、令和2年度に複合施設の建設予定地に暫定的な広場を整備し、グラウンドゴルフなど新たな利用が生まれ、活用されております。その後、令和3年度から令和6年度にかけて、遊具エリア、芝生広場エリア、駐車場エリア、健康遊具エリアを整備し、順次開放してまいりました。特に遊具エリアは、開放直後から、子育て世代の間でボルダリングなど特色のある遊具の情報がすぐに広まり、現在でも人気の施設でにぎわっております。また、芝生広場エリアは、ウォーキングなど幅広い世代の健康づくりの場として利用されております。

さらに、近年では、曾根臨海公園など、ほかの規模の大きな公園におきましても、利用者の安全確保を行った上で順次エリアごとの開放を行ってきた事例がございます。

このような段階的な開放により、整備後、早期に多くの市民に利用されることで、一定の事業効果を発揮するケースがあることは認識してございます。このため、今後も公園整備事業におきまして、利用者の安全が確保でき、先行開放が有効な場合には、段階的な開放を検討することとしております。

いずれにいたしましても、公園は利用されて初めてその価値が高まるため、段階的な開放により市民の皆様が多く利用され、愛着を持っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）公共施設整備において、公園と同様に、建物にも段階的開放を原則として導入してはどうかとの御質問にお答えいたします。

北九州市では、これまで平成28年2月に策定いたしました北九州市公共施設マネジメント実行計画に基づき、持続可能な公共施設の運営に向けて、施設保有量の適正化や複合化、多機能化などを進めるという考え方の下、桃園公園施設再配置事業や門司港地域複合公共施設整備事業などの取組を進めてまいりました。

一方、実行計画の策定から約10年が経過し、市民ニーズの多様化や複雑化、老朽化の急速な進展など、公共施設を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで以上にスピードを上げて

取組を進めるべく、北九州市政変革推進プランに基づきまして、公共施設マネジメントの在り方の見直しに着手をしているところであります。

この見直しの着眼点といたしまして、具体的には、施設保有量の適正化のみにこだわるのではなく、1つに利用者ニーズやサービスの質を考慮したユーザー目線での施設の在り方の検討、2つ目に民間施設との複合化やP a r k - P F Iといった多様な公民連携手法の導入などの視点を加え、施設分野ごとに新たな魅力向上にも力点を置いた総合的な変革に取り組んでいくことを目指しております。

こうした点から、市民の愛着を醸成することを目的として、公共施設を完成した部分から段階的に開放することは、ユーザー目線での公共施設の在り方を踏まえた一つの方策であると考えております。

一方で、段階的開放の実施に当たりましては、利用者の安全が確保されること、また、工期の遅れなど事業計画に支障がないことが前提でございまして、一律的な対応とはせず、個別案件ごとに検討することが望ましいと考えております。

公共施設が多くの方の市民の皆様に利用され、愛着を持っていただけるものとなるよう、議員御提案の視点も踏まえつつ、公共施設マネジメントの推進に取り組んでまいります。以上です。

○副議長（村上直樹君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君） 公共施設整備における先行開放と段階的活用の導入についてのうち、3点目の門司港地域複合公共施設について、先行利用可能な区画を設定し、完成前から市民が使える部分を優先整備するという考え方を取り入れてはどうかというお尋ねにお答えさせていただきます。

門司港地域に点在します公共施設は、築95年を超える区役所など、老朽化し、耐震性やバリアフリーの面で対応が十分でなく、安全面などに課題を抱えております。門司港地域複合公共施設整備事業は、こうした老朽化が著しい公共施設を集約、複合化し、門司港駅に隣接した交通利便性の高い場所に整備するもので、令和9年度中の完成を目指し、工事を進めているところでございます。

複合公共施設の建設地は、敷地に余裕がないため、一定の制限下での工事となりまして、より効率的な施工計画を求められます。具体的には、まず駐車場棟用地を施工ヤードとして活用して、複合公共施設棟の工事を先行します。複合公共施設棟の工事がある程度進んだ時点で駐車場棟に着手する計画として工事を進めているところでございます。このため、議員御提案の、1つに駐車場棟先行開放については、施行計画の大幅な見直しが不可避となること、2つ目に複合公共施設棟エントランスの先行開放につきましても、利用者の安全を確保するための対策工事が追加で必要となることから、いずれの場合も建築工事費の増額に加え、令和9年度中のしゅん工が実現困難となるおそれがございます。北九州市といたしましては、門司港地域複合公共施設を一日も早く完成させることを目指しております、当該施設を段階的に開放す

ることは難しいと考えております。

今後も、門司港地域複合公共施設の完成を心待ちにされている市民の皆様のために、事業の進捗に影響が出ないように、着実に事業を推進し、令和9年度中のしゅん工を目指してまいります。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）最後に、大項目2つ目に関連しまして、本市における小・中学校での観光教育の取組状況についてお答えいたします。

観光庁によると、観光教育とは、自然、歴史、文化、産業など日本各地の魅力的な観光資源や今後さらに増加する観光需要等について理解し、自ら地域の魅力を発信し、課題解決に寄与する力を育む教育と示されております。北九州市立の小・中学校においては、社会科や総合的な学習の時間等で地域の魅力や課題について学ぶ、観光教育に通じる学習を行っております。学習に際しては、児童生徒が地域に出て様々な体験をする中で、自ら課題を見つけ、他者と協働しながら解決策を考える探究的な学びを推進しております。

具体例を挙げますと、門司区の中学校では、門司港レトロ地区の施設や歴史、門司みなと祭などについて調べた後、ウォークラリーなど実施する。若松区の中学校では、若松活性化計画と銘打ち、文化発表会において、えびす祭やくきのうみ花火大会などでの集客の工夫を提案する。小倉北区の小学校では、地域の方との交流による小倉祇園祭りの歴史についての探究学習や実際に太鼓を打つ体験をするなど、児童生徒が郷土に対する理解を深め、郷土愛を育む学習が各学校で展開されています。

議員御紹介の本年9月に、世界の持続可能な観光地、グリーンDESTINATIONS TOP 100に選出された関門エリアなど、北九州市が有する地域資源を教育に活用することは、地域理解を深める上でも重要であると考えています。教育委員会としては、今後も観光を含む地域の魅力的な資源を教材として最大限に活用することで、子供たちが生まれ育った北九州市に誇りを持ち、地域の将来を支える人材として成長できるよう、体験型、探究型の学習の充実に努めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）49番 奥村議員。

○49番（奥村直樹君）御答弁ありがとうございました。

残りの時間で第2質問をさせていただきます。

まず、公園整備の件で都市整備局長から答弁いただきました。有益性は理解しているということで、最後にいただいた、利用されて初めて公園というのは役に立つんだということは、そのとおりだと思います。その思いをぜひ建物にもと思って、今回、次の質問をさせていただいたわけですが。

先に、3つ目の門司港の複合公共施設については、そのとおり早く造らなきゃいけないというのは私ももうそれは同じ認識です。ですので、それを足止めするようなことは一切求めて

いるわけではないんですけども、駐車場は後で造るということでしたから、先ほど言った駐車場を先にとというのが難しいというのはよく分かりました。でも、例えば間にあるにぎわい広場という空間があると思います。ここは、恐らく造った後も、いろいろそこで、市民や民間の皆さんに使ってもらってというのを想定していると思うんですが、例えばこのにぎわい広場も、工事中はそこにもいろいろな資材を置かれるかもしれません。ですので、完成の例えば1年前からは無理かもしれませんが、少しでも要は早く、通常であれば何月何日しゅん工、オープンとなるところを、もうそれを例えば1日、極端に1日でも、1か月前でも、特定の日だけでも使うということをぜひ検討していただきたいと思っています。駐車場も、本来であれば何日のところを少しでも前に、1つ前に大きなイベントがあれば、そこで試験的に開けるとかということも、ぜひ検討していただけないかと思っております。ここは、さっき言ったように、工事のスケジュールに無理のない範囲で、可能であればどうかぜひ検討していただきたいと思っています。

そういった個別の、さっきこれは財政・変革局長からいただきましたけれども、一律では難しいというのはそのとおりと思うので、今言ったようなことで個別の案件でぜひ検討していただきたいと、検討するというところでいただきましてありがとうございます。

ただ、門司港の件は、もう今話が動いていますから、逆に言うと、それでやろうとしたら一体何が課題なのかということや都市戦略局長ともぜひ情報交換していただいて、これが例えば設計する前だったらできたねということであれば、ぜひそこを生かして次に使っていただきたいと思っています。

ちなみに、先ほど紹介したおにクルなんですけど、ここも非常に今回門司港の複合施設を取り上げたのに当たっては、ちょっと似たような思いを視察に行って思いました。総工費も166億円、労務単価や物価高騰で2度ほど補正をしたとか、7階建てでちょっと大きいですけど、多目的ホール、図書館、市民活動センターなどが入っているとか、いろいろ似ているところがあって、ただそれが、しかもそれを建てるときに、議会で一応否決があったり等で、非常にう余曲折あったそうございまして、そういったなかなかすんなりいかなかった施設が市民の皆様にあえて愛してもらうためにこそ何をしたかというのが、先ほど言った事前の利用ということであったと私は感じましたので、そういったことで今後も公共施設ではぜひそこら辺を、個別で結構ですので、使われる、愛される、育てていくような公共施設にしていきたいと思えます。時間がないのですみません、ここはもう意見だけにさせていただきます。

教育なんですけども、体験型の教育なんですけども、災害に北九州は強いと昔から言われております。災害に強いということは、裏を返すと災害に対して関心が高まらないということも言えると思います。これから本市は、副首都構想ですとかバックアップ首都構想ということもうたっておりますし、また、北九州空港は特定利用空港に指定されて、これは災害時の物資輸送ですとか後方拠点としての役割が期待される。そして、市内で大規模災害があったときの北九州市

大規模災害対策連絡会、つい先日のニュースで海上保安庁や警察、海上自衛隊などが加わってということで、こういうふうにごく機運は行政的には高まっているんですが、幾ら行政やインフラが防災に強いといっても、市民一人一人の防災の意識が高まらないことには、なかなかこういった副首都構想、バックアップ首都構想は進んでいかないと思います。ですので、そういった構想も踏まえて、特定利用空港等、そういったことも連動させながら、防災教育というものを構築していただければと思うんですが、そこはいかがお考えでしょうか。

○副議長（村上直樹君） 危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君） 先ほども答弁を市長からさせていただきましたが、災害というのが北九州市はなかなか起きていない、地震も少ないといった状況にあります。こうした中で、いかに自分事として気づくかと、考えるか、そして、行動できるか、そこについては、我々も非常に教育委員会と連携しながら、こういった施設、それから、例えば先ほど出ました水門とかこういうインフラの設備、こういったものをいかに体系的に、また、継続性をもって学校の中で子供たちが学んでいく、こういったものをもって本人が気づくような仕組み……。

○副議長（村上直樹君） 時間がなくなりました。

○危機管理監（柏井宏之君） 仕掛けをしていきたいと思います。以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 進行いたします。30番 三宅議員。

○30番（三宅まゆみ君） 皆さんこんにちは。市民とともに北九州の三宅まゆみでございます。

傍聴にいらしてくださった皆様、また、中継を御覧の皆様、ありがとうございます。

議会の皆様においては、昼食後のこの時間、一番眠たくなる、そんな時間ではないかと思いますが、ぜひ頑張って聞いていただければと思います。

では、早速質問に入らせていただきます。

初めに、北九州市営バスの今後とこれからの市内のバス事業についてお伺いします。

北九州市営バスは、昭和4年に旧若松市で事業を開始して以来、約100年にわたり市民生活の足として多くの皆様から親しまれ、利用されております。しかし、全国のバス事業者と同様に、利用者数の減少や燃料費高騰など、物価高の影響を大きく受け、経営状況は厳しくなっており、このような傾向は今後も続くと思われまます。

この間、交通局も市民の皆様へバスの利用のお願いや運転手の募集、路線の見直しなど、経営改善のための様々な取組が行われてきましたが、収入額がコスト増に追いついていない状況です。

一方で、特に若松区にお住まいの方々にとって、市営バスは生活に欠かすことができない交通ネットワークです。また、近年人口が急増した学術研究都市にお住まいの方々からは、新たにバス停までが遠いので近くにバス停があると便利などの御意見もあります。

このような中、交通局は、本年10月、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする第4次北九州市営バス事業経営計画の素案を発表しました。素案では、ニーズに合わせた

路線の拡充、コストに見合う運賃の適正化、もっと乗ってもらうためのサービスの充実などに取り組むことが示されています。

また、この12月定例会には、市営バスの普通旅客運賃を改定する議案が提出されております。改正案には、運賃額の値上げのほかに、土日、祝日、夏休みなどに小学生は運賃が無料、中・高生は100円で利用できることもミライ割の導入や70歳から74歳の方向けのふれあい定期70の新設なども含まれています。大切な市民生活の足を維持するために、このような経営基盤の強化と利用者の増加を両立し得る取組を継続的に行うことにより、経営が改善され、交通局が将来にわたって市民に親しまれた公共交通事業者としてあり続けることができるよう頑張っ

てほしいと思います。

そこで、第4次北九州市営バス事業経営計画の概要とこれからも市民生活の足を守り続ける交通局であるための交通局長の覚悟についてお伺いします。

次に、地域住民の移動手段を効率的、効果的に確保するため、昨今従来型の定時、定路線バスではなく、A Iによりルートを最適化できる予約制の乗合バス、A I オンデマンドバスなどを導入する自治体が増えております。このような取組は、将来を見据えて実験的にでも始めるべきと考えますが、システム導入や運用に多額の費用が必要となるため、特定の交通事業者だけで取り組むことは困難であると思います。

そこで、今後、市として市内の交通事業者がA I オンデマンドバスを導入できるよう支援する仕組みが必要と考えますが、見解をお聞かせください。

次に、A S Eとの仮契約のその後と今後の企業誘致についてお伺いします。

本市と台湾の世界最大手の半導体後工程を担う日本法人A S E ジャパンが、2024年7月に北九州学術研究都市内にある市有地約16ヘクタールの土地売買の仮契約を締結し、1年半がたとうとしています。半導体は国際的な戦略産業であり、その後、アメリカの関税問題などにより社会状況は少し変わってきており、その進捗が大変気になるところです。

そこで、国からの補助金などによるところもありますが、現在の進捗状況について伺います。

また、本市は、災害リスクに強い基盤や充実したインフラなどを有する都市として、バックアップ首都構想を掲げ、首都圏に集中する本社機能の補完、移転、サプライチェーン強化、I T開発拠点の分散化、データセンター等、本社機能の移転やデータセンター誘致に取り組んでいると思いますが、中でもデータセンターの誘致については、全国的にもデータセンター誘致が活発化し、競争が激化していると伺っています。データセンターの誘致には、一定規模の土地や電力インフラの有無が鍵を握ると聞いています。

本市は、自然災害リスクの低さ、充実した陸海空の交通・物流インフラ、企業活動がしやすい安価な進出コスト、また、稼働に向けた準備が着実に進んでいる洋上風力発電など、他都市と比較しても国内で新規投資を検討する企業にとって魅力的な環境を十分に有していると思

ます。

そこで、バックアップ首都構想に基づくデータセンター誘致について、今後の取組と展望についてお聞かせください。

次に、除草と防草対策についてお伺いします。

昨今、市民の方からも多く苦情を受けるのですが、国道沿いの歩道や公園などの場所に雑草が茂って、町がすさんでいるように見受けられます。雑草が茂っていると、残念なことに空き缶やごみをそこに捨てる人がいて、さらに見苦しい状況になります。環境未来都市でもあり、多くの方に訪れてほしい、住んでほしいと観光施策や各種イベントの誘致、企業誘致など様々な取組がなされていたり、コクラBEATやクリスマスマーケットなどで小倉都心部はキラキラして夜は美しいのに、昼間、様々なところに出かけて何だかがっかりということになるともったいないと思います。近年、11月でも20度を超える日があるなど、温暖化の影響で雑草の伸びが早く、基本的に年2回の除草では追いつかない状況もありますが、その年2回の除草さえも、人件費の高騰などでままなっていない状況があるように思います。

また、今年の高塔山のあじさい祭りの際は、イベントが行われている広場だけは、まちづくり整備課の方々が他の業務の合間に自ら草刈りをするなどして何とかきれいにされていましたが、少し下にある駐車場からの歩道は、残念ながら雑草が生い茂っていました。区民の方からも、以前は駐車場からの歩道もアジサイがきれいに咲いていたのに、遠方からわざわざ来てくださる方がいるのがっかりされて本当に恥ずかしかった。あじさい祭りというよりは雑草祭りのようだった。自分たちも、その時期に合わせてボランティアで協力するから、お願いだからきれいにしてほしいと懇願されました。

さらに、市民の方がまちづくり整備課に除草の連絡をしても、予算がないと断られるケースも増えているようで、恐らく多くの議員が同様の苦情を受けているのではないかと思います。

令和6年度当初予算の際は、道路、河川、公園等維持管理費等における除草等の事業費を令和5年度と比べて減額し、防草対策に力を入れるとのことでありましたが、除草は市民の安全、衛生上、また、景観上、極めて重要な行政サービスであるとの考えの下、議会からの予算の組替え動議が出され、6月の補正予算で前年度並みの予算を確保していただきましたが、この間、防草対策はどのくらい進んだのでしょうか。

また、今後人件費などのさらなる高騰なども予想される中、美しいまちづくりのため、来年度に向け、除草、防草予算と対策をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、今後の相続放棄地の管理の問題についてお伺いします。

近年、利用価値の低い土地や人里離れた場所にある土地など、管理や維持が困難な不動産が負債、負の動産と言われることがあります。また、2024年4月から相続登記の義務化が始まり、相続で不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしない場合に10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

このような背景から、相続が発生した際に、相続財産が不要な不動産だけの場合、相続を拒否する傾向が見られます。今後、相続を放棄された不動産が増えていくと、老朽化した家屋が倒壊しそうになるなど、近隣住民の日常生活に支障を来すケースが増えるおそれがあります。このような場合、家庭裁判所が相続財産清算人を選任するまでの間、住民の安全・安心を守る観点から、自治体に何らかの対応を求められるケースが増えてくるのではないかと懸念しています。

このような相続放棄された空き家による問題を防ぐためには、問題が生じた後に対応するのではなく、我が家が空き家にならないために将来的に自分の家や土地をどうしたいのか生前から考えていただく啓発をしたり、空き家を管理する事業者を紹介する窓口を設置するなど、空き家を生まない予防保全的な取組も有効であると考えます。

そこで、相続放棄された空き家による問題を防ぐためにどのような対応を行っているのか、見解をお聞かせください。

次に、愛着障害についてお伺いします。

近年、発達障害を疑われる子供たちが急増していますが、その中には愛着障害、不安定な愛着形成によって発達障害に似た行動が出るケースがあります。発達障害は、生まれつきの脳機能の偏りですが、愛着障害は養育環境や関係性の不安定さと言われており、どちらも同じように多動や衝動、こだわり、人とのずれが起きるなどの行動特性があるようです。

精神科医の岡田尊司氏によると、健康で幸福な人生の土台となる仕組みが愛着であり、生きる力の源泉は愛着によるところが大きいとも言われています。

愛着障害は、乳幼児期に安心できる大人との継続的で安定した関係が形成されなかったことで、子供の心、行動、対人関係に長期的な困難が生じる状況です。愛着が育つには、大人が子供のサイン、泣く、ぐずる、喜ぶに気づき、適切に応じ、それが一貫して継続する、この3つが必要で、子供は自分が守られる存在だと感じたときに安定した愛着を形成します。

昨年の予算議会で、マルトリートメント、不適切な養育も取り上げましたが、マルトリートメントがあると愛着形成を阻害し、自分は受け入れられない、感情を安全に出せない、大人を信頼できない、助けを求めても返ってこないという経験が積み重なり、愛着が不安定になり、その後の行動面に現れます。過度な甘えや依存、過度に大人を避ける、うそが多い、反抗が強い、感情のコントロールが苦手、過剰な警戒、他者への不信、衝動性、注意の不安定さなどです。このことで、大人になっても社会の中でうまくいかず、苦しんだり、生きづらさを抱える方も結構いらっしゃるようです。

ただ、愛着は何歳からでも育ち直すことができ、関わり方を変えれば改善するというエビデンスが多くあります。できるだけ低年齢でそのような取組ができれば、その後、生きていく中で自己肯定感にもつながるものと考えます。一貫した優しい対応や安心できるルール、失敗しても見捨てない、褒められ、受け止められる体験の積み重ねなどです。

そこで、2点お伺いたします。

まず、昨今、愛着障害の子供たちが増えている状況に対する市の認識について伺います。

また、この問題を改善するためには、保護者自身の気づきが重要です。そのための対策も必要であると考えます。愛着障害の子供たちを少しでも減らすため、また、少しでも改善するための取組についてお聞かせください。

次に、学校体育館空調の計画的な整備についてお伺いします。

学校体育館への空調整備は、近年の猛暑により夏場の教育活動に支障が生じていることや災害時に学校体育館が避難所となること等を踏まえ、全国的にも重要な課題となっています。そのため、学校体育館への空調整備についても、私も議会で要望してまいりましたし、近年会派を超えて求める声が多くなっていました。

このような中、教育長から、本年2月議会において、先日落成記念式典が行われた小倉北特別支援学校、特別支援学校北九州中央高等学園の体育館へのエアコン設置と今後新築する学校の体育館へのエアコン設置を検討する旨の答弁がなされました。

また、6月議会において、武内市長は、新築校に加え、既存校についても漸次進めていくことを目指し、教育委員会と具体的に協議を進める旨を表明されました。

さらに、9月議会においては、市立学校体育館エアコンのパイロット整備費用を補正予算に計上し、11月に思永中学校、飛幡中学校、小池特別支援学校を対象に実施設計の入札を行い、12月4日に契約したと伺っています。

このように、本市における学校体育館への空調整備は、今年に入り、一步ずつではありますが、着実に進んでいると感じています。

一方、国は、令和17年度、2035年度までに公立小・中学校の体育館への設置率を95%にする目標を掲げ、令和6年度補正予算で補助率が2分の1と他の学校施設整備の補助率よりも高く設定した空調設備整備臨時特別交付金を創設し、整備を後押ししているところです。

しかし、全国的に学校体育館への空調整備設置率は、本年5月時点で22.7%と十分に進んでいるとは言えない状況です。加えて、交付金の対象期間である令和15年度に近づくほど需要が拡大する可能性があるため、本市においても、補助金を有効に活用できるよう、計画的に整備を進めていく必要があると考えます。

このような状況を踏まえ、2点お伺いします。

1点目に、学校体育館への空調整備は、早いにこしたことはありませんが、交付金の対象期間である令和15年度までに行うことが有効と考えます。そこで、今後どのように計画的に整備を進めていくお考えなのか、見解を伺います。

2点目に、小倉南特別支援学校は、そもそも校舎が古く、児童生徒の数が増えたため、継ぎはぎだらけで、プレハブの部分などもあるため、夏は暑く、冬は寒く、障害のある児童生徒が過ごしやすい環境とは言い難い校舎です。体温調節が難しい児童生徒や情緒の安定に空調管理

が必要な児童生徒のためにも、特別支援学校の体育館の空調整備をできるだけ優先的にと思いますが、小倉南特別支援学校は今のままで今後体育館に空調を入れるのでしょうか。令和15年までが交付金の対象期間であることを考えますと、教育予算も限られていますが、校舎の建て替えについても早急に検討すべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

最後に、子育て関連施設への3Dプリンター等の導入についてお伺いします。

先日、全国の若手市議会議員OB会の研修会で、新潟県小千谷市にあるひと・まち・文化共創拠点ホントカ。を視察させていただきました。ホントカ。は、図書館と郷土資料館、市民活動の場や子供の遊び場が入り混じって生まれた施設です。特に印象的だったのは、新しい技術にも触れながら子供たちがものづくりを体験できるスペースで、3DプリンターやUVプリンター、レーザー加工機、刺しゅうミシンなどのデジタル工作機器が無料で使用できるとのことでした。機器の利用に当たっては、初回安全講習を受講する必要がありますが、受講後は予約すればいつでも無料で使用できるというものでした。このような場所で、子供たちが関心を広げ、学ぶ意欲を高める体験をすることは、子供たちの将来に有益なものになるのではないのでしょうか。

そこで、本市においても、子供たちが利用しやすい、例えばユースステーションなど、子育て関連施設に3Dプリンターなどのデジタル工作機器を設置してはどうかと考えます。これにより、子供たちが自ら情報を収集、編集、表現、発信するスキルを身につけ、創造する力を育む体験ができる施設を検討してはどうかと考えますが、見解をお聞かせください。

以上で第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目2つ目、企業誘致に関しまして、バックアップ首都構想に基づくデータセンター誘致の取組、展望のお尋ねがございました。

北九州市は、災害リスクに強い基盤、充実したインフラなどのポテンシャルを生かし、バックアップ首都構想の下、首都圏に集中するデータセンターの誘致に積極的に取り組んでおります。誘致活動を進める中で把握した事業者ニーズとして、1つに電力インフラ整備がスムーズに進むこと、2つ目にサーバー冷却に必要な一定量の水が確保できること、3つ目に洋上風力発電をはじめとする豊富な再生可能エネルギーの活用が見込めることなどがございます。北九州市は、これらの点で高い優位性を有しており、事業者ごとのニーズに応じたきめ細かな提案を行うことで、北九州市に立地するメリットを強く訴えているところでございます。

そうした取組の結果、八幡東区東田地区におきまして、ソフトバンクグループが本年7月に9号棟の操業を新たに開始いたしました。

また、学研都市への立地を決定したAPLグループは、来年早々の工事開始を予定しておりデータセンターの建設は着実に進んでいるところであります。

私自身、APLの高原社長をはじめ、国内外の様々な事業者と面談するなど、10回以上のト

ップセールスを行ってきたところでございます。加えまして、事業者からの相談件数は、今年度12月時点で10件を超える、昨年度同期で4件、今年度10件を超えるという状況など、北九州市のポテンシャルに対する評価は確実に高まっており、手応えを感じているところでもございます。

他方で、近年データセンターの大規模化が進み、それに見合う規模の用地需要が増しております。このため、地域未来投資促進法による民間所有地の活用などにより、データセンターに適した用地の創出にも取り組んでいるところでございます。

データセンターの誘致は、巨額の設備投資を伴う高い税収効果のみならず、技術者やセキュリティ専門家など、多様な高度エンジニアの雇用創出、集積を通じ、地域経済に大きな波及効果をもたらすことが期待をされます。今後も、データセンターの誘致を積極的に進め、大規模な投資を呼び込み、稼げる町の実現につなげてまいります。

次に、大項目3つ目、除草、防草に関して、令和6年度防草対策はどれくらい進んだのかと、来年度に向かって除草、防草対策をどのように考えているのかというお尋ねがございました。

道路、河川、公園などのインフラ施設を良好な状態に維持管理することは、市民の皆様の安全・安心な生活環境の確保に当たって重要な要素でございます。

しかしながら、1つに、近年の地球温暖化の影響等により、雑草は従来よりも長い期間生育し、成長も早くなっていること、2つ目に、人件費上昇などにより除草コストが高騰していることなどにより、従来の除草だけでは持続可能な維持管理が困難となることが懸念されます。

このため、令和6年度以降、1つに、限られた予算の中で、これまで局所的、臨時的な対応を行っていた一部を定期的な除草に含めて発注するなどの工夫により、市民生活や交通に支障を及ぼさない水準で管理に努めてきたことに加えまして、2つ目に、除草から防草にシフトする取組を進めてまいりました。具体的には、鉄鋼副産物を活用した舗装材、カタマSPを用いた中央分離帯の舗装化、植樹帯のうち樹木がない箇所の舗装化、河川ののり面や公園の園路際等では、生態系や景観を踏まえ、防草シートや固化系自然土舗装などの試験施工を約1万1,000平方メートル実施したところでございます。防草の効果としては、縁石等の目地の一部に雑草が見られましたが、全体的に雑草は生育しておらず、防草効果が確認をできました。このため、引き続き防草の取組を進めていくこととしております。

他方、景観の維持や緑の保全に配慮したまちづくりを進めるためには、道路、河川、公園の特性、地域性に考慮した効果的な除草及び防草対策を進めることが必要でございます。このため、各分野の専門的な知見を有する方々に様々な視点から御意見を伺う仮称雑草対策のあり方検討会議を年内に立ち上げ、今年度中を目途に仮称雑草対策の基本戦略を策定することとしております。

加えまして、先月末には北九州市クリーンタウンプロジェクトというパッケージを発表し、

客引きゼロ、まち美化、そして、除草、防草を柱とする施策を充実、強化させていく方向性を公表させていただいたところでございます。議員お尋ねの除草、防草予算と対策については、こうした考え方の下、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、彩りと安らぎあるまちづくりを進めるために、引き続きより効果的、効率的に雑草を抑制できるよう、長期的な視点で取組を進めてまいります。以上です。残りは担当局長等からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君）交通局長。

○交通局長（白石基君）大項目1つ目の市営バスの今後とこれからの市内のバス事業についてのうち、1つ目の第4次経営計画の概要と市民生活の足を守り続ける交通局であるための私の覚悟について答弁いたします。

市営バスは、通勤、通学や買物、通院などの市民生活の足としての役割を担っております。一方で、運転者不足やバス需要の減少傾向に伴い、市営バスの経営は厳しい状況が続いております。このため、昨年度、市営バス事業あり方・役割検討会議におきまして、有識者や地域の代表者の方々から様々な経営課題について意見聴取を行い、本年10月に第4次市営バス事業経営計画の素案を策定いたしました。

この計画案では、収益的収支の均衡を目指し、持続可能な公共交通ネットワークの一翼を担い、市民の生活の足を守り続けることを目標としまして、3つのアクションに取り組むこととしております。具体的には、1つ目の市民の生活の足を守り続けるとしまして、人材の安定的な確保や効率的な路線、運行形態の構築、安全で安心した交通サービスの提供、2つ目の乗りたくなるバスを目指すこととしまして、子供や高齢者にもっと乗ってもらうためのこどもミライ割やふれあい定期70の新設などによる利用者サービスの向上や情報発信の強化、3つ目の経営基盤の強化としまして、運賃体系の見直しや貸切り、受託事業の強化などの収入の確保や継続的な経営改善を行うこととしておりまして、これらのアクションにより持続可能な市営バス事業の確立を目指してまいります。

これまでも交通局は、市民の幸せを運ぶバスという基本理念の下、96年もの長きにわたりまして、若松区を中心に市民の生活を支える社会インフラとして地域に根差し、精いっぱい努力を重ねてまいりました。今後とも、この役割を担い続けることが交通局の使命と考えておりまして、この第4次経営計画を着実に実施し、市民の生活の足を守り続けてまいります。以上です。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）市内のバス事業についてと相続放棄地の管理の問題について、続けて御答弁させていただきます。

まず、交通事業者がAIオンデマンドバスを導入できるよう支援する仕組みが必要と考えるがとのお尋ねにお答えいたします。

AI オンデマンドバス交通は、乗客の予約や位置情報に基づきまして、リアルタイムで最適なルートや配車をAIが判断、決定するサービスであり、効率的かつ柔軟な運行が可能とされるものと認識しております。

また、他の自治体において、主に定時、定路線型の路線バスの廃止に伴う代替交通の一つとして導入されていることについても承知しております。

このシステムにつきましては、需要に応じた効率的な運行が可能であるなどのメリットがある一方で、デメリットといたしましては、1つにシステムの導入や運用に多額の費用が必要となること、2つ目に既存の路線バスやタクシー利用者の奪い合いのおそれが生じないよう丁寧なすみ分けが必要となること、3つ目に高齢者やデジタル弱者への対応が必要になることなどが上げられ、整理すべき課題があると認識しております。

このため、北九州市といたしましては、これまでに導入している自治体へのヒアリングやAIシステムを提供する事業者との勉強会、さらには交通事業者との協議を重ねているところでございます。こうした経緯を踏まえつつ、地域の新たな移動サービスの一つとしましてどのような可能性があるのか、実証実験を行うことについて検討を進めているところでございます。この実証実験で、地域のニーズや利用実績、導入や運行に係るコストなどを総合的に検証いたしまして、導入の可否も含め、在り方について検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、AI オンデマンドバス交通を含め、地域にとって最適な交通体系を検討し、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいります。

続きまして、相続放棄された空き家による問題を防ぐためにどのような対応を行っているのかというお尋ねにお答えいたします。

老朽化した空き家は、倒壊のおそれや落下物による事故の危険性、さらには景観や衛生環境の悪化を招くなど、安全で安心なまちづくりを進めていく上で空き家の解消は喫緊の課題であると認識しております。

とりわけ議員御指摘の相続放棄などによる、いわゆる所有者不明、不存在の空き家につきましては、改善される見込みもなく、周辺地域の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性は極めて高いと認識しております。このような空き家への対応につきましては、まず裁判所が選任する財産管理人による空き家の売却の可能性を探りまして、それによっても対処が困難な場合につきましては、行政代執行により除却している状況でございます。

行政代執行は、本来であれば空き家の所有者が自ら行うべき除却をやむを得ず北九州市が代わって実施しておりまして、手続の煩雑さや費用負担の面からも非常に苦慮しているというのが実情でございます。

こうした状況を踏まえまして、北九州市といたしましては、このような所有者不明、不存在の空き家の発生を抑制するために、1つには建物の管理責任や放置空き家の危険性を周知するなど適切な管理を促す管理に関する啓発、2つ目に相続、管理、売却といった専門的な相談に

対応できるよう、司法書士や弁護士、不動産関係者など民間事業者との連携による相談体制の充実、3つ目に、不動産事業者と連携し、売却や賃貸など空き家の活用を促す空き家の流通、活用促進などに取り組んでいるところでございます。

今後も市民が快適に暮らすことができる安全で安心な生活環境を確保するため、空き家対策を着実に進めてまいります。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）ASE社との誘致の進捗状況についてお答えいたします。

近年、経済安全保障の観点から、重要物資のサプライチェーン強じん化が重要となり、国内での生産基盤を再構築しようとする動きが進んでおります。北九州市におきましても、こうした潮流をチャンスと捉え、将来の経済成長を力強くけん引する半導体、次世代自動車などの未来産業の誘致を重点的に推進しております。

こうした中、半導体後工程の製造受託企業で世界最大手のASEグループへアプローチを行ったところ、学研用地に高い関心を示していただき、昨年7月に市有地売買仮契約の締結に至ったところでございます。現在も、ASE社とは定期的に協議を重ねておりまして、北九州市としましては、引き続き国や福岡県とも密にコミュニケーションを取りながら、誘致活動を継続しているところでございます。

御指摘のとおり、半導体産業はグローバルなサプライチェーンの中で展開される産業でありまして、国からの補助金のほか、米国の関税政策や生成AIの急速な進展など、グローバルな経済情勢を総合的に踏まえた経営判断が必要となります。したがって、最終的な投資判断には一定の時間が要することが想定されるところであります。

北九州市といたしましては、企業側の判断が進展した際に遅滞なく確実に対応できるよう、ASE社との情報交換を引き続き丁寧に進めるとともに、企業ニーズに迅速に対応し、立地の実現に向け、全力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

いずれにしましても、北九州市といたしましては、北九州学術研究都市エリアにおけるG-CITY戦略を着実に進めるとともに、新ビジョンや産業振興未来戦略に基づき、半導体や次世代自動車産業など未来を担う重点産業の誘致を進め、稼げる町の実現につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君）2点、御答弁させていただきます。

まず、愛着障害につきまして、愛着障害の子供が増えている状況に対する見解、認識と、あと愛着障害の子供を減らすための取組、改善の取組についての質問についてお答えさせていただきます。

子供は、特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己肯定感を育み、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得することができるかとされております。しかしなが

ら、虐待などの不適切な養育により、安定した愛着関係を形成できない場合、対人関係や感情のコントロールに問題を抱えるなど、いわゆる愛着障害の状態が見られることがございます。

愛着障害が認められる子供の状況は、里親や児童養護施設に措置されている子供についての国の調査によりますと、愛着障害があるとされる児童の割合が増加傾向にあるということが認められています。北九州市としても、子供の健全な育成を図る上で、愛着障害への対応は重要であると考えております。

次に、愛着障害の子供を減らすためには、不適切な養育を防ぐということが大切であり、そのための取組として、北九州市では、妊娠届出時の面談や乳幼児健診の際のパンフレット等を用いた啓発、区役所で実施する育児教室や相談事業、きたきゅう子育て応援アプリを通じた情報発信など、時期を捉えて保護者の皆様への相談、啓発を行っておるところでございます。

例えば、乳幼児の子育ての悩みや不安に専門スタッフが応じるわいわい子育て相談では、医師や保健師が子供への関わり方など具体的なアドバイスを行うことで、保護者自身の気づきを促し、家庭での適切な養育につなげております。

また、愛着障害の改善に向けた取組としては、子ども総合センターにおいて、虐待につながるおそれがある保護者などを対象にペアレントトレーニング事業を実施しております。本事業では、児童心理司等による定期的な面接や個別援助プログラムを行い、効果的な褒め方や適切な指示の仕方などを学ぶことで、養育に対する心理的負担の軽減を図っております。

保護者の下での養育が困難な子供については、子供が安心でき、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームへの委託を推進しております。

今後も、愛着障害の防止と改善のために、子供にとって適切な養育環境を整え、子供の最善の利益が図られるように努めてまいりたいと考えております。

次に、子育て関連施設への3Dプリンター等の導入につきまして、子育て関連施設への3Dプリンターなどデジタル工作機器の設置についてお答えさせていただきます。

子供たちが学校での学習だけではなく、地域や家庭での体験活動を通じて様々なことに興味を持ち、主体的に学ぶ姿勢を養うことは、大変重要であると考えております。こうした青少年の健全育成の活動の場として、北九州市ではユースステーションをはじめ青少年の家や科学館などの社会教育施設を運営しております。中でも、ユースステーションは、中学生や高校生を中心とした青少年の居場所として、多くの若者の方に御利用いただいております。施設内には、フリースペースや学習スペースのほか、多目的ホール、工芸室、調理室、音楽スタジオなども併設され、各種の活動の場としても御活用いただけるようになっております。これまでユースステーションでは、テクノロジー工作機器を活用したイベントとして、3Dプリンターをレンタルして、令和5年度と令和6年度に小学5年生から高校生を対象として3Dプリンター講座を実施しております。

子育て関連施設への3Dプリンターの設置については、青少年層に対して創造する力を育むなど一定の効果が期待できる一方で、専門的知識を持つスタッフの配置や定期的な機器の更新が必要になる等の課題もございます。

こうした中、現時点において、デジタル工作機器を設置する考えはございませんが、体験講座イベント等を実施しながら、適宜他都市等の状況の把握にも努めてまいりたいと考えております。今後とも、こうしたものづくり体験を含め、子供たちに対して様々な体験活動の機会を提供していくことによって、青少年の健全育成に努めてまいります。以上です。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）最後に、大項目6つ目の学校体育館空調の計画的な整備について、今後どのように計画的に整備を進めていくのか、小倉南特別支援学校は校舎の建て替えについても早急に検討すべきではないかという質問にまとめてお答えいたしたいと思っております。

北九州市では、児童生徒が安全で快適に学習できる環境を確保することを重要な課題と捉え、普通教室、管理諸室、給食室に加え、特別教室へのエアコン設置を順次進めてきたところでございます。昨今の猛暑の状況を考えると、学校体育館へのエアコン設置の必要性はますます高まると考えられることから、さきの6月議会において、市長より設置を進めていくとの考えが示されました。それを受けて、9月議会において、補正予算に3校分の実施設計費用を計上いたしました。実施設計を通して、学校体育館エアコンの空調方式、コスト、断熱工事の工法などの検討に着手したところでございます。

今後の整備を進めるに当たっては、国の補助金の活用を含めた財源確保の在り方、最適な設置方法や機種を選定といった技術的な知見、費用対効果など多岐にわたる課題を順次整理していく必要があります。それらの知見を集積しながら、一步一步着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、小倉南特別支援学校の建て替えについてですが、北九州市は、特別支援教育推進プランに基づき、障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた教育環境の整備に取り組んでおります。平成28年度には、東部地域にある特別支援学校を再編し、複数の障害に対する総合特別支援学校を2校開校いたしました。今年度は、小倉北特別支援学校と北九州中央高等学園の建て替えも完了したところでございます。

小倉南特別支援学校は、昭和51年度に建設されており、近年、老朽化対策として外壁改修や給水管改修を行うとともに、快適な教室環境を保つため、教室エアコンの更新も行ってまいりました。また、日常点検や法定点検等の結果を踏まえ、不具合が認められた箇所については、その都度補修を行っております。

今後とも、教育委員会としましては、小倉南特別支援学校をはじめ、子供たちが通学しやすく学びやすい快適な学校環境の整備に努めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）30番 三宅議員。

○30番（三宅まゆみ君）御答弁ありがとうございました。

一部以外はおおむね前向きな御答弁であったかと思えます。

時間の許される限り、第2質問と要望をさせていただきます。

まず、北九州市営バスの今後とこれからの市内のバス事業についてということで、ふだん物静かな交通局長から思いの籠もった御答弁だったのではないかなと思えました。心強く感じております。

北九州市営バスは、先ほども申し上げましたが、若松区民にとっては市民生活の足として、そして、特別な思い出のある、そんなバス事業者であります。私は、通っていた幼稚園がその頃まだ通園バスがなかったので、幼稚園の頃から毎日バス停まで親に送ってもらって、市営バスに乗って幼稚園に通ったという、そんな思い出がございます。以前は、199号の二島に交通局そのものがあったものですから、そこに帰っていくバスで、非常にあの路線はバスが多かったのですが、今は結局小石に全部帰ってしまいますので、1時間に2本とか、もう限られた時間でありまして、よく言われるのは、そちらに住んでいらっしゃる方は、皆さん以前が便利がよかっただけに今が非常に不便さを感じ、乗り遅れてしまったらもう次まで30分ぐらい待たなきゃいけないので、結果的にタクシーだったり、もしくは、もうバスに乗らないという、そんな悪循環に陥っているというのが状況であります。

また、高須とか青葉台とか、以前は若い方々がたくさん住んでおられた場所なんですけど、今はそこも高齢化をしていて、非常に大きな住宅街ということで、バスの便が、非常にバス停までが遠いってというようなそんな御意見もいただいております。ぜひ、少しでも耳を傾けていただいたらと思いますのと、あとは、そういった意味で、若松区だけではないんですが、高齢者が増えて、本当は車を手放したいけれど、でも実際には足の便が悪いので車をどうしても手放せないっていう方が多いという状況であります。A I オンデマンドバスを導入できれば、バスのニーズはもっと高まるのではないかと、そんなふうにも思っておりますので、今日、実証実験する、検討をしていくということでございましたので、できるだけ早くと思えますが、どのくらいを目指しておられるのか、お聞かせいただけたらと思います。場所ももし分かればお願いします。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）A I オンデマンドの実証でございますが、先ほども答弁いたしましたとおり、実証実験を行うことについて今検討を進めている段階でございます。ですので、今日具体的にいつからとかということとは言えないところでございますが、場所につきましても、今考え方としましては、議員も御指摘ございました、A I オンデマンドを入れるとすると、かなりの費用、イニシャルコスト、ランニングコストがかかってまいりますので、そういったところをできるだけカバーできるように、利用者がある程度多くなるという見

込みがあるところでやりたいなと今考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）30番 三宅議員。

○30番（三宅まゆみ君）ありがとうございます。ぜひ、一日も早い導入を、実証実験を始めていただきたいと思います。

それから、ASEとの仮契約のその後と今後の企業誘致については、期待も高いだけにどうなるのかという、特に若松区民は非常に心配される方も多いのが現状です。引き続き、国や県と連携して誘致の取組を進めていくという御答弁でしたので、見守りたいと思います。国際的な状況なども踏まえつつ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、データセンターの誘致については、市長から大変心強い御答弁をいただきました。非常に関心度が高いということで、たくさんのお相談をいただいているということでした。手応えがあるということでもありますので、本市の優位性を生かして取組を進めることは大変重要だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

どちらも、ASEもデータセンターも、決まりましたら、地域の住民生活に影響が出ないように配慮も必要だと思いますので、できるだけ早い段階で詳しい地元説明会など丁寧な取組が必要だと思いますので、その点について、お願いいたします。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）今、議員おっしゃるとおりで、地域の住民の皆様の理解があってこそ企業立地でございますので、しっかり対応させていただきたいと思います。

○副議長（村上直樹君）30番 三宅議員。

○30番（三宅まゆみ君）ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それから、除草と防草対策についてです。

雑草対策検討会議を立ち上げて戦略をつくるということでもございました。非常に市民ニーズの高いことであります。やはり雑草があるだけで、先ほども申し上げましたけれど、余計にごみを捨てる人たちがいるっていうのは大変残念なことでもありますけれど、現実的にごみが落ちているっていうのが気になって仕方がない昨今でございます。ぜひ早急なお取組をしていただきたいと思います。

あと、高塔山のあじさい祭り、本当に今年はちょっと残念だったという御意見をいただいております。ぜひ、来年は来てくださった皆さんがすばらしいねとおっしゃっていただけるように、そうやってお迎えができるように取組をしていただきたいと思います。

あと、今後の相続放棄地の管理の問題については、行政代執行などで費用がかかって大変苦慮をしているということで、今現在でもそうなんですけど、これからさらにこういったことが増えてくるんじゃないかということで私は今回質問させていただきました。管理の啓発とか、あと民間事業者と連携した相談窓口とか、PRをぜひしていただきたいなど。意外に市民の方は御存じなくて、どこにも持っていけないっていうような思いの方もいらっしゃると思います

ので、ぜひともその点、PRを広くしていただきたいと、これも要望とさせていただきます。

それから、今日特に申し上げたいのは、愛着障害の関係です。子供たちが苦しんでいるのと大人になってもこれで苦しんでいる、人生うまくいっていないというのをよくお見かけをいたします。私は専門家ではありませんから、具体的に必ずそうだというふうには思わないんですが、ただやっぱり非常にそうじゃないかなと思われる方が多い現状です。特に発達障害と間違えられる子供たちの数が多くなっているというのは、もう現実でありまして、先ほど子ども家庭局長から御答弁をいただいたのですが、ぜひ教育長にもお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか、今の現状。愛着形成の確保は1歳半ぐらいまでが臨界期とされるそうですが、その時点で安定した愛着が形成されていた場合でも、その後の要因によって不安定な愛着になってしまうこともあるそうです。愛着という仕組みは、本人の心を守るだけでなく、生命を守る根幹となる仕組みと考えられて、うまく機能しなくなると人は窮地に陥るといことです。

教育長は、長年、学校現場で子供たちと接してこられたと思いますが、愛着障害について、学校現場での現状どのような取組をされているのか。また、ぜひ一般的に保護者の方に広くこのことをもっと知っていただきたい。今、小っちゃい頃にそういう啓発をされているっていうのをお聞きしましたけれど、小学生とか中学生でもこういった問題があるかと思います。この点について、見解をお聞かせください。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）今御質問いただきました点につきましてですけれども、学校現場にありますと、先ほど第1質問でもございましたように、確かに行動面において過度な甘えや依存、それから、過度に大人を避けるとか、うそが多い、反抗が強い、感情のコントロールが苦手、過剰な警戒、他者への不信、衝動性、注意の不安定さなど、おっしゃったような行動面というのは、確かに多くなっているというのは学校現場からも聞いております。

ただ、それが、先ほどもおっしゃっていましたが、発達障害と、あるいは、そういう傾向がある、特性があるという状況であるのか。あるいは、先ほどからおっしゃっている愛着障害なのかということは、学校現場は教員でありますので、そこを判断するということはできません。私も、学校に行ったときには、軽々にそういった判断をするべきではないということははっきり申し上げております。

ただ、そういった傾向がございますので、生育歴でありますとか、家庭の環境でありますとか、その子がすくすくと健やかに成長していけるように、教員としてしっかりと支えていく、サポートしていくということが重要だと思っております。

それから、取組としましては、先ほども言いましたが、教員だけではできませんので、スクールカウンセラーの先生でありますとか、スクールソーシャルワーカーと協力をしながら、あるいは、まさに先ほども御紹介ありました精神科医の先生とも御相談をしながら、その子がよりよい方向に行けるように学校では支えをしてきております。

それから、保護者への啓発ということですが、これは非常にプライベートな個別的な問題になってまいりますので、なかなかこれが学校では難しいところというのが正直なところであります。一般的に啓発をしていくということはあるかと思えますけれども、先ほど申しましたが、個別の状況でなかなか愛着障害ですというふうなことでお話をする機会がございますので、そういったところが今後の課題かなとは思っております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）30番 三宅議員。

○30番（三宅まゆみ君）ありがとうございます。

教育長、個人的に誰かをということではなくて、私は、多くの保護者の方にこれを知っていただきたい。どれだけ愛着形成が重要か、子供さんに愛情を伝える。愛情は皆さん持っていると思うんです。すごく我が子がかわいいけど、上手に伝え切っていない保護者の方もいらっしゃると思っています。どんなふうにしたらもっと伝わりますよとか、そういうことを一般的に、実は愛着障害って人口の3割とかも本当はいらっしゃるんじゃないかというような、本によっては書かれていて、これは広義の部分だと思うんですが、なかなか大きくなっていろいろとそこを求めて、自己肯定感が低かったりとか、何かに挑戦することがなかなか苦手だったりとか、対人関係で苦しんでいたりと、全部が全部愛着障害のせいではないというのは私もそれは重々承知しております。ただ、一番身近で考えられるということが、そこが基本のキで、安全地帯というか、何か安全な場所に戻れるっていう何かがあれば、人というのは安心して次に進めるっていうところもあると思いますので、私は愛着障害というのをみんなで気づいて、少しでも減らしていくということが重要ではないかなと思っています。

愛着形成っていうのが将来の対人関係とか社会に大きな影響を与えて、不安や恐怖を感じた際に頼れる安全基地となる自己肯定感や自尊心を育む土台となって、自己肯定感は幸福度にもつながると言われています。安定した愛着が形成されないと、愛着障害のリスクが高まるということ。それから、愛着形成を促すのにたくさん抱きしめたりとかアイコンタクトを取ったりとか子供の要求に応じるとか、これは特に小さなお子さんの場合ということもありますけれども、最近では、危惧するのは、これはぜひ子ども家庭局長にもお尋ねしたいのですが、スマホを見ながらの子育てが非常に増えています。精神科医の岡田尊司先生は、程度にもよるけれどもいう前提はありますけれども、スマホネグレクトと言われていて、これも虐待の一つではないかというような、そんな、本に書かれておりました。私は、全くスマホを使っちゃいけないとか、そんなふうには全然思わないわけですが、せめて特に赤ちゃんに接しているとき、赤ちゃんは分からないわけではなくて、しっかりと目を見てあげてほしいなって、そんなふうに思います。

最近、ちょっとお聞きするところによると、ネットレ、ねんねトレーニングっていうのが最近お母さん方に広がっているようです。これは、眠れない状態でずっと保護者の方もつらいっていうこともあると思いますし、子供のしつけという何か位置づけもあるようです。私は、あ

まり低年齢というか、赤ちゃんのときからしつけという形よりも愛着のほうが重要ではないかなと思うのですが、これはただ赤ちゃんがだっこや授乳なしで自力で眠れるように促して、生活リズムを整えることを目的としているようです。就寝時間を決めるとか、それから、寝る前のルーチン、入浴や絵本の読み聞かせ、就寝環境を整えるなどそういったことはとてもいいと思うんですけど、別室に寝かせて、泣いてもだっこせずにとにかく寝かせるというところが正直若干気になっています。お母さんがしっかり睡眠が取れて精神状態がよくなるっていうことは、ある意味では大事なんですけど、特に昼間、いわゆるスマホネグレクトの状態の乳児にとって、これはかなり厳しい、将来的にも厳しくなっていくのではないかな、そんなふうにも思っています。この点について、子ども家庭局長の見解をお聞かせください。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君） ネットレ、ねんねトレーニングのことについての御質問でございます。

まず、スマホ育児といいますが、スマホネグレクトという部分につきましては、いわゆるマルトリートメントみたい文脈の中でも、要は子供にスマホを与えずずっと見せて、自分は子育てしないみたいなどころはあるやに聞いておりますし、そういったねんねトレーニングにつきましても、これについて研究として愛着障害にこれがつながるかどうかなどというのはまだ判断がついていないようで、賛否もいろいろ分かれていることだというのは承知をしております。

ただ、我々としても、そういった研究については注視をしながら、赤ちゃん、子供への接し方につきましては、我々でも丁寧に相談に乗りながら、適切な養育環境について整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 30番 三宅議員。

○30番（三宅まゆみ君） ありがとうございます。

全てが愛着障害につながるということではないんですが、その可能性もなきにしもあらずではないかと。特に昼間、非常に大切に、だっこしてずっと関わっている子供さんだとまだいいのかもしれないんですが、もう昼間もほぼほぼ子供に関わらずに、そしてまた、夜も全くそういう状態で寝せるということ自体はどうなのかなと。私が古いのかもしれませんが、今私の中でも非常に悩んでいるような状態であります。今後いろいろとまた出てくるのかもしれませんが、ぜひそういったことも中に入れつつ、今後の子育て支援に取り組んで、中についていうか、そういうどれが本当にいいのかということもいろいろ研究しながら、子育て支援に取り組んでいただきたいなと思います。要望とさせていただきます。

あと最後に、学校体育館空調の計画的な整備ということで、きちっとした、補助の年度内に計画的にされるということだと思います。私は、小倉南の特別支援学校にせんだってお伺いをさせていただいて、校舎を歩いてみたんです。そうしましたら、継ぎはぎだらけっていうのもありますけれど、プレハブのところは階段とかがあって、階段、これは雨が降ったら滑るよね

って何人かとも、うちの議員団で伺ったので、非常にそういった注意が必要な場所っていうのも何か所かありましたし。それから、暑いときでしたから、外を通っていかないといけないっていうリスクも本当にあります。暑いとき、また、今もう冬で寒くなりました。そういったところも、やっぱり障害のあるお子さんにとっては非常にリスクといたしますか、大変なことなのではないかなど、そんなふうに思っています。

○副議長（村上直樹君）時間がなくなりました。

○30番（三宅まゆみ君）はい、すみません。また、引き続きよろしく願いいたします。

○副議長（村上直樹君）ここで15分間休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時45分再開

○議長（中村義雄君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。3番 上野議員。

○3番（上野照弘君）こんにちは。自民党市議団、若松区選出の上野照弘です。

今回も若松区民の思いを代弁するべく、今議会も一般質問に立たせていただきました。本年4議会連続であります。

傍聴にお越しいただきました皆様、若松区役所1階のロビーで御覧になっている皆様、インターネット中継などでいつも御覧の皆様、いつも本当にありがとうございます。

今回は、若松区民の暮らしの足を守るべく、ボートレース若松の地域貢献と併せて質問をさせていただきます。

また、質問に入ります前に、今議会では、補正予算案として、本年8月の大雨に伴う農地、林道、崖崩れなどの災害復旧の費用として2億1,200万円が計上されています。本年8月の大雨により、若松区内では本当に多くの場所が被害を受けました。早期復旧に向け、誠意取り組んでこられた関係各位の執行部の皆様、被災現場で尽力されました区役所の職員並びに若松区社会福祉協議会の皆様、そして、多くのボランティアの皆様に変更して感謝を申し上げます。ありがとうございます。どうぞ引き続きの早期復旧への御支援、取組、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回の質問はなかなか答弁が難しい質問かとは思いますが、市長並びに執行部の皆様からの前向きな御答弁に期待をして、質問に入らせていただきます。

まず初めに、先ほど同じ若松区選出の敬愛する大先輩、三宅まゆみ先生の一般質問でも触れられました、市民の生活を支える交通局の在り方についてお尋ねいたします。

本市の交通局は、厳しい経営状況が続いていますが、様々な工夫により、市民の生活の足を守り続けるべく努力を重ね続けています。バス事業の経営改善は、本市だけでなく、全国共通の課題です。人口減少や運転手不足、公共交通から自家用車へのシフトなどの様々な課題の下、各地の交通事業者が様々な取組を行っていると同っています。本市交通局においても、

10人乗り小型バスによるお買い物バスの路線拡充など、持続可能な公共交通を目指し、試行錯誤を続けているところです。

今議会には、来春からの運賃体系の見直しとして、初乗り運賃を現在の190円から50円プラスの240円へ、1日乗車券も現在の700円から1,000円に改定する議案が提出されています。市営バス運賃は、消費税の増税を除けば、平成24年以来14年間も据え置いてきており、そもそもほかのバス会社より安い運賃で経営を続けてきたこと、また、昨今の様々な物価高騰などの状況を考えてみても、今回の運賃改定は致し方ないことだと理解しています。

また、運賃改定と併せて、70歳から74歳の方を対象としたふれあい定期70や小・中・高校生向け運賃こどもミライ割の新設も検討されており、これからも引き続き利用者の増加、路線の維持に向けて創意工夫を凝らした方策を講じてもらいたいと考えています。

そこで、2点お伺いをいたします。

まず、1点目に、市営バスは、市民の重要な交通インフラであり、経営基盤の強化に向けた努力を今後も続けていただきたいです。今回の運賃改定に対する利用者への思いや今後の持続可能な経営を目指した市営バス事業の方向性について、見解をお伺いいたします。

2点目、現在交通局は、第4次北九州市営バス事業経営計画の策定に取り組んでいます。素案に対するパブリックコメントも行っており、ぜひ市民の意見をしっかりと反映させた計画になるように努めてほしいと願います。経営環境は厳しいと思いますが、路線の中心である若松区のポテンシャルにも期待をしています。新たな計画策定に向けた意気込みをお尋ねいたします。

次に、若松と戸畑の歴史をつなぐ若戸渡船についてお尋ねいたします。

若松と戸畑を洞海湾で結ぶ若戸渡船もまた、明治期の運航開始から現在に至るまで、長きにわたって若松区民、北九州市民の暮らしを支えてきた大切な交通手段です。美しい若戸大橋の真下を運航する若戸渡船は、北九州市らしさを感じさせる象徴的な景色として定着しており、若松区民としては、これからも事業を継続し続けなければならない大切な生活路線であります。

しかしながら、自家用車の増加や人口減少に伴う渡船利用者の減少は深刻な状況であり、昭和36年に1,061万人だったピーク時から、令和6年は43万人まで減少しています。渡船特別会計の年度別決算収支を見ても、一般会計からの繰入金も毎年2億円以上という状況が続いており、市営バスと同様、持続可能な経営のための対策が急務です。

若戸渡船がこれからも存続できるよう、様々な努力と工夫が必要です。かつて行っていた工場夜景クルーズも現在運休中と聞いています。昨今、若松区に進出している企業も多く、若松駅周辺のマンションや店舗も増えています。また、にぎわいづくりのイベントも積極的に行われており、これらを契機として若戸渡船の利用者を増やすためのPRを強化したり、イベントとタイアップしたチャーター便を運航するなど、稼げる渡船を目指すべきだと考えますが、見

解をお伺いいたします。

最後に、ボートレース若松による地域貢献についてお伺いいたします。

本市の大切な財源を生み出しているボートレース若松、ボートレース事業からは毎年50億円もの財源が一般会計に繰り出されており、御承知のとおり、若戸大橋、若戸トンネルの無料化もこの財源があって実現したものであります。今年度は、通常の一般会計への繰出金50億円に加え、北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金の財源として200億円を繰り出し、子供、若者が多く利用する施設整備などに基金が活用されています。貴重な収益が町の未来への投資に活用されていることは、大変にありがたいことであります。

市内の様々な行事やイベントにおいても、広告の掲出やノベルティーの提供等により積極的に協力しながら、公営競技場による地域貢献のPRにも力を入れています。

また、地域に開かれた憩いとにぎわいの空間づくりを目指したボートレースパーク化も順調に進んでおり、およそ18億6,000万円もの事業費をかけて整備しているコミュニティーパークグリーンわかまつと子供向け有料遊具施設モーヴィわかまつも今年度末の完成を間近に迎えており、新たな地元の名所、新たな町の魅力が生まれることを多くの若松区民が楽しみにしています。議場配付資料で中に入れてありますので、ぜひどんなものができるのか御存じない方は見ていただきたいと思えます。それはそれは広大な公園ができようとしています。ぜひ、乞う御期待であります。

そこで、2点お伺いをさせていただきます。

1点目に、ボートレースパーク化は、より多くの方を若松区に呼び込むチャンスと期待しています。今回、ボートレース場の前面という非常にアクセスのよい場所が広大なパーク施設として整備をされるため、市営バスやJR、また、区外からの移動に若戸渡船と、若松区の公共交通を活用してもらう絶好の機会にもなると考えます。新施設のオープンに当たり、公共交通機関の利用促進ともタイアップすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

小倉競輪を含め、公営競技事務の収益金が市民の暮らしに大きく貢献していることに心から感謝をしています。毎年の繰出金は、子育てや教育、災害対策やにぎわいの創出につながる事業の財源として活用されていますが、特にボートレース若松の収益については、今回取り上げた市営バス、若戸渡船など、若松区の交通政策にもぜひ活用してほしいと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上で私の第1質問を終わります。前向きな御答弁、何とぞよろしくお願ひいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、第1項目、市民の生活を支える交通局の在り方について、運賃改定に対する思い、そして、市営バス事業の方向性についてお尋ねがございました。

若松区は、加速する企業立地や観光地化など、今後の北九州市の経済活性化をけん引し得る

高いポテンシャルを有した地域でございます。今、市が目指している稼げる町、そして、彩りある町、安らぐ町の実現には、この地域の公共交通を担っている市営バスの役割が大変重要であります。

一方で、市営バスの経営は、自家用車の普及やコロナ禍により外出を控えるという行動変容の影響も受けまして、長期的に厳しい環境が続いておりまして、持続可能な経営を確立することが喫緊の課題となっております。

このため、潜在需要を積極的に呼び起こし、利用促進を図る取組として、月2回乗ってくださいキャンペーンなどを、また、サービス供給面での課題であった運転者確保の取組として、給与面での大胆な処遇改善等を実施いたしました。この結果、運転手が1割程度増加するなど、運転者不足の状況は一定程度改善が図られてきたことから、今年度は4月に続き11月にも増便を行ったところであります。

こうした中、今後も市営バスが市民生活の足としての機能を守るとともに、地域が持つポテンシャルの発揮にもつながる環境を整えるために、第4次北九州市営バス事業経営計画の素案を策定いたしました。この計画に基づき、まず1つ目に、子供や高齢者の皆様にもっと乗っていただくための取組として、新たに土日、祝日等に小学生は無料、中・高生は100円で乗車できるこどもミライ割や70歳から74歳の方を対象としたふれあい定期70を新たに創設するとともに、2つ目に、新たなビジネスの創出が進み、人口も増加をしている学術研究都市をターゲットにした路線の新設や増便などの実施を予定するとともに、社会経済情勢に合わせた持続可能な経営環境を確立するため、14年ぶりとなる運賃改定を行うこととしたものであり、御理解賜りたいと考えております。

公共交通は、市民生活や社会経済活動を支える重要な社会インフラでございます。その一翼を担う市営バスにおきまして、今後も不断の努力を積み重ね、市民の皆様のご生活の足の確保、充実に努め、地域の発展に貢献してまいりたいと考えております。以上となります。残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（中村義雄君） 交通局長。

○交通局長（白石基君） 大項目1番目、市民の生活を支える交通局の在り方についてのうち、2番目の新たな計画策定に向けた意気込みについてのお尋ねに答弁いたします。

市営バスは、これまで96年間市民の生活の足としての役割を果たし続けてまいりました。しかしながら、市営バスは厳しい経営状況が続いております。令和6年度の収支状況ですが、ポートレース若松ファン送迎用バスの新規受注等により、収益は前年度より増加をいたしました。しかし、その一方で、運転者不足対策としての処遇改善の費用が大きく増加するとともに、物価高に伴う燃料費の高騰などによりまして、収益的収支は経営支援補助金3億円を除くと約2.9億円の赤字となっております。

こうした状況を打破するために、昨年度、有識者や利用者、地域の代表者等による北九州市

営バス事業あり方・役割検討会議を開催しまして、様々な経営課題について議論をしていただきました。この会議におきまして、構成員からは、1つ目に、市営バスは生活に欠かすことができない交通ネットワークである、2つ目に、市営バスが厳しい経営状況にあり、バスがなくなると困るので、運賃改定については理解できる等の意見がございまして、これらの意見を踏まえ、第4次経営計画の素案を策定したところでございます。

この計画案では、収益的収支の均衡を目指し、持続可能な公共交通ネットワークの一翼を担うこと等を目標として位置づけまして、1つ目に、市民の生活の足を守り続けるとして、人材の安定的な確保など、2つ目に、乗りたくなるバスを目指すとして、利用者サービスの向上など、3つ目に、経営基盤の強化として運賃体系の見直しなど、これら3つのアクションに基づき、様々な取組を実施していくこととしております。

市営バス事業につきましては、御利用いただく皆様があつて初めて成り立つ事業でございます。今後、経営の安定化、V字回復を目指すためにも、市民の皆様からの御意見をしっかりと受け止め、計画を策定し、着実に取り組むことで、市民の皆様の足の確保、充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）若戸渡船について、稼げる渡船を目指すべきとの御質問にお答えいたします。

若戸渡船は、明治期の運航開始以来、若松と戸畑を結ぶ市民の重要な交通手段としての役割を長年担ってまいりました。経営面では、利用者数の減少や燃料費や船舶の安全対策等の経費が増加する一方、料金は平成17年以降100円に据え置いていることなどにより、経費全体に対する料金収入は約2割にとどまるなど、厳しい経営状況が続いております。若戸航路への一般会計からの繰入金は、毎年1億円を超えておりまして、利用者増加等の収支改善は重要課題と認識しております。

利用者の増加対策につきましては、これまで通常運航とは別に、くきのうみ花火の祭典での増便対応やチャーター便としての洞海湾クルージングを実施するなど、平成17年以降、継続して実施しています。

しかしながら、議員御指摘の夜間の工場夜景クルーズにつきましては、船員の確保が困難であることや民間事業者が運営する夜間クルーズとコースが一部重複することなどから、令和5年度以降中断をしています。

一方で、昼間のチャーター便の運航については、今後もイベントとのタイアップなども含めまして継続して実施していく考えでございますが、クルージング事業につきましては、市民の利用のしやすさを考慮いたしまして、1人当たりの料金が1時間800円程度であることに加えまして、通常運航に支障のない範囲で運航するため、実施回数にも制限があります。若戸渡船事業全体の収益に与える影響は限定的であることは御理解いただければと考えております。

また、本年4月からはPR強化策の一環としまして、船舶をデザインした御船印の販売を開始するなど、新たな集客対策にも取り組んでおります。

若戸渡船につきましては、厳しい経営環境の中、稼げる渡船を実現することは容易ではない面もございますが、今後も安全運航を最優先としつつ、利用者増加に向けた取組を進め、持続的、安定的な事業運営を目指してまいります。以上です。

○議長（中村義雄君）公営競技局長。

○公営競技局長（春日伸一君）ボートレース若松による地域貢献について、新施設のオープンに当たり、公共交通機関の利用促進ともタイアップすべきと考えるが見解を伺うという御質問にお答えいたします。

公営競技局では、事業の収益金で将来にわたり北九州市の未来づくりと豊かな社会づくりに貢献するという企業理念を掲げ、これまで競輪、ボートレース事業の収益金の一部を一般会計へ繰り出すことにより、市民生活の充実、利便性の向上に寄与してきたところでございます。具体的には、昭和38年の市制発足以降、同事業から合計2,082億円の繰り出しを行っております。

また、一般会計への繰り出しに加え、これまで地域行事への協力や夏祭りの開催、クレカ若松の会議室、ホールの貸出し、子供たちの遊び場であるわかわくランドの運営など、地域貢献事業を行ってきたところでございます。

さらに、この春には、ボートレース若松において、屋内外遊戯エリアや芝生広場等を備えたモーヴィわかまつ、グリーンわかまつをオープンする予定でございます。この施設は、子供から高齢者まで幅広い世代が楽しめるようになっておりまして、若松区民はもちろん、北九州市内外から多くの方々に御来場いただけたと考えております。現在、施設のオープンに向けたPRといたしまして、SNS等での動画配信やJR主要駅への広告掲出、市営バスのラッピング広告等の準備を進めているところでございます。

議員御指摘のとおり、来場に当たっては、市営バスや若戸渡船などの公共交通機関の利用も見込まれることから、交通局、産業経済局をはじめ関係機関ともタイアップして施設をPRする中で、公共交通機関の利用促進についても積極的にPRに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）最後に、ボートレース若松の収益について、市営バス、若戸渡船など、若松区の交通施策にぜひ活用してほしいと考えるが見解を伺うとの質問にお答えいたします。

モーターボート競走事業は、モーターボート競走法に基づきまして、地方財政の改善に寄与することを目的としており、その収益金につきましては、市全体の財政需要を踏まえ、最適な配分を行う観点から、一般会計に繰り入れております。このため、ボートレース若松におきま

しては、公営競技事業経営戦略に基づき、毎年度生じる収益の中から、令和3年度以降、計画的に毎年50億円を一般会計に繰り出すこととしており、子育て、教育の充実、災害対策、にぎわいの創出につながる事業などの財源の一部として大切に活用をしております。

御質問の若松区の交通施策に関する取組につきましては、若松区を含む地域交通の維持、確保の観点から、現在、一般会計から市営バスを含むバス路線の維持に対する支援を行っているほか、若戸渡船につきましても必要に応じて繰り出しを行っております。

一方で、市営バスや若戸渡船などの公営事業につきましては、原則として利用料収入によって経費を賄う特別会計を設置して運営することとされておりました、モーターボートの収益を直接的に活用することは、公営企業の健全経営を保つ観点から慎重であるべきと考えております。

いずれにいたしましても、ボートレース若松の収益金をどのように効果的に活用していくかにつきましては、市全体の財政需要を踏まえ、毎年度の予算編成の中でしっかりと考えてまいります。答弁は全部で以上でございます。

○議長（中村義雄君）3番 上野議員。

○3番（上野照弘君）御答弁ありがとうございました。

私、日々思っていることが、元気な北九州市を若松区からつくっていききたいという、その思いであります。若松区は、本当にいろんな企業が、市外県外の企業が若松区にいろんな注目を注いでくれたりとか、国外の企業も若松区に非常にラブコール、ラブ視線を送っていただいているのが若松区であります。元気な一面もあれば、今御答弁いただきましたように、きつい交通局がいたり、きつい若戸渡船があつたりというような状況もあるわけであります。

そんな中で、ボートレース若松、非常に大きな売上げ、非常に大きな収益を我が町北九州市にもたらしせてくれているわけであります。若松区民として、その状況を網羅してみると、非常に何かもどかしいなという思いがありますので、今回この質問をさせていただきました。

稼げる渡船を目指すべき、交通局もしっかりこれからも稼げるべきだという趣旨の質問をさせていただいたわけではありますが、現実的に渡船だけで黒字化というのは非常に難しいというのは僕も十分に理解しています。かつて1,000万人を超える利用者がいた昭和の初期とは打って変わって時代が変わりまして、それでも今は年間40数万人が利用する若戸渡船、1日平均にしましたら1,200人ぐらいが利用する若戸渡船であります。同じ洞海湾の上の話でありまして、競艇場ではしっかり稼いで、渡船ではなかなか稼げない。同じことが洞海湾で起きていることももどかしいなと思っている一つでもあります。

そのような状況の中ではありますけれども、競艇場、長きの歴史の中で、我が市に非常に大きな明るい話題をもたらしてくれて、本当に今明るい施設になってきたんだなと思っています。

昭和27年に若松市のときに開業されたのがボートレース若松、若松競艇場ということであり

ます。少しちょっと歴史を振り返りながら、ボートレースのことを振り返ってみたいんですけれども、僕が生まれた昭和53年、そのときの競艇場の来客者数というのは、昭和53年度で115万人の方がいらっしまったそうであります。それから、時は平成になって、平成3年、平成3年に初めて売上げが400億円を突破したということでもありますけれども、平成3年の競艇場に来てくれた人たちの数が87万人ということでもあります。それから、平成6年、このときに電話投票、インターネット投票が始まったときであって、それから、どんどん時は過ぎていて、平成11年ですか、僕、実はボートレーサーを目指していた時代がありまして、平成11年、僕が二十歳のときであって、ボートレース試験を受ける最後の年でありました。そのときで72万人が競艇場を利用していたということでもあります。ナイター化が始まったのが平成20年、このときで売上げが725億円だった。そのときの利用者が平成21年で36万人ぐらいに減少しているわけであります。それから、平成30年4月1日に公営競技局が新たに北九州市役所に創設をされて、その年の平成30年12月1日、25億円ものお金を出していただいて、若戸大橋と若戸トンネルの無料化になったわけであります。それから、令和2年、コロナ禍真ただ中でもありますけれども、初の売上げ1,000億円を超えたときであります。令和3年度は、入場者数は12万9,000人程度でありますけれども、過去最高の1,383億円の売上げを記録したのが令和3年であります。じゃあ、直近の数字でいいますと、令和6年度で年間13万人が若松競艇場にお越しいただいて、そのときの売上げで1,355億円ということでもあります。ときの移り変わりによって、来場者数というのは減ってきたわけでもありますけれども、それに反比例するかのようには売上げはどんどんどんどんうなぎ登りで上がってきている状況にあります。

そのような中、大きな費用18億6,000万円を使って、ボートレース若松の前に巨大な地域貢献施設グリーンとモーヴィができるわけであります。このモーヴィというのは、子供向けの有料の施設で、遊具がたくさんある施設でありまして、全国でも競艇場では10か所目ということでもあります。先日、僕も11月の末に今年5歳になる娘を連れてボートレース芦屋のモーヴィ芦屋に300円を握り締めて遊びに行ってきたわけでもありますけれども、それはそれは楽しい施設でありました。巨大なジャングルジムのような何とかスフィアとかという、あるんでありますけれども、そんなところにも親子の皆さんがたくさんいらっしまった。恐らく、若松で来春、来年の春にグリーンとモーヴィが開業すれば、物すごい大人気の施設になることは間違いないと僕は見込んでおります。だから、たくさんの人に来ていただきたい、たくさんの人にボートレースを知ってほしいということから、公共交通をどうにか公営競技でお支えすることができないのかなというふうな思いで質問をさせていただいたわけでもあります。

先日、7月の経済港湾委員会の議論の中でも行われた議論でありますけれども、ここで1つお尋ねさせていただきたいのは、ボートレース若松の収益金でメディアドームを造ったときのお金を償還しています。毎年幾らほど、メディアドームの償還金に充てているのか、それがいつ終わるのか、御答弁お願いいたします。

○議長（中村義雄君）公営競技局長。

○公営競技局長（春日伸一君）企業会計になってからの御説明とさせていただきますと、企業会計になったときから、平成30年からなんですけども、令和5年まで、毎年凸凹はあるんですけども、年間約12～13億円を償還に充てております。この償還なんですけども、令和8年度に終了する予定になってございます。

それと、令和6年度からは、モーターボートの事業から償還しているのではなくて、競輪事業から償還させていただいております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）3番 上野議員。

○3番（上野照弘君）ありがとうございました。

これは、小倉北区選出の大石正信議員も同じ経済港湾委員会の委員の仲間でありますので言われておりましたけれども、このメディアドームへの償還というのが終わるのであれば、余力ができるんじゃないか、それを公共交通に回すことが地域貢献にもつながるんじゃないかという鋭い指摘の御質問をされておられました。本当に大いに賛同するわけでありましてけれども、ぜひ、なかなか財政・変革局長の御答弁からすると難しいんだろうなと思うわけでありましてけれども、そのときの経済港湾委員会の御答弁を引用して大変失礼なんですけども、ファンを運ぶための交通事業であればお金はできる、ファンバスというのであればお金を出せるというような御答弁がありましたけれども、私は、若松区民の大多数はボートレース若松のファンであると肌で感じています。それはなぜか。ボートレース若松の大きなお金が若戸大橋とトンネルの無料化に大きく資してくれたからであります。ぜひ、ファンがたくさんいるということも念頭に置いていただいて、公営競技からどうにか市の交通施策を助けることができないのか。それが地域貢献になるんだということをいま一度御理解していただきたいと強く求めさせていただいて、もう時間ありませんので、もう要望とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）進行いたします。1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）皆さんこんにちは。自民党・無所属の会、菊地公平でございます。

当選から4回目の議会でございます。4回連続で一般質問の機会を与えていただきました自民党・無所属の会の諸先輩方に感謝申し上げますとともに、しっかりとした一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、私は前職が市の職員でもございましたので、その観点から市に対して新たな提案という形で今回お話しさせていただきたいと思っております。

まずは、市役所窓口の受付時間短縮化についてでございます。

近年、全国の自治体において、市役所窓口の受付時間を短縮する動きが広がっております。本市においても、この課題について検討を進める時期に来ているのではないかと考え、質問いたします。

まず、先行事例について御紹介いたします。

福岡県古賀市ですが、本年1月6日から窓口受付時間を9時から16時へと、従前より90分短縮いたしました。これは、九州・山口地域では初めての取組であり、短縮開始後の1月から3月の時間外勤務は、前年同期比で1,432時間、14.4%の削減に成功しております。また、熊本市ですが、来年2月2日から75分の短縮を予定しております。

ただ、その検討過程が大変参考になります。熊本市では、証明書発行等のコンビニ交付推進のためのキャンペーンが功を奏し、コンビニ交付率が約6割に達しており、結果として窓口手続件数が5年間で30%減少しております。また、時間帯別の来庁者データに関する詳細な分析により、短縮対象となる朝夕の時間帯の来庁者は全体の8.3%であること、さらにその時間帯の来庁者へのアンケートを行い、その79%がほかの時間帯でも来ることができるという回答を得ております。これらを掛け合わせまして、短縮により実際に強い影響を受ける市民の割合は、来庁者全体の僅か1.7%と推計されております。

また、市民向けLINEアンケートでは、窓口短縮により得られた時間を市役所の市民サービスの質向上へ活用するという提案、これについて約8割が賛成、働き方改革へ活用するという提案については8割以上が賛成という結果が出ております。

翻って、本市の状況を見ますと、区役所市民課、出張所における窓口事務取扱件数は、令和元年度の約136万件から、令和5年度には約108万件へと約21%減少、令和6年度ですと約24%の減少となっております。また、証明書のコンビニ交付件数は、平成29年度比で約29倍に増加し、行政手続のオンライン化率も申請件数ベースで約8割に達しております。これらの数字というのは、熊本市や古賀市が、窓口短縮に踏み切った条件と比較しても遜色なく、本市においても窓口時間短縮の環境は十分に整いつつあると考えております。

一方で、私が、本市職員から直接伺った話では、日々の窓口対応に追われ、課内での情報共有や研修活動等に充てる時間が十分に確保できていないとのことでした。熊本市が実施した先行導入自治体調査でも、窓口職員の約7割が業務負担の軽減を実感し、会議や研修を勤務時間内に実施できるようになっているとの報告がなされております。

そこで、お尋ねいたします。

第1に、本市における窓口受付時間の短縮化について、現在どのような検討状況にあるのか。検討していないのであれば、その理由をお聞かせください。

第2に、今後、具体的な窓口時間の短縮に踏み切るためには、こういった条件が整う必要があると考えておられるのか、御見解をお伺いいたします。

続きまして、すしの都課関連予算に対する附帯決議への対応についてお伺いいたします。

令和7年2月議会において、我々、自民党・無所属の会が提出したすしの都課関連予算に対する附帯決議は、本会議にて賛成多数で可決されました。すしをフックとしたインバウンド対応には賛同しつつも、美食の町を本気で目指すのであれば、食に関する専門部署を設置し、本市の食文化を総合的に振興する体制を整備するよう強く要望したものでございます。議会の総

意として可決された附帯決議であり、その重みは執行部の皆様にも御認識いただいているものと考えております。

すしの都課が本年4月に発足して、約8か月が経過いたしました。いよいよ本格化する来年度予算審議を前に、当初執行部が掲げたインバウンド誘客戦略の成果を検証する必要があります。2月議会において、執行部は、農林中央金庫の調査で、訪日外国人が食べたものの約6割がすしであること、本市独自調査でも、外国人観光客が食べたいグルメの1位がすしであることを根拠に、インバウンド需要を取りにいく戦略だと説明されました。この8か月間、すしの都北九州協議会との連携により、ふるさと納税返礼品へのすしセットクーポンの追加、JR西日本のt a b i w aでのデジタルクーポン販売、また、富山県、JR西日本との連携協定の締結など、様々な事業が展開されていると認識しております。

しかし、私が、2月議会で具体的なK P Iも示されていないと指摘した点について、その後どうなったのか、成果を測る物差しがなければ、事業の検証も改善もできません。

次に、附帯決議の核心である組織体制についてであります。

令和5年度のアンケート調査では、外国人観光客が本市で食べたいグルメは、すし21%、焼肉17%、ラーメン16%、ウナギ13%、焼きカレー11%と多岐にわたります。すしは確かに1位ですが、残り約8割のニーズに現行のすしの都課では対応できません。2月議会でも申し上げましたが、すしの都課長が市内を回る中で、すし店以外の事業者からうちも支援してほしいと言われたとき、どのように対応しておられるのでしょうか。

私は、新組織には主に次の3点が不可欠と考えます。第1に、かつての食の魅力創造・発信室では対象外だった飲食サービス業を含めた食材の生産者、食品の製造者、そして、飲食店までを一体的に捉える体制、第2に、観光振興と産業振興の両輪で推進できる所管の位置づけ、第3に、実効性ある予算規模の確保であります。具体的には、都市ブランド創造局内、もしくは、産業経済局内に、例えば美食推進課等といった食の総合部署を新設し、すしの都課を統合するとともに、他部局と横断的に連携する体制が考えられます。

そこで、お尋ねいたします。

第1に、改めてすしの都課の新設目的と現在の取組、そして、その効果についてお示ください。

第2に、K P Iについて、インバウンド誘客数や外国人観光消費額などの当初の目的に沿った成果指標は設定されたのか。設定されたのであれば、その内容と現時点での達成状況をお示ください。

そして、第3に、附帯決議で求めた食文化を総合的に振興する新組織について、執行部はこの8か月間でどこまで検討を進めたのか。来年度予算編成に向け、組織体制と予算規模の両面から具体的な方向性をお示ください。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目1つ目、市役所窓口の受付時間短縮化について、どのような検討状況か、また、どのような条件が整う必要があるのかというお尋ねがございました。

区役所は、市民の声を伺い、市政へとつなげる市民と行政の接点であり、市政の最前線として市民の皆様お一人お一人に必要な行政サービスを提供する役割を担っております。そのような中、北九州市におきましては、行政手続のオンライン化や予約発券システムの導入等、市民サービスの向上と区役所窓口業務の効率化に向けた取組を進めてまいりました。

北九州市では、区役所窓口業務の受付を月曜日から水曜日及び金曜日は午前8時半から午後5時までとし、木曜日のみ午後7時まで時間を延長し、平日昼間に来庁が難しい方へ行政サービスの提供を行っております。

他方、一部の自治体におきましては、行政手続のオンライン化の進展を受けまして、職員の勤務環境の改善と業務効率化という観点から、窓口業務の受付時間を短縮する取組も進められております。政令指定都市の状況といたしましては、議員御紹介の熊本市のほか、直近では神戸市が令和7年12月から窓口業務の受付時間を短縮しており、千葉市では令和8年1月から短縮する予定と聞いております。

北九州市におきましても、窓口の受付時間の短縮につきましては、議論が必要なものであると認識をしており、状況把握及び分析を行っているところであります。

他方、現在、北九州市では、DX推進計画に基づきまして、行政手続のオンライン化を進めており、住民票の写しなど各種証明書のコンビニ交付件数も増加をしているところでありますが、交付率は約27%にとどまっており、依然として窓口の交付件数が多い状況にもございます。

また、昨年から導入をいたしました予約発券システムのデータによりますと、分析中の暫定的な数字ではございますが、午前9時以前と午後4時以降の来庁者数は全体の約12%となっており、1時間ごとの来庁者数を見比べても極端に少ないものではなく、一定のニーズが存在しているところでもございます。

北九州市が令和6年度に実施をいたしました区役所窓口のサービスに関する調査におきましては、窓口の受付時間を短くすることについて、いいと思うと回答した市民の方が38.4%であった一方、よくないと思う13.6%、困る11.5%という否定的な意見も合わせて25.1%あり、市民の皆様の受け止めが割れている状況にもございます。

このため、北九州市における窓口業務の受付時間短縮の導入につきましては、まずはオンライン申請やコンビニ交付等の利用拡大に努め、1つに、来庁者数、混雑状況の分析による市民サービスへの影響の検証、2つ目に、業務の負担軽減効果の確認といった状況を見極める必要があると考えております。

いずれにしましても、市民サービスの維持向上と職員が生き生きと働ける職場づくりの両立

を図りつつ、総合的に研究してまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）最後に、すしの都課関連予算に対する附帯決議への対応についての御質問に順次御答弁申し上げます。

まず、1項目め、すしの都課の新設目的と現在の取組、その効果についての御質問でございます。

観光政策におきましては、地域経済の活性化や都市ブランドづくりのための投資戦略といった性質が強く、行政の公平性や普遍性が求められる基礎的な行政サービスとは異なる側面がございます。このため、政策を進めるに当たりましては、限られた人員と財源の中で最大の成果を出すため、他と差別化できる強みにフォーカスし、選択と集中によって試行し、改善しながら裾野を広げていく戦略が効果的と考えております。

他都市で観光政策においてブランド化に成功している例として、北海道ニセコ町の国際スキーリゾート、大分県の温泉、香川県のうどんなどがございますが、これらは強みに特化したブランド形成を行うことで観光客の強い来訪動機を生むと同時に、滞在時間や観光消費額を伸ばし、宿泊、飲食、土産など幅広い産業に波及効果をもたらしております。

このような中、北九州市は、三方を海に囲まれ豊富な魚種がそろい、市内には世界的に著名な高級店から地元で愛される町ずし、旬なネタにこだわる回転ずしなど、多彩なすし店があるという強みがございます。

また、すしは、インバウンドの食のニーズで圧倒的な1位であることから、北九州市といたしましては、すしというキラーコンテンツに狙いを絞り、観光大都市への進化としての成功モデルを確立するため、今年4月に全国初となるすしの都課を立ち上げたところでございます。

すしの都課では、これまでにすしの都北九州市へのアテンションを高めるため、すしといえど富山を掲げる富山県の新田知事との世界初となるすし会談の開催、北九州市、富山県、JR西日本の3者による連携協定の締結、インバウンドを含む観光客にすしを目当てに訪れていただくため、3者協定に基づく旅行商品の開発や大阪でのコラボイベントの実施、海外から直接予約できるインバウンド向けすしクーポンの発売、市内すし店で使用できる食事券のふるさと納税での返礼品化、北九州市公式観光SNSでの動画配信による実店舗のPR、そして、市民にも北九州市のすしの魅力に気づいていただき、消費を喚起するため、スーパーと連携した近海ネタを使ったすしの販売の拡大など、様々な取組を進めてまいりました。これらの取組は、把握するだけでも、全国ネットを含め、130回、44媒体で取り上げられるなど、市内外から多くの注目を集めております。店舗や関係者などへの聞き取りでは、メディアを通して北九州市のすしの魅力を知った市外からの来店者が増えた。売上げがこれまでより伸びた。これだけ多くのメディアが取り上げたことの広告効果は非常に大きいなどの声をいただいております。

北九州市といたしましては、引き続きすしの都北九州市のブランド確立に向けて鋭意取り組むとともに、すしをフックに北九州市の多彩な食文化を通じた観光大都市への進化へとつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、第2項目めのインバウンド誘致数や外国人観光消費額など、当初の目的に沿ったK P Iの設定の有無、その内容と現時点での達成状況、それから、3項目めの食文化を総合的に振興する新組織の検討状況、来年度予算編成に向けた組織体制と予算規模の具体的な方向性という2つの質問に併せて御答弁申し上げます。

事業を進めるに当たりまして、K P Iを設定し、P D C Aサイクルと連動させることは、ゴールを明確化し、進捗を管理するとともに、客観的に状況を評価することで改善を促し、事業を効果的に推進させるため、有効であると考えております。このため、北九州市の観光施策におきましても、北九州市観光振興プランやインバウンド誘致アクションプランにおいて、宿泊客数やインバウンド誘客数、観光消費額などをK P Iとして定めております。

一方、すしの都北九州市という都市ブランドの形成は、イメージやストーリーを一定の時間をかけて育てていくプロセスが中心となる取組でございますため、現段階はすしがおいしい町という認知や定着を促すフェーズであり、まずはこのブランドの基礎固めをすることが重要と考えております。

このため、すしの都課では、今年4月に組織が設置されて以降、様々な取組を実施してまいりました。この取組に対する定性的な評価といたしましては、これまでに市内すし店からは、市外からすしを目的に訪れる客が増えた。北九州市公式観光SNSの動画を見て来店したお客様がいる。ホテル事業者からは、宿泊客からお勧めのすし店を聞かれることが増えた。また、地元スーパーからは、すしの日に合わせた特設ブースの設置や特別商品を販売したことで売上げが増えた。また、金融機関からは、地元の1次産業につながる取組として大変共感した。自分たちもこの取組に加わりたいなどといった声をいただくなど、北九州市のすしの認知度やブランド力の向上に一定の手応えを感じているところでございます。

次に、議員御質問の生産者から飲食店まで食全般について一体的に捉える体制につきましては、すしの都課の新設の際に国内外の観光客の誘致、誘客を担当するインバウンド課、飲食店などの食ビジネスの振興を担当するサービス産業政策課、生産者に対する施策を担当する農林課、水産課に対して、すしの都課の兼務発令をしております。このため、現時点で改めて食の総合部署を設置するということは考えておらず、必要に応じてすしの都課を指令塔としたタスクフォース型により、柔軟かつ効率的に対応することと考えております。

今後も、北九州市の強みであるすしを前面に押し出すことにより、北九州市が誇る多彩な食文化全体にその成果が行き渡るよう、引き続きすしをフックとした都市ブランドの向上に取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）まずは、答弁ありがとうございます。

まず、市役所窓口の受付時間短縮化についてなんですが、比較的前向きな御発言をいただいたかなと思っています。

まずは、先ほど市長もおっしゃられた窓口短縮の前提条件となる重要なコンビニ交付率について、1点御指摘を申し上げたいと思っております。

こちらは、お手元の議会資料にも記載しておりますが、コンビニ交付率のところを御覧ください。先ほど市長おっしゃられたとおり、古賀市が54%、熊本市が57%、つまり全体の窓口の半分以上はコンビニで皆さん取られているという状況です。これに対して、本市はまだ27%にとどまっている。実際、交付率が増えているのも事実でございますが、現状この2市と比較すると、まだ低いというのも事実でございます。

今後、窓口短縮を円滑に進めるために、コンビニ交付率の向上が不可欠となります。と申しますのも、この点について熊本市の取組が大変参考になります。熊本市では、令和5年度から国の交付金を活用し、コンビニ交付の手数料を通常の200円から10円に引き下げるキャンペーンを実施いたしました。その結果、コンビニ交付率が大幅に向上したとのこと。熊本市の担当者によれば、この効果は単に手数料が安いから利用が増えたということではなく、実際に市民がコンビニ交付を体験することで、わざわざ窓口に行く必要がないということを実感していただいた効果が大きいと、そのようにおっしゃっていました。一度、コンビニ交付の便利さを知った市民は、その後も継続して利用する傾向にあるということでございます。

ここで、本市においても、こういったキャンペーンを積極的に実施することで、コンビニ交付率の向上を図り、また、同時に窓口対応件数の減少を推進できると考えますが、検討の余地があるかどうか、御答弁いただければと思います。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）今、10円キャンペーンということで、やった自治体のコンビニ交付率がかなり上がっているという御指摘でございます。確かに、熊本市も含めて10円キャンペーンを行った自治体は交付率が上がっております。当時なんですけど、本市でも検討はしたんですが、当時コロナ交付金が国から来て、それを財源にということで検討したんですが、本市としましては、まずコロナで困っている方々に配分するというのを優先させたという状況でございます。現在、それを本市で行おうとしましたら、1か月当たり約1,000万円程度の経費がかかりますので、その費用対効果をどう考えるかっていう問題がございます。

まずは、窓口での案内のPRでありますとか、そういったことに力を今後入れていきたいと思っておりますので、我々としても、通常、コンビニで取ると窓口で取るより100円安い料金になっておりますので、そういったところもしっかりPRをしていきたいと考えております。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）ありがとうございます。

今のおっしゃったような月で1,000万円かかるというこの効果の部分を少し考えていきたいと思っております。

熊本市の試算でいきますと、大体年間1万2,000時間の時間外勤務が削減され、人件費換算で約3,000万円程度の削減効果とうたっております。本市も熊本市と同じ政令指定都市でございますので、同様の短縮を実施した場合に相当規模の財政効果というのも期待できるのではないかと思いますので、その辺の差引きを併せて御検討いただければなと思っております。

また、この削減効果をできれば単なるコスト削減ではなく、職員の能力向上や職場環境の改善に再投資すべきであると考えます。具体的には、接遇研修やデジタルスキル向上研修など、市民サービスの質を高めるための投資、また、職員が集中して業務に取り組める執務環境や円滑なコミュニケーションを促進できるミーティングスペースの確保など、庁内オフィス環境の整備にも充てていただければと考えております。

いずれにしても、窓口短縮が市民サービスの低下ではなく、サービスの質向上と職員の働き方改革を同時に実現する施策でございますので、前向きに成果を取れるようなことを今後検討していただければと強く要望して、終わりたいと思っております。

次に、あまり時間がないんですが、すしの都課のお話ですが、我々が2月議会で伺ったとき、すしをフックに訪日外国人を呼び込むというふうなことで主に聞いてございました。ところが、実際にされたところを見ますと、特に国内での連携協定等々が多く、ブランドをつくっていかないといけないというふうなことは分かるんですけども、8月の大阪イベントでは関西在住の方を対象にというふうなイベントでもございました。これがそのままインバウンドに本当につながっていくのかというところに関して、非常に不透明感を感じておる部分ではございます。

国内観光客向けの施策という部分で否定するものではございませんが、インバウンド誘客というふうなことで説明を受けておりましたので、実態がどうなっているのかというところをもう一度教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）やはり狙っているのは、インバウンドの方に非常に注目をされているすしということをフックに誘客をしていきたいという目的は変わっておりません。ただ、その先に結局観光客を増加させ、そして、消費額を増加させるという最終目標はもちろんあるところでございます。その中で、様々な施策を打ってきたところでございまして、まだブランディングをしている段階ということで、なかなかインバウンドの方に直接今リーチするといったところまで育っていないという御指摘は受け止めますけれども、そういったブランドをきちんとつくっていく今基礎固めの時期と考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）分かりました。その説明をもう少し詳しく伺っておけば、もう少し理解

が進んだのかなとも思っております。この戦略に対する理解のずれというのは、ポイントがあると思っていて、今回のすしの都課の関連予算が1,400万円ということでしたが、実際のインバウンド事業は観光課の別事業でも実施しているというようなところだと思います。これに対する我々の理解を含めて、しっかり確認できていなかったというふうな面もございますが、同時に執行部による予算構造を含めた説明が足りなかったということも原因にあるかなとも思っております。こうした行き違いをなくすためにも、今後、我々議会側も、執行部の予算案等をしっかり確認して、さらなる説明と資料を求めていく必要があると考えております。今後、事業費ベースでの予算審査等も必要であると思っておりますので、その際は各局各課におかれましても御協力いただければなとも思っております。

また、組織に関しましても、しっかりとした組織が最終的に必要だと思っておりますので、ぜひ今後もしっかり検討していただいて、附帯決議の内容に沿った形で対応いただければと思っております。以上でございます。

○議長（中村義雄君） 進行いたします。41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君） 皆さんこんにちは。日本共産党の伊藤淳一でございます。

会派を代表して一般質問を行います。よろしく申し上げます。

最初に、生活保護行政についてお伺いをいたします。

本年10月16日に開催された保健福祉子ども委員会において、生活保護利用者の死亡に際して、生存中に利用したおむつ代などの費用を保護費において支給することを求める陳情審査が行われました。

本件の内容は、介護保険サービスを必要とする生活保護利用者に対して、事業所が購入し、おむつの取替えなどのサービスをする場合、事業所はおむつ代を1枚ずつ、その都度保護課に請求するのではなく、ほとんどの場合、一月単位でまとめて保護課に請求している。ところが、月の途中で生活保護利用者が亡くなった場合、生存中に使用したものでも保護受給者が死亡した後に請求したものは支払われない。このことにより、おむつ代を立て替えている事業者が負担することになり、多くの事業者が困っている。全く理にかなわない対応ではないか。生活保護利用者の死亡に際して、生存中に使用したおむつ代などの費用を支給することというものです。

これに対して当局は、過去の判例で生活保護の受給権は被保護者の死亡によって消滅し、相続の対象となり得ないと結論づけられている。よって、利用者の生存中の保護費で未支給のものを求める権利は、保護受給者の死亡によって消滅するという説明でした。

おむつ代を立て替えている事業者の負担をなくすためには、生存中の未請求を生じさせないことです。そのためには、在宅でも入所でも、月初めにその月の使用料を確定し、購入した利用者がその領収書をもって保護課に請求できるようにすべきです。そして、保護課は即時に対応する。このことが徹底できれば、事業所の費用負担をなくすことができます。見解を伺いま

す。

次に、生活保護利用者に対し、長期間にわたり未認定だった住宅扶助費の支給が決定した後、保護利用者が死亡した場合における家主、または、保証人への未払い家賃に対する住宅扶助費の支給について質問いたします。

A氏は、2018年9月28日に生活保護開始となりました。A氏は、住宅扶助の対象であるにもかかわらず、家賃証明書未提出を理由に、住宅扶助費は支給されないまま、家賃滞納は続きました。4年後の2022年6月、家賃滞納が続くA氏は、家主の代理人弁護士から立ち退きの請求を受けましたが、同年7月19日、BケースワーカーからA氏の相談相手C氏に家賃証明書が届いたので支払い検討中との電話があり、その1か月後の8月16日には、保護開始時に遡って住宅扶助費を支給するとの電話がありました。その6日後の8月22日、BケースワーカーからC氏に、A氏には本日10時30分に住宅扶助費を遡って渡す約束をしていたが、来られないので自宅を訪問すると亡くなられていた。本人死亡のため、住宅扶助費の支払いはできなくなったと電話がありました。その後、家主よりA氏の連帯保証人D氏に対して、A氏の未払い賃料265万円の請求がなされ、D氏はそれを受けて支払うことになりました。

そこで、質問いたします。

A氏の生活保護が開始された2018年9月28日には、A氏の家賃未払いが発生していることを福祉事務所は知っていたはずですが。仮にA氏が住宅扶助支給のための手続を怠っていたとしても、受給手続の援助を続け、家賃証明書を提出させておくべきでした。定期的なケースワーカーの訪問活動があったにもかかわらず、家賃証明書の提出になぜ4年も要したのか、見解を伺います。

最後に、就労継続支援B型事業所等への通所に係る交通費の助成制度について質問いたします。

2025年4月1日より、JRグループ全体で精神障害者保健福祉手帳第一種、または、第二種を所持している方を対象とした運賃割引制度が開始され、これまで身体障害者手帳、療育手帳のみが対象だった割引制度が精神障害者にも適用されるようになりました。本市は、これをもって精神障害者通所交通費助成事業を廃止してしまいました。

この助成制度の内容は、通所のために公共交通機関、精神障害者保健福祉手帳の所持により割引を受けられる公共交通機関は除く、を利用する場合、その運賃の半額、1人当たり月額5,000円を上限、を助成するというものです。例えば、就労継続支援B型では、交通費は事業所から支給されないことが一般的です。これは、B型事業所の工賃が生産活動で得た収入から経費を差し引いた金額と定められているためです。JRの割引は、本人単独で利用の場合は5割引きとなりますが、対象距離が101キロメートル以上という制限があります。このことにより、100キロメートル以下利用者の方、特に就労継続支援B型の方たちは、市の助成はなくなる、JR5割引きの対象にもならないという、交通費の負担が増えるという深刻な事態となっ

ています。

障害者総合支援法は、障害者及び障害児の日常生活や社会生活の支援、福祉の増進、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現などを目的とした法律です。第1条の目的、基本理念からしても、あってはならないことではないでしょうか。本市の精神障害者通所交通費助成を続けていくべきであり、さらに上限額を引き上げるべきです。市長の見解を伺います。

以上、私の第1質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）大項目2つ目、精神障害者通所交通費助成事業の継続について、助成について、JRの割引制度は限定的であり、負担が増えるため、助成を継続し、月額の上限を引き上げるべきとのお尋ねがございました。

障害があっても住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、外出しやすい環境を整えることは、重要と認識をしております。公共交通機関の割引制度につきましては、平成28年度までは身体障害、知的障害、精神障害の3障害のうち、精神障害者保健福祉手帳を持つ方だけが対象外となっており、移動時の交通費が大きな負担となっていました。この状況を受けまして、北九州市では、平成15年度から精神障害のある方の就労支援施設等への通所を支援し、経済的負担の軽減を図るため、1人当たり月額5,000円を上限に、市独自の交通費助成事業を行ってまいりました。

さらに、公共交通機関の事業者や国に対しまして、精神障害者保健福祉手帳を持つ方にも割引を適用するよう、他の政令市等と連携をして要望してまいりました。

このような中、平成29年に西鉄バス、筑豊電鉄、市営バス等が精神障害のある方を割引対象に加え、JRも令和7年4月から割引対象としたということで、身体、知的、精神の障害のある全ての方に同等の割引制度が整うこととなりました。これを受けまして、精神障害のある方のみ適用していた北九州市の交通費助成は、6か月の経過措置を経て、令和7年9月末をもって終了したところでございます。終了に当たりましては、関連する障害者団体へ事前に丁寧な説明を行った上で、利用者や事業所へも周知を行わさせていただきました。

一方で、議員御指摘のとおり、JRの割引は、片道100キロを超える場合など適用範囲が限定的でございます。障害のある方のJR利用は、事業所への通所や医療機関への通院など短距離がほとんどであり、割引制度が利用実態に即していないという課題は認識しております。このため、障害のある方の社会参加の促進につながるよう、JRや国に対して距離要件の撤廃等を九州内の知事や政令市長と連名で要望しているところでございます。

今後とも、障害があっても地域で生き生きと自分らしく生活いただけるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）では、残りの生活保護行政について、2点のお尋ねに順次お答え申し上げます。

まず、1点目、生活保護受給者が亡くなった際のおむつ代を立て替えている事業者の負担をなくす取扱いについてのお尋ねでございます。

生活保護制度は、法定受託事務として、関係法令及び国の定める通知等に基づき適切に運用することが求められております。生活扶助費のうち、常時失禁状態にある方のおむつ代につきましては、国の実施要領において、月額2万6,100円以内で臨時的に認定することとされております。

おむつ代給付の取扱いとしましては、在宅でも、施設入所中でありましても、受給者がおむつを購入した後、その領収書を証拠書類として随時福祉事務所に申請することで給付されます。議員御指摘のとおり、生活保護受給者が亡くなられた際のおむつ代の取扱いにつきましては、受給者の方の死亡によって受給権が消滅するため、事業者が一時的に負担していた場合は回収できないケースもございます。例えば、施設入所されている受給者の場合は、使用したおむつの代金を事後に1か月分まとめて事業者へ支払い、その領収書を用いて福祉事務所へおむつ代を申請することが大半でございます。この場合、受給者御本人が事業者への支払い前に亡くなりますと、事業者に未収金が生じるということが起こり得ます。そのため、事業者に未収金が生じることのないよう、例えば月初めにその月の使用予定のおむつ代を受給者の方が事業者にお支払いし、その領収書を基に申請いただければ給付は可能でございます。

このような申請方法がありますことについて、福祉事務所から生活保護受給者や関係する事業者へ改めて周知しますとともに、必要な助言を行うよう努めてまいりたいと考えております。今後とも、おむつ代を含め、必要な生活扶助費が適正かつ円滑に生活保護受給者の方に支給され、事業者の負担が生じないよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、生活保護行政についての2点目、住宅扶助の支給が決定した後、保護受給者が死亡した事例について、家賃証明書の提出になぜ4年も要したのかとの御質問でございます。

生活保護における住宅扶助の支給につきましては、法律に基づき、家賃証明書など金額や契約形態などが確認できる書類によって、基準額の範囲内で給付をしております。しかしながら、受給者の方から家賃証明書等が提出されない場合は、給付額の根拠が確認できないため、住宅扶助を除いて生活保護の給付額を決定することになります。

北九州市では、このような事態を避けるため、受給者の方の同意が得られる場合は、家主や管理会社等に家賃証明書の提出をお願いし、住宅扶助の支給に努めているところでございます。しかしながら、生活保護を受給していることを知られたくないなどの理由により御本人の同意が得られない場合は、プライバシー保護の観点から、福祉事務所が家主等に直接証明書の提出を求めることは難しいものでございます。

議員御指摘のケースにつきましては、生活保護開始時から家賃証明書を提出するよう御指導

していましたが、御本人が家賃について家主の方と交渉中であることなどを理由に、長期間提出されなかったものでございます。福祉事務所としましては、住宅扶助を支給するべく、家賃証明書の提出を継続して指導するとともに、所内での協議等を行いながら組織的に対応していたところでございます。

そのような中、受給者の方が家主から退居を求められたことを契機に、御本人の同意を得て、福祉事務所が家主から家賃証明書の提出を受けることができました。そのため、保護開始時まで遡及して約4年分の住宅扶助を支給する手続を進めていたところ、支給直前に受給者御本人の死亡が判明し、支給に至らなかったという経緯があるものでございます。

このように本件は、御本人からの家賃証明書の提出や家主との接触の同意が得られなかったため、住宅扶助が支給できなかった非常に特殊なケースであり、対応に時間を要したものでございます。

今後も、引き続き生活保護法や国の実施要領に基づいて、適正な保護の実施に努めてまいります。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）最初に、おむつ代のところの質問をさせていただきたいと思います。

今局長から説明がございましたので、その方法で徹底していただければ、随分こういった問題は軽減されていくのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

関連して質問ですけれども、おむつ代については、介護保険の給付内で収まっているという施設、特養であるとか、あるいは老健、あるいは養護老人ホーム、こういう施設は介護保険でカバーできますので、おむつ代のこういった心配はないわけですが、仮にそういう施設を利用して、サービスの上限額を超えてこういうおむつ代が発生した場合、いわゆる同じような取扱いでよろしいでしょうか。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）今議員のお尋ねいただいた介護保険の適用があつて、それを超えた場合の取扱いということにつきましては、すみません、私自身がその制度の確認をしておりませんので、正確なことをお答えできない状況でございます。申し訳ありません。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）あまりケースがないと思うんですけれども、仮にそういうケースがゼロとは言えないわけですから、こういったケースについても十分検討していただいて、こういったことが適用できるように、安心して生活保護利用の方も入れるように、事前に対応できるように準備を進めていただきたいと思います。

それで、先ほど局長が言われました周知徹底、これは大切だと思うんです。事業者の方々、あるいは、利用者の方々についても、こういったことでしっかり手続をしてくださいという、漏れがないようにしていかなければいけないと思うんですけど、その辺の周知徹底というところ

で説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）おむつ代の先ほどの亡くなられたときの取扱いの御説明についてですけれども、答弁でも申し上げましたとおり、おむつ代の取扱いにつきましては、各福祉事務所に周知をいたしまして、福祉事務所が生活保護受給者や関係する事業者に変更して周知をすることとしております。具体的には、本庁から保護課長会議などを通して、各福祉事務所に通知を出し、おむつ代の申請方法をケースワーカーから生活保護受給者御本人や関係する事業者へ個別にお伝えするものとしたと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）ぜひ、その辺の徹底をよろしくをお願いしたいと思います。

次に移ります。家賃証明書の件でございます。

私、この件を聞いたときに本当にびっくりしました。なぜ4年もかかったのかという、局長の説明は非常にまれなケースだと、もちろんそうだと思うんですけども、ちょっと考えられないような時間を要しているわけです。その結果、住宅扶助が結局支給されないまま御本人が亡くなられたということで、連帯保証人の方が家賃滞納全額を、265万円でしたか、払わなければいけないというような事態が起こってきたわけです。これは、解決がもっと早ければ、家賃証明書がもっと早く手元があれば、こういったことが回避できたと思うんです。なぜこれができなかったかということなんです。

第1質問の中でも言いましたように、定期的なケースワーカーの訪問というのは必ずあるんです。2か月に1回とか3か月に1回、ずっとありますけども、そういったことが続けられていたにもかかわらず、これが4年間も言わば放置されてきたと言っても過言ではないわけなんですけども、事が進まなかったわけです。その結果、連帯保証人の方が全額支払わなければいけないというような事態が起こってきた。あってはならないようなケースだと思うんです。こういったケースを二度と引き起こしてはいけないということで、私は今質問しているわけなんですけども。

この発生当時、福祉事務所は、保護受給者の方の状況をしっかり把握していたと思うんです。であるならば、たとえ本人が手続を怠ったとしても、出させる、あるいは、福祉事務所が証明書を手に入れるというようなことの努力はもっとしていかないといけないと思うんです。局長の説明の中にもありましたけど、なかなか本人の同意が得られなかったのも、当局の福祉事務所から家主さんに直接の証明書請求っていうのはできないような説明もありましたけども、同意を得るところでは、そんなに難しいことではないし、4年も要することではないと思うんです。ところが、現実的にこういうことが起こっているところでは、生活保護の利用者の方々の状況も含め、担当ケースワーカーの問題が福祉事務所としてしっかり共有されていたのか。あるいは、本人の病状の掌握も含め、しっかり掌握されていたのか。その辺

のことを説明していただきたいんですけど。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）先ほども御答弁で申し上げました住宅扶助の支給が家賃証明書の提出がなかなかないということでできなかった事例でございます。議員お尋ねのこのケースの受給者の方から長期間にわたり家賃証明書が提出されず、また、家賃の引下げについて家主の方と交渉中といった説明が繰り返されていたとのことでございます。そのため家賃の額が確認できなかったとの状況でございます。

北九州市としましては、受給者の方の年齢や健康状態などに鑑み、居住環境の改善など、生活全般にわたってその方への支援を行ってきたところでございます。具体的には、より適切な物件に転居をするような御指導ですとか、市営住宅への入居手続にケースワーカーが同行するですとか、また、民間住宅も探すように助言を差し上げたというところもございます。また、転居の費用につきましては、基準額内の家賃であれば給付できますよということを御説明してきたなど、丁寧に対応してきたところでございます。

担当のケースワーカーは、粘り強く支援や御指導を行って、最終的には家賃証明書をいただくことができたということで、保護開始時まで遡及して約4年分の住宅扶助を支給する手続を進めていたところであります。遡って支給するというところも、様々手続、内容確認等が必要でございましたので、そこにも時間を要したところもございます。ただ、結果的に御本人の死亡が判明しまして、支給に至らなかったということで、市としてはでき得る対応、適切な対応を取っていたと認識をしているところでございます。以上です。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）結果、保証人の方が全額払ったということですけども、仮にその扶助費が出れば、扶助分の控除ができていたわけですから、負担も随分違っていたということで、結局全てが、保証人ですから仕方ないといえば仕方ないんですけども、その負担になってしまった。そこで落ち着いたということでは、ある意味いろんな問題を残したことで結論を迎えたということです。非常にまれなことですから、これを二度と起こしてはいけないと思います。

私たちも、いろいろ生活相談を受けますけども、申請書類が8種類、9種類ありますよね。その一つ一つを利用者の申請する方に説明してまいります。それから、家賃証明書の必要性もしっかり説明するわけですけども、いろんな役所からも、あるいは、本人に対する周りの環境っていいですか、いろいろアドバイスされる方も、いろんなところからの、方面からの本人に対するアプローチがもう一つ足りなかったのかなという気がします。そう意味では、こういうことを二度と起こさないように、福祉事務所、当局におかれましても、しっかり今後対応していただきたいと思います。

最後に、交通費の件です。

北九州は、B型支援のところの利用者、直近で何人ぐらいおられたんですか、利用されてい

る方は。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）すみません、現在の就労支援B型支援の利用者数に関しましては、今手元に資料がございません。以上でございます。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）2025年3月末で160数人ということを知っていたんですけども、この方々を対象に北九州がこの事業で支給していた交通費助成の総額は、年間で幾らぐらいだったんですか。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）先ほど、B型の通所の方の人数が分からないとお答えさせていただきましたが、令和6年度まで行っておりました助成事業の対象者としましては、令和6年度で169人という人数で、令和6年度は支給総額が372万円となっております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）41番 伊藤議員。

○41番（伊藤淳一君）厚労省が、毎年度この方々の工賃の実績について発表しています。就労継続支援B型事業所の全国平均の工賃は、2万3,053円でございます。これくらいの工賃しかない方の助成を北九州はやめてしまったんです。こういうことが本当にあっているのかなと私思っているわけです。

先ほど言われましたけども、年間のこれに対する実績は372万円、これを出さないっていうことの北九州の姿勢の冷たさというのを私は感じざるを得ません。北九州市の障害者支援計画でも、本当に生涯を通じた切れ目のない支援、一人一人に応じた個別的な支援をうたっているわけです。それにも反するような内容だと思います。6か月の経過措置で終わる内容ではありません。

私が質問しましたように、これを継続し、さらに上限を上げて……。

○議長（中村義雄君）時間がなくなりました。

○41番（伊藤淳一君）いくといたった姿勢が必要だと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村義雄君）進行いたします。56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）議場の皆様、長い時間お疲れさまでございます。日本維新の会の有田絵里です。

また、中継を御覧の皆様、お忙しい中御覧いただき、ありがとうございます。

本日のラストバッターとして立たせていただきます。最後の30分間、しっかり議論できるよう質問してまいりますので、市長並びに執行部の皆様には前向きな御答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1つ目は、ユニバーサルトイレの整備について質問をさせていただきます。

私は、先日、重度の脳障害をお持ちのお子さんを育てておられるお母様から切実な御相談をいただきました。そのお子さんは、障害の影響で歩行ができないため、常にバギーを利用されているのですが、外出先でトイレに連れていこうとすると大変な御苦勞をされているそうです。現在、多くの施設には、赤ちゃん用のおむつ交換ベッドは設置されていますが、大人ほどの大きさの体を横たえることができるベッドは、ほとんど整備されていません。そのため、お子さんが大きくなるにつれて、体重や体格的に赤ちゃん用のベッドでは対応できず、しかし、大人サイズのベッドもないため、結局は駐車場に戻って車の後ろのドアを開けておむつ交換をせざるを得ない状況だと伺いました。これは、健常者にとってはなかなか想像しづらいかもしれませんが、しかし、御家族にとっては日常的で非常に切実な問題であります。

北九州市のホームページで保健福祉局が公開しているユニバーサルトイレの整備状況を拝見すると、まだまだ各区での施設で導入が十分に進んでいない現状が明らかになっております。障害をお持ちの方だけでなく、高齢者や要介護者など、多様な市民が安心して外出できる環境を整えるためにも、ユニバーサルトイレの整備は不可欠であると考えます。もちろん、既存の施設に新たに大人用ベッドやそのほかのオストメイトトイレなどを設置するとなれば、スペースや安全性、費用面などの課題があることは十分理解しております。仮に、折り畳み式の設備であったとしても、限られた空間に設置するのは簡単ではありません。しかし、それらを理由に整備が進まないままでは、全ての市民にとっての安心や社会参加の機会は制限され続けてしまいます。

そこで、質問です。

今後、新設される公共施設や改修を予定している公共施設については、ユニバーサルトイレの設置基準を見直し、大人用ベッドやオストメイトトイレの設置を標準とするという方向性で検討すべきではないでしょうか、見解を伺います。

2つ目に、既存の公共施設についても、優先度の高い拠点施設から段階的に整備を進めるロードマップを策定する必要があると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

続いて、町内会の負担軽減について伺ってまいります。

本市では、現在、自治会、町内会に対して、市政だよりの配布事業など様々な事業を委託しており、その中でも防犯灯の設置や維持管理は地域の自治会、町内会が主体となって行う仕組みとなっています。市は補助金制度を設けていますが、あくまで設置主体は自治会、管理も自治会です。

しかし、近年、町内会加入率の低下や役員の高齢化により、この仕組みが限界を迎えつつあります。特に町内会が消滅した地域や加入者が極端に少ない地域では、防犯灯そのものが設置されず、夜間は真っ暗な状態が続いていると伺っております。市民の安全を守る防犯灯が地域コミュニティーの存続状況によって左右される仕組みは、もはや時代に適しているとは言えません。

実際に、町内会の役員の方からは、修理のたびに業者手配や費用負担が重い、役員が高齢化して手続が難しい、未加入者も利用する防犯灯をなぜ自治会、町内会だけが管理するのかなど、負担感の大きさが繰り返し寄せられています。自治会の努力で地域を支えていただいていることに深く感謝していますが、その負担が過度になり、地域コミュニティーの維持そのものが危ぶまれている現状を私たちは直視する必要があると考えています。

一方で、全国の自治体では、防犯灯の管理を市が主体となって行う方向へ転換が少しずつ進んでいます。横浜市では、約18万基のLED防犯灯を市の資産として一括管理し、電気料金や修繕、更新まで市が担う公設公営モデルを確立しています。川崎市では、従来町内会が管理していた防犯灯を市に移管し、ESCO事業を利用して、7万基をLED化、市が維持管理を一元的に実施しています。また、中小自治体でも、笠間市が市管理防犯灯を整備し、全て市が維持管理する仕組みを導入、西宮市や生駒市では、自治会管理方式から市直営や市管理へと転換し、自治会の負担軽減を図っています。これらの事例は、防犯灯を公共インフラとして市が責任を持つことで、地域の不平等をなくし、修繕のスピード向上、LED化による電気料金の削減、安全性向上など多くのメリットがあることを示しています。北九州市でも、通学路や主要道路など一部を市管理としており、全国では設置、修繕は市、電気料金のみ自治会負担とする中間モデルなど、多様な手法が取られています。

そこで、お尋ねします。

1つ目に、町内会がない、または、機能していない地域で、防犯灯がつかない現状を市としてどのように認識しているのか、また、夜間の安全性に関わる責任をどのように整理しているのか、伺います。

2つ目に、全国では、防犯灯の市主体管理が拡大していますが、本市でも自治会任せの現行制度の課題を踏まえ、市が主体となる管理方式への転換、または、部分的移行を検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

3つ目に、まずは高齢化が進む地域や通学路、町内会未設置エリアから段階的に市管理を導入するなど、現実的な移行案を検討できないか、お示してください。

以上で第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君） 市長。

○市長（武内和久君） 大項目1つ目、ユニバーサルトイレの設置につきまして、今後、新設や改修を予定している公共施設について、大人用ベッドやオストメイト対応トイレの設置を標準とする方向で検討すべきというお尋ねと、既存の公共施設について、優先度の高い拠点施設から段階的に整備を進めるロードマップの策定が必要ではないかというお尋ねがございました。

ユニバーサルトイレの整備につきましては、障害のおありの方だけではなく、高齢者や要介護者など多様な市民の皆様が安心して外出できる環境を整え、生活の質を高める上で大変重要であると認識をしております。公共施設へのユニバーサルトイレの設置につきましては、バリ

アフリー法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や福岡県福祉のまちづくり条例に基づきまして、適法かつ利用者の皆様の利便性を考慮した適切な設計を行っているところでもあります。

バリアフリー法では、不特定多数の方が御利用される2,000平米以上の新築等におきまして、車椅子対応便器、回転可能スペース、手すりや緊急呼出しボタンに加えまして、オストメイト対応については、水栓器具のみの設置が義務づけられているところがございます。福岡県福祉のまちづくり条例におきましても、不特定多数の方が御利用される新築等について、用途と面積に応じて同様の設備の設置が義務づけられているところでもあります。

一方、議員御指摘の大人用ベッドや汚物流しなどを備えたオストメイト設備につきましては、任意で設置する設備と位置づけられており、設置が義務づけられていないところがございます。

こうしたことから、北九州市の公共施設におきましては、大人用ベッドなどの任意で設置する設備につきましては、北九州市障害福祉団体連絡協議会との意見交換会での意見や利用者の皆様のお声を踏まえまして、必要に応じ、整備することといたしております。例えば、建設中の門司港地域複合公共施設におきましては、大人用ベッドとオストメイト設備を備えたユニバーサルトイレを整備する予定にしております。また、既存施設の改修におきましては、小倉城にも大人用ベッドとオストメイト設備を設置したトイレを整備予定でございます。小倉城につきましては、北九州市障害福祉団体連絡協議会からの御意見を受けまして、設備を必要とされる方が同時に使用できるよう両設備を分散して配置するなどし、より多くの市民の皆様に快適に過ごしていただけるよう配慮しているところがございます。

ユニバーサルトイレを含む公共施設のバリアフリー化につきましては、法令に基づく対応をするとともに、利用者の皆様のお声を踏まえ、個別具体的に判断をしていく必要がございます。こうしたことから、今後もロードマップの策定によらず、施設改修が必要な機会を捉えて、設置が適切と判断された設備を施設に設置していくことにより、誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）最後に、大項目2番目、町内会の負担軽減について、町内会がない、または、機能していない地域に防犯灯が設置されていない現状についての市の認識及び夜間の安全性を守る責任をどのように考えているかという御質問と、防犯灯について、市が主体となる管理方式への転換、または、部分的移行の検討について市の見解、それと、防犯灯について、段階的に市の管理を導入するなど、現実的な移行案が検討できないかという3つの御質問にまとめてお答えいたします。

防犯灯につきましては、夜間における犯罪の発生を防止し、通行の安全を守るため、全国的

に自治会が設置、管理を行い、市町村が支援することが長年にわたり基本となつてまいりました。北九州市におきましても、市街地では自治会が中心となつて設置、管理している一方で、自治会による設置が難しく、公共性が高い場所などには、市が設置、管理しております。

また、自治会が設置いたしました防犯灯につきましては、補助制度を設け、設置及び管理いずれの場合も市が支援を行っております。この補助制度につきましては、随時見直しを行っております。これまで段階的に拡充に努めてきたところでございます。

議員お尋ねの、町内会がない、もしくは、機能していない地域におきましては、通常、管理組合による防犯灯の管理等に対しまして補助制度を適用しているほか、自治会や管理組合がなく、夜間の通行人が多い場所などには、市が直接防犯灯の設置を行っております。市内全域にくまなく防犯灯を設置することは困難でございますが、このように効率的、効果的に防犯灯を設置することで、夜間の安全性確保に努めております。

また、防犯灯の管理につきましては、地域の負担の大きさや自治会加入率が低下する中、防犯灯の維持管理費を加入者のみが負担することにつきまして、公平性の確保が必要などの御意見があることは承知しております。こうした地域の現状や課題を踏まえまして、現在北九州市では、地域コミュニティーの将来像を示す地域コミュニティビジョンの策定に取り組んでおるところでございます。ビジョンに関する市民のアンケートや検討会議におきましては、防犯を含めた地域の安全・安心について関心が高く、その維持や確保のためには何が必要かについて議論が交わされておるところでございます。

議員御提案の防犯灯の管理方式の転換等につきましては、今後策定いたします将来像を示すビジョンを踏まえまして検討したいと考えており、当面は省エネや耐用年数が長いLED灯への更新を推進することにより、電気代や灯具の交換など、地域負担のさらなる軽減に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、地域の声を聞きながら、持続可能な防犯灯の管理体制を構築し、市民の皆様が安全・安心を実感できる町の実現を図ってまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）市長並びに総務市民局長、丁寧な御説明ありがとうございます。

まだ時間がありますので、第2質問させていただければと思います。

それでは、まずはユニバーサルトイレについてです。

こちらは、前向きな御答弁と捉えていいのか、ちょっとあれだったんですけども、今後、門司の複合施設や小倉城につきましては、既に計画をされているということで把握しましたが、既存の施設等々につきましては、市民の皆様がいつ安心して利用できるようになるのかというの、今のところ見通しがまだついていないというのが現状なのかなというふうな捉え方でした。

今回取り上げたは御家庭だけでなく、医療的ケア児や重度障害のある方、そして、介助が必要な高齢者の方々を支える御家族からも、外出中のトイレが最大の不安だと、そういった声が今回多く寄せられております。今回は駐車場の車内でおむつ交換せざるを得ないというふうな事例を挙げましたけれども、まさに今この瞬間も続いている現実であり、決して先送りできる課題ではないなと私は考えております。

現在、他都市を調べておりますと、多くの政令指定都市や中核市でも、様々このユニバーサルトイレについては、各都市がつくっているまちづくり条例の中に組み込んで、計画をそれぞれの都市で立てて、着実に事業として実行されているようでした。例えば、横浜市ですと、条例に基づいて建築設備仕様を示す施設整備マニュアルというのを改定して、公園や施設のトイレ改修を含む修繕やバリアフリー化を継続的に実施するようにしています。

また、この議場の方々にも、福岡県庁とかに行かれる方も多くいらっしゃると思いますけれども、県庁のトイレではユニバーサルトイレが既に導入されており、オストメイト対応にしていますよということが分かるような表記がトイレ内にもされていて、とても親切な内容だなと分かりました。

そこで、改めて伺います。

他都市もしっかりと今この現状を踏まえて、誰一人取り残すことないまちづくりをしっかりと進めていこうと条例の中で定めていっております。今後、新設、改修される公共施設においては、大人用ベッドやオストメイト設備を標準仕様として明確に位置づけるような条例、もしくは、事業計画などで私はしっかりと定めていく必要があると考えています。そういった方針を市としてしっかりと、先ほどの答弁では、しないというふうな答弁であったかとは思いますが、改めて現状として困っている方々が多いのは間違いなはずし、年々高齢化も進み、そして、重度障害、そして、医療的ケア児の方々も増えている現状でございます。こういった方針をしっかりと市として示していく必要があると思っておりますが、改めて見解を伺います。

○議長（中村義雄君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）条例化というお話でございます。いわゆる<sup>バリアフリー法</sup>~~ハートビル法~~では、不特定多数の方が利用される一定規模以上の、2,000平米っていう線があるんですけど、そういったものについては、議員おっしゃられるような施設を設ける義務があるっていうことで規定されています。これは、先ほど市長が答弁したとおり、市の施設も当然対象で、同じように取り組んでいるという状況でございます。

これ以外のところについてっていうことになりますと、2,000平米っていうと、あまりそこまで大きな施設じゃないっていう状況、大体大きさで言うと、ロードサイドの食品スーパーであったりとかドラッグストアさんみたいな規模になってくると思うんですけど、法律ではこういった商業施設に関しても2,000平米を超えると義務があるっていう形で、基本的には設置していくというような形になってございます。

これ以外のこれよりも小規模な施設ってなりますと、なかなかそういった設備まで設けさせるっていうことになる、費用の面であるとか規模感の面であるとかというところでちょっとどうなのかなっていうところもございますので、私としましては、条例化っていうところにつきましては、もう少し慎重にあるべきかなって考えておりました、議員も御紹介あった他都市の事例であるとか、そういった状況等も加味しまして、研究はしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。

2,000平米の大きさ、大体の想像はできたんですけども、先ほど申し上げましたとおり、横浜市等でしたら、公園の施設、公園等のトイレとかそういったところにもしっかりとそういった設備をしていくような方向性を示してやっておられるようでした。様々なところにお出かけされたいという中でも、なかなか難しい現状がある中で、まだまだ北九州市の中ではそういった場所がそもそも少ない。今後増やしていかないといけないけれども、今現状では難しいというのが、利用者さん、実際の今利用されている方々のお声だったので、ぜひとも新築に関しましては、もちろん今後少しずつ増えていくんだと思いますし、それに関しましてはすごく前向きに捉えてはいるんですけども、できれば市として、このことに関しましてはたくさんの方々が要望して待っているような状況でもあります。ぜひとも、この課題につきましては、優先度をしっかり考えていただきながら、検討していただければなと思っておりますし、この問題につきましては、特定の誰かだけではなくて、誰しもが直面し得る問題ではないかなと思っております。御相談をくださったお母様に関しては、この寒い日でも車を開けて寒い中で子供さんのおむつ替えをされているっていうことを考えると、それだけでもう胸が痛くなるような思いがします。ぜひとも、ユニバーサルトイレに関しましては、本当に北九州市はまだまだ少ない設置状況であります。その状況を踏まえた上で、今後前向きに、できれば速いスピード感を持って設置していただくような御検討をぜひしていただけるようお願いしたいと、強くそれに関しましては要望させていただきたいと思っております。

では続きまして、町内会の負担について再質問させていただきたいと思っております。

分かりやすい御説明ありがとうございました。現在、市が一部管理をさせていただいているということで、本市の防犯灯についての状況を確認させていただきました。

1点追加で質問させていただきたいのですが、現在の市内全体の防犯灯の数については把握されていらっしゃるのでしょうか。もし分かればお示してください。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）現在の防犯灯の数ですが、これは令和6年度末時点の数になりますが、市が管理している防犯灯が1万5,257灯、地域が管理している防犯灯が5万4,269灯、合計で6万9,526灯になります。以上です。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。改めて、状況を確認させていただくことができました。

この質問をさせていただくに当たって、まず地域の町内会長さんとお話しさせていただく機会をいただいて、様々御意見を交換させていただきましたが、市から様々な業務委託を受ける中で、特に防犯灯の管理、あと市政だよりの配布、ごみステーションの管理については、町内会に入っている人だけが金銭的、体力的、時間的な負担を強いられて、高齢化も進み、維持管理が難しく、公平性に欠けていることをとても疑問視されていらっしゃいました。

防犯防災地域コミュニティの維持について、自治会、町内会については、今まで大事な役割を果たしてまいりました。現在、今後の在り方について検討されていると思いますけれども、今も現場でボランティア精神で頑張ってくださっている自治会、町内会の方々の負担軽減については、私は、在り方検討会、もちろん今現在進めていただいています、早期にもっともっと早く、以前からこういった議論っていうのは続いておりますので、早く検討する必要があると考えております。

現在、30年前に比べますと、市内の町内会加入率は約35%減少しており、現在60%を切って59%まで減っていると伺っております。また、自治会、町内会の数も、令和2年の2,813団体から令和6年の団体数2,727団体と、86団体も減っているというふうなことが分かりました。人口減少も進んで高齢化が進む本市で、10年後、20年後の加入率の想定や自治会、町内会の数については、今想定されていらっしゃいますでしょうか、見解を伺います。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）特に10年後の想定というのは出してはいないんですが、ここ10年で毎年大体1%ずつぐらい減っております。このままの状況は、ほっておくと、また地域が立ち行かなくなるというのはもう分かっておりますので、今年度から地域コミュニティビジョンというのをつくって、今2040年の地域の在り方っていうのを議論しているところです。

先ほど議員が申された、当然、防犯灯も含めてごみステーションとか市政だより、これが地域の負担になっているという御意見は、我々も地域の方と話す中でいろいろとお話は聞いております。ただ、一方で全ての地域がもうそれを市でやってくれとかということではなくて、一部の地域は、逆にこれはやっぱり地域でやるべきだという御意見もあります。そういった意見もいろいろある中で、どういった方向がいいのかっていうのは今後検討していかないとはいけません、そのために今後の先々の地域の在り方のコミュニティビジョンというのを示した上で検討していきたいと考えておりますので、まずはしっかりそこをつくっていきたくて思っております。以上です。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。

コミュニティービジョン、この在り方については私もずっと拝見させていただいておりました、真摯に御検討を続けていただいていることも拝見しております。ただ、今ずっと大変な思いをされて、今回も恐らく今月市政だよりを配られる方々、私もお話を聞かせていただいておりますけれども、例えば50部を夜中仕事帰りに、どうしても御高齢の方が増えている地域で、その方はその方々をお願いするのが大変心苦しいからと、夜中仕事を帰ってきてから1時間、2時間かけて配っていらっしゃるといような、すごい切実なお声等をいただいております。

地域によっては、確かに、今局長がおっしゃられましたとおり、一部そうやって市政だよりについては必要だとおっしゃられる方もいらっしゃるんだと思いますけれども、町内会によってはそういった高齢化に伴って一部の人が負担をしている。一部の人が苦しい思いをしている。小さい子供を連れて、市政だよりを一生懸命回っている方々も伺っております。その一部の声、うちではやったほうが良いと思っているという声が本当に大多数なのかというのは、私は疑問視せざるを得ないと考えておりますので、本当に在り方検討会の中では、市政だよりだとかごみステーション、防犯灯の管理につきましては、真摯に御検討いただけるよう、そして、早期にこれについて結論を出していただけますように、しっかりと議論を続けていただきたいなと私は考えております。

また、今回、今議会の中でも取り上げられている方が多いんですけれども、防犯灯につきましては、昨年12月、私の住む小倉南区ではファストフード店で中学生の男女が殺傷されるという痛ましい事件も起こりました。お亡くなりになられた女生徒の御冥福をお祈り申し上げるとともに、御家族に深くお悔やみ申し上げます。また、男子生徒の方には、心からのお見舞いを申し上げますけれども、事件から約1年がたつ中ではありますが、この事件を受けて市民の夜間の安全に対する不安は一段と強まっていますし、私も小学生2人の息子を育てる母として、このような事件に対しては強い憤りを感じましたし、一層防犯について力を入れていかなければならないと思います。それだけ、この議場の皆様、そういった御発言があるということは、皆様、防犯について様々な御意見が寄せられている、関心の高い内容だとうかがえます。

この一連の質問を通して、防犯灯の在り方は、私は単なる設備管理の問題ではなくて、市民の命と安全をどのような仕組みで守っていくかっていう本質的な課題と思っております。一部の人たちが一生懸命やってくださっている、今まで担ってくださった自治会、町内会の皆様が支えてくださった体制は、感謝すべき、尊い努力の上で成り立ってきたんだと思います。でも、私は、この仕組みに関しては、今後加入率が減っていく、そして、自治体、町内会の団体数がそもそも減っていく、この現状に関して、この仕組みに対してはもう限界が見え始めています。私は市が責任主体として、新しいステージに踏み出さなければならないと考えております。

市民の安全が自治会の加入状況や地域の力の差によって左右される状況っていうのは、私は

もう看過できない状況だと考えておりますので、ぜひ、この現実を真正面から受け止めていただいて、地域の負担軽減と公平性、そして、市民の安全確保という3つの視点から、まずは防犯灯の管理の抜本的な見直し、先ほどおっしゃっていただいた地域コミュニティビジョンの中でもそうですけれども、できれば早期に今の町内会の方々の負担軽減っていうのを前向きに御検討いただきますようお願い申し上げます、以上の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）本日の日程は以上で終了し、次回は12月9日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後4時46分散会